

呉市・音戸町合併協議会  
呉市・倉橋町合併協議会  
呉市・蒲刈町合併協議会  
呉市・安浦町合併協議会  
呉市・豊浜町合併協議会  
呉市・豊町合併協議会

第 4 回 合 同 会 議

日時：平成15年12月25日(木) 13時30分  
場所：シティプラザカンコー 4階 瑞雲の間

- 次 第 -

1 挨拶 呉市長 小笠原 臣也

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

行政制度等に関する協議事項

[ 継続協議項目 ]

協議第19号 福祉制度の取扱いについて

協議第20号 介護保険事業の取扱いについて

協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第22号 保健・医療制度の取扱いについて

[ 今回提案項目 ]

協議第23号 環境事業の取扱いについて

協議第24号 商工業・観光の振興について

協議第25号 農林水産業の振興について

協議第26号 まちづくり建設事業の取扱いについて

5 その他

6 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和

7 閉 会

#### 第4回合併協議会合同会議出席者

##### (呉市)

会長 呉市長 小笠原 臣也  
委員 呉市助役 川崎 初太郎  
委員 呉市助役 赤松 俊彦  
委員 呉市議会議長 中田 清和  
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄  
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕  
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成  
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順  
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登  
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

##### (音戸町)

副会長 音戸町長 川岡 孝美  
委員 音戸町助役 下垣内 清  
委員 音戸町議会議長 岡本 義明  
委員 音戸町議会副議長 新谷 勝利  
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会委員長 幸城 和俊  
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 原田 公明  
委員 音戸町商工会会長 室澤 喜洋  
委員 音戸町区長会会長 坪井 秀則  
委員 音戸町女性連合会会長 武田 安代

##### (倉橋町)

副会長 倉橋町長 石橋 杉嘉  
委員 倉橋町助役 中田 正志  
委員 倉橋町議会議長 里 武  
委員 倉橋町議会副議長 宮西 正司  
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会委員長 上瀬 雅晴  
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 吉本 圭介  
委員 倉橋町区長会会長 原 明  
委員 倉橋町区長会副会長 黒野 國良  
委員 倉橋町監査委員 宮浦 宣政

##### (蒲刈町)

副会長 蒲刈町長 柴崎 龍雄  
委員 蒲刈町助役 村松 弘康  
委員 蒲刈町議会議長 山木 巧  
委員 蒲刈町議会副議長 岡本 智恵子  
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会委員長 大久保 正孝  
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会副委員長 馬場 照雄  
委員 蒲刈町区長会会長 木村 正雄  
委員 蒲刈町商工会会長 兼田 定夫  
委員 蒲刈町女性連合会副会長 高岡 忍

(安浦町)

副会長 安浦町長 沖田 範彦  
委員 安浦町助役 坂井 紀明  
委員 安浦町議会議長 森本 茂樹  
委員 安浦町議会副議長 渡邊 隆司  
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 榎木 和一  
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 林田 浩秋  
委員 安浦町自治会連合会会長 藤登 哲郎  
委員 安浦町女性連合会副会長 岸本 美代子  
委員 安浦町商工会会長 堀尾 忠男

(豊浜町)

副会長 豊浜町長 狹間 襄治  
委員 豊浜町助役 隠地 忠爾  
委員 豊浜町議会議長 土佐 武  
委員 豊浜町議会副議長 伊藤 圭一  
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会委員長 西永 英典  
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会副委員長 大川 一也  
委員 豊浜町自治会小野浦区長 西野 國定  
委員 豊浜町自治会山崎区長 坂 孝好  
委員 豊浜町自治会立花区長 大奈良 靖

(豊 町)

副会長 豊町長 長本 憲  
委員 豊町助役 大町 武之  
委員 豊町議会議長 大道 洋三  
委員 豊町議会副議長 本末 満  
委員 豊町議会総務常任委員会委員長 廿日出 真二  
委員 豊町議会産業建設常任委員会委員長 長浜 要悟  
委員 豊町連合町内会会長 琢明 知之  
委員 豊町商工会会長 村尾 征之  
委員 豊町女性会会長 築山 トヨコ

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

# 第 4 回 合 併 協 議 会 協 議 事 項

## 行政制度等に関する協議

### [ 継続協議項目 ]

|        |              |     |       |
|--------|--------------|-----|-------|
| 協議第19号 | 福祉制度の取扱い     | ・・・ | P 1   |
| 協議第20号 | 介護保険事業の取扱い   | ・・・ | P 2 0 |
| 協議第21号 | 国民健康保険事業の取扱い | ・・・ | P 2 0 |
| 協議第22号 | 保健・医療制度の取扱い  | ・・・ | P 2 1 |

### [ 今回提案項目 ]

|        |               |     |       |
|--------|---------------|-----|-------|
| 協議第23号 | 環境事業の取扱い      | ・・・ | P 3 0 |
| 協議第24号 | 商工業・観光の振興     | ・・・ | P 4 1 |
| 協議第25号 | 農林水産業の振興      | ・・・ | P 4 8 |
| 協議第26号 | まちづくり建設事業の取扱い | ・・・ | P 5 7 |

## 16 各種事務事業の取扱い

### 行政制度等に関する調整方針及び協議事項

行政制度等の調整については、合併に際し、行政制度の違いから市町の住民生活に支障を来さないように行政の事務・事業（福祉，保健，医療，衛生，経済振興，まちづくり，学校教育，文化・スポーツ振興，上・下水道，消防・救急など）について，事前に調整を図るものです。

また，調整にあたっては，原則として呉市の制度に統一することを基本に，次の点に留意しながら協議を進めていくこととします。

- ( 1 ) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は，呉市の制度を適用していくこととする。
- ( 2 ) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は，呉市制度に準拠し，できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。
- ( 3 ) 町制度に該当する呉市制度がない場合は，合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し，必要性や財政状況等を総合的に判断する中で，廃止あるいは段階的，経過的な措置を検討していくこととする。

## [ 継続協議項目 ]

### 協議第19号

#### 福祉制度の取扱い

| 内 容  |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|----|----|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉などの制度内容調整について協議する。   |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（合併協定案）  |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 福祉制度については，呉市福祉事務所を中心に県の呉地域事務所等と連携し対応していくものとする。   |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 原則として呉市の制度を適用，又は統一していくものとする。   |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| ただし，町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては，合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。   |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 保育料については第5回協議会へ提案予定  |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 市・町の現状及び参考資料   |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 行政制度調整調書 P 1～20<br>P 22～23   |     |     |     |     |     |     |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">音戸町</th> <th style="text-align: center;">倉橋町</th> <th style="text-align: center;">蒲刈町</th> <th style="text-align: center;">安浦町</th> <th style="text-align: center;">豊浜町</th> <th style="text-align: center;">豊 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（1）の項目数</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">56</td> </tr> <tr> <td>調整方針（2）の項目数</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">71</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>調整方針（3）の項目数</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> |     | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 | 調整方針（1）の項目数 | 47 | 49 | 58 | 35 | 57 | 56 | 調整方針（2）の項目数 | 59 | 57 | 48 | 71 | 49 | 50 | 調整方針（3）の項目数 | 4 | 1 | 3 | 7 | 3 | 4 |
|  | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（1）の項目数  | 47  | 49  | 58  | 35  | 57  | 56  |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（2）の項目数  | 59  | 57  | 48  | 71  | 49  | 50  |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（3）の項目数  | 4   | 1   | 3   | 7   | 3   | 4   |     |             |    |    |    |    |    |    |             |    |    |    |    |    |    |             |   |   |   |   |   |   |

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**  
**(補足がある場合は、呉市の欄に 印で提示)**

| 該当項目  | 呉市   | 音戸町 | 倉橋町 |
|---|--|-----|-----|
| <b>児童福祉</b>                                     |  |     |     |
| 障害児保育<br>補助率: 県1 / 3<br>(調書 P2)                 | 保育に欠ける障害児のうち、特別児童扶養手当の支給対象であるか広島県トータルケア21推進事業に掲げる障害児保育事業の対象児であるかのいずれかに該当する、集団保育が可能で、日々通所できる児童の保育を実施している。<br>(対象障害児1.2人につき非常勤保育士1名を加配)    | /   | /   |
| 放課後児童健全育成事業<br>補助率: 国1 / 3<br>県1 / 3<br>(調書 P3) | 下校後、保護者が労働等により家庭にいない小学校1～3年生の児童の生活指導を行い、その健全育成を図るため、放課後児童会を設置し、小学校の余裕教室・プレハブ等で実施している。<br>月～金利用: 3,500円<br>月～土利用: 5,000円<br>おやつ代 : 1,300円 | /   | なし  |

**障害者(児)福祉**

|   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 心身障害者扶養共済制度<br>掛金助成<br>(調書 P5)          | 「広島県心身障害者扶養共済制度」の加入者で、掛金減額決定者を対象として、掛金の全額を助成している。   | なし | なし |
| 進行性筋萎縮症者療養等給付<br>補助率: 国1 / 2<br>(調書 P5) | 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に特に長期間を要する方を対象として、医療機関に入所又は通所させ、必要な治療、訓練及び生活指導を行っている。<br>また、進行性筋萎縮症者の医療費並びに日用品費、期末一時扶助費、葬祭費、重障指導費及び指導訓練材料費を給付している。 | なし | なし |
| 障害者住宅整備資金貸付<br>(調書 P5)                  | 身体障害者(1～4級の身体障害者手帳所持者)又は重度の知的障害者(㊤・Aの療育手帳所持者)を対象として、限度額420万円、償還期間10年の貸付を行っている。  | /  | /  |
| 障害者公共交通機関利用助成<br>(調書 P5)                | 身体障害者手帳1種もしくは下肢を含む障害1～3級又は療育手帳㊤・A・㊦の方に、呉市内に限り運賃無料で無制限に乗車できる、市営バスの「優待証」を交付している。  | /  | なし |
| 重度心身障害者福祉タクシー<br>利用助成<br>(調書 P6)        | 身障手帳1種もしくは下肢を含む障害が3級以上又は療育手帳㊤・A・㊦の交付を受けている方(障害者公共交通機関利用助成又は紙おむつ購入助成券支給を受けている方を除く)を対象として、1枚300円のチケットを年間60枚支給している。  | なし | なし |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|
|-----|-----|-----|----|

|    |   |    |    |
|----|---|----|----|
| なし | / | なし | なし |
| なし | / | /  | なし |

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| なし | /  | なし | なし |
| /  | /  | なし | なし |
| なし | /  | なし | なし |
| /  | なし | なし | なし |
| なし | なし | なし | なし |

| 該当項目   | 呉市   | 音戸町 | 倉橋町 |
|--|--|-----|-----|
| 紙おむつ購入助成券支給<br>(調書 P6)                                       | 支給要件・対象者<br>身障手帳1種もしくは下肢を含む障害が3級以上又は療育手帳①・A・②の交付を受けている方<br>ただし、障害者公共交通機関利用助成又は重度心身障害者福祉タクシー利用助成を受けている方を除く<br>補助の範囲・支給額<br>年4回、1回につき6,000円分の紙おむつ助成券を交付  |     |     |
| 共同作業所通所交通費助成<br>(調書 P6)                                      | 公共の交通機関又は交通用具を利用して月5日以上作業所・授産施設等に通所する精神障害者を対象として、共同作業所に通所するための交通費(対象者の住所から作業所等までの往復運賃の1/2の額に通所日数を乗じた額又は片道1.5km以上交通用具を利用する場合は月額1,500円)を助成している。  | なし  | なし  |
| 重度身体障害者入浴サービス<br>(施設入浴・訪問入浴)<br>補助率: 国1/2<br>県1/4<br>(調書 P7) | 通所: 家庭での入浴が困難な重度身障害者を対象として、送迎、健康チェック、入浴サービス、給食サービス、訓練事業を実施している。<br>訪問: 市内に住所を有する重度身障害者を対象として、入浴等の介助、健康相談及び助言その他必要なサービスを実施している。   |     | なし  |
| 重度身体障害者移動支援事業<br>補助率: 県2/3<br>(調書 P9)                        | 車いす使用等の重度身体障害者を対象として、運転ボランティア兼ヘルパーにより、社協所有のリフトカーでの移送サービスを実施している。<br>(費用: 50円/km)<br><br>町地域にも円滑に制度適用できるよう増車、配置等について、引き続き検討する。  | なし  | なし  |
| 手話・要約筆記奉仕員派遣事業<br>補助率: 国1/3<br>県1/3<br>(調書 P9)               | 聴覚及び音声又は言語機能に障害がある方を対象として、外出時等に手話・要約筆記奉仕員を無料で派遣している。   | なし  | なし  |
| 精神障害者就労促進事業費補助<br>補助率: 県1/2<br>(調書 P11)                      | 対象<br>精神障害者の機能訓練、生活訓練を行う市内の共同作業所<br>補助額<br>(1)事業の運営に必要な事務費及び事業費(事業による訓練実施日数が週5日以上である場合)<br>ア)基本分: 41,000円 × 各月の呉市に住所を有する利用者数<br>イ)特別指導加算:<br>6,500円 × 上記利用者のうち、重度訓練者数<br>(2)備品購入に要する経費(事務用ものを除く。)<br>(3)事業を実施している建物等の修繕及び模様替並びに環境改善に要する経費<br>(4)家賃地代等補助:<br>心身障害者就労促進事業補助に同じ。<br>(5)安定化補助金: 1事業所当たり1年度について200,000円 | なし  | なし  |



| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|
| なし  | /   | なし  | なし |
| なし  | なし  | なし  | /  |
| /   | /   | なし  | なし |
| なし  | /   | /   | なし |
| なし  | /   | なし  | なし |
| なし  | /   | /   | /  |

| 該当項目                                    | 呉市   | 音戸町     | 倉橋町     |
|---|--|---------|---------|
| <b>高齢者福祉</b>                            |  |         |         |
| 老人短期入所<br>補助率: 国1/2<br>県1/4<br>(調書 P15) | 入所要件・対象者<br>介護保険給付対象外のおおむね65才以上の高齢者で、日常生活に対する指導、支援の必要がある方<br>事業内容<br>短期間養護老人ホームでのサービス提供、養護老人ホームへの短期入所を実施   | なし      | なし      |
| 紙おむつ購入助成券支給<br>(調書 P17)                 | 支給要件・対象者<br>70歳以上で、敬老優待証の交付及び介護保険施設等に入所していない、常時おむつを必要とする高齢者と、65歳以上70歳未満で要介護4又は5と判定された市民税非課税世帯の高齢者を介護している家族<br>補助の範囲・支給額<br>年24,000円の紙おむつ購入助成券を交付 | /       | なし      |
| <b>その他の福祉</b>                           |  |         |         |
| 災害見舞金等<br>(調書 P22)                      | 市内における災害による被災者に対し、見舞金を支給している。<br>全壊・全焼・流出: 6万円<br>半壊・半焼: 4万円<br>床上浸水、一部損壊: 2万円<br>(災害救助法の適用を受けた災害)<br>死亡: 一人につき10万円<br>(災害弔慰金の適用を受けない災害)         | なし      | なし      |
| 入院患者見舞金の支給<br>(調書 P23)                  | 被爆者(被爆者健康手帳所持者)が指定医療機関に2か月以上入院したとき、年度1回3,000円を支給している。  | なし      | なし      |
|   |  | ほか 37項目 | ほか 35項目 |
| <b>合計項目数</b>                            |  | 47項目    | 49項目    |

| 蒲刈町     | 安浦町     | 豊浜町     | 豊町      |
|---------|---------|---------|---------|
| なし      |         |         |         |
| なし      |         |         | なし      |
| なし      |         |         | なし      |
| なし      | なし      | なし      | なし      |
| ほか 44項目 | ほか 31項目 | ほか 46項目 | ほか 42項目 |
| 58項目    | 35項目    | 57項目    | 56項目    |

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

| 該当項目  | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町   |
|---|---|--|---|
| <b>児童福祉</b>   |   |  |   |
| 乳幼児等医療費補助<br>補助率：県1/2<br><br>(調書 P2)                            | 支給要件・対象者<br>小学校就学前の乳幼児で保護者の所得額が児童手当・特例給付所得制限限度額未満のもの<br>補助の範囲・支給額<br>保険診療の自己負担額全額<br>ただし、4歳児から小学校就学前までにあつては、入院時の食事代を除く入院費のみ対象                         | 支給要件・対象者<br>満3歳未満の乳幼児<br>その他呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>自己負担額全額            | 支給要件・対象者<br>満3歳未満の乳幼児<br>その他呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>自己負担額全額               |
| <b>母子・寡婦・父子福祉</b>   |   |  |   |
| ひとり親家庭等医療費補助<br>補助率：県1/2<br><br>(調書 P3)                         | 支給要件・対象者<br>ひとり親家庭の父又は母と18歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある児童で、前年分所得税非課税世帯に属するもの<br>補助の範囲・支給額<br>保険診療の自己負担額全額<br>(入院時食事療養に係る負担額を除く)                             | 支給要件・対象者<br>ひとり親家庭の母<br>その他呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ               | 支給要件・対象者<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ  |
| 保育料の軽減<br>(調書 P3)   | 第3子以降の保育料を無料としている。(国の基準に上乘せ)  | 呉市に同じ  | なし  |
| <b>障害者(児)福祉</b>   |   |  |   |
| 紙おむつ購入助成券支給<br>(調書 P6)  | 支給要件・対象者<br>身障手帳1種もしくは下肢を含む障害が3級以上又は療育手帳④・A・③の交付を受けている方<br>ただし、障害者公共交通機関利用助成又は重度心身障害者福祉タクシー利用助成を受けている方を除く<br>補助の範囲・支給額<br>年4回、1回につき6,000円分の紙おむつ助成券を交付 | 支給要件・対象者<br>ただし書きの内容を除き呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ                   | 支給要件・対象者<br>ただし書きの内容を除き呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>年4回、1回につき100枚の紙おむつを支給している。 |
| 重度身体障害者入浴サービス<br>(施設入浴・訪問入浴)<br>補助率：国1/2<br>県1/4<br><br>(調書 P7) | 通所：家庭での入浴が困難な重度身障害者を対象として、送迎、健康チェック、入浴サービス、給食サービス、訓練事業を実施している。<br>訪問：市内に住所を有する重度身障害者を対象として、入浴等の介助、健康相談及び助言その他必要なサービスを実施している。                          | 通所：なし<br>訪問：町内に住所を有する重度身体障害者を対象として、入浴の介助、健康相談及び助言、その他必要なサービスを実施している。 | なし  |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|   |                                |   |   |
|---|--------------------------------|---|---|
| 支給要件・対象者<br>満4歳未満の乳幼児<br>その他呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>自己負担額全額<br>ただし、3歳児にあつては、入院時の食事代を除く入院費のみ対象 | 支給要件・対象者<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ | 支給要件・対象者<br>満3歳未満の乳幼児<br>その他呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>自己負担額全額<br>ただし、2歳児にあつては、入院時の食事代を除く入院費のみ対象 | 支給要件・対象者<br>満4歳未満の乳幼児<br>補助の範囲・支給額<br>自己負担額全額<br>ただし、3歳児にあつては、入院時の食事代を除く入院費のみ対象 |
|---|--------------------------------|---|---|

|  |                                |                                |   |
|--|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 支給要件・対象者<br>ひとり親家庭の母<br>その他呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ | 支給要件・対象者<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ | 支給要件・対象者<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ | 支給要件・対象者<br>呉市に同じ<br>課税世帯は、児童のみ<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ |
| なし   | なし                             | なし                             | なし  |

|   |  |    |    |
|---|--|----|----|
| なし  | 支給要件・対象者<br>ただし書きの内容を除き呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ                   | なし | なし |
| 通所：なし<br>訪問：町内に住所を有する重度身体障害を対象として、入浴の介助、健康相談及び助言、その他必要なサービスを実施している。 | 通所：家庭での入浴が困難な重度障害者を対象として、入浴サービス、給食サービス、送迎、健康指導、機能訓練を実施している。<br>訪問：なし | なし | なし |

| 該当項目                                      | 呉市   | 音戸町  | 倉橋町   |
|---|--|--|---|
| 緊急通報装置の設置<br>補助率: 国1/2<br>県1/4<br>(調書 P8) | 対象者<br>(1)おおむね65歳以上の一人暮らし老人<br>(2)訪問を必要とする夫婦暮らし世帯等<br>(3)一人暮らしの重度身体障害者等<br>内容<br>消防局に自動的に緊急事態を通報する機器本体及びペンダント型発信機を設置<br>費用<br>6,600円<br>生活保護世帯無料   | 呉市に同じ  | 対象者<br>(1)おおむね65歳以上の一人暮らし老人<br>(2)一人暮らしの重度身体障害者等<br>内容<br>社会福祉協議会に委託<br>無償貸与  |
| 重度身体障害者移動支援事業<br>補助率: 県2/3<br>(調書 P9)     | 車いす使用等の重度身体障害者を対象として、運転ボランティア兼ヘルパーにより、社協所有のリフトカーでの移送サービスを実施している。<br>(費用: 50円/km)<br>町地域にも円滑に制度適用できるよう増車、配置等について、引き続き検討する。  | なし   | なし  |
| 心身障害者就労促進事業補助<br>補助率: 県1/2<br>(調書 P10)    | 助成要件・対象者<br>満15歳以上の知的障害者及び身体障害者を対象として就労促進事業を実施する作業所<br>補助の範囲・支給額<br>(県事業)<br>(1)運営費補助<br>(一人当たり月額)<br>週5日以上:41,000円<br>週3日以上:28,000円<br>重度加算:<br>6,500円又は4,000円<br>(2)備品購入費補助:市長承認額<br>(3)建物等改装費補助:<br>市長承認額<br>(単市事業)<br>(4)家賃地代等補助:実支出と、県知事が定める額に1.3を乗じた額に事業実施月数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の金額<br>(5)事業所割補助:市内の事業所に対し1施設200,000円 | 助成要件・対象者<br>呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額(県事業)<br>(1)運営費補助<br>(一人当たり月額)<br>週5日以上:41,000円<br>週3日以上:28,000円<br>重度加算:6,500円<br>(2)備品購入費補助:<br>1,000,000円を限度<br>(3)家賃補助:67,095円/月<br>(4)ガソリン代:60,000円/年 | 助成要件・対象者<br>呉市に同じ<br>補助の範囲・支給額(県事業)<br>(1)運営費補助<br>(一人当たり月額)<br>週5日以上:41,000円<br>週3日以上:28,000円<br>重度加算:6,500円<br>(2)送迎委託:150,000円/月 |
| 精神障害者就労促進事業費補助<br>補助率: 県1/2<br>(調書 P11)   | 対象<br>精神障害者の技能修得訓練、生活指導を行う市内の共同作業所<br>補助額<br>(1)事業の運営に必要な事務費及び事業費(事業による訓練実施日数が週5日以上である場合)<br>ア)基本分:41,000円×各月の呉市に住所を有する利用者数<br>イ)特別指導加算:<br>6,500円×上記利用者のうち、重度訓練者数<br>(2)備品購入に要する経費(事務用のものを除く。)<br>(3)事業を実施している建物等の修繕及び模様替並びに環境改善に要する経費<br>(4)家賃地代等補助:<br>心身障害者就労促進事業補助に同じ。<br>(5)安定化補助金:1事業所当たり1年度について200,000円              | なし   | なし  |

| 蒲刈町   | 安浦町  | 豊浜町   | 豊 町  |
|---|--|---|--|
| <p>対象者<br/>一人暮らしの重度身体障害者等<br/>内容:呉市に同じ<br/>無償貸与</p> | <p>呉市に同じ</p>   | <p>なし</p>   | <p>対象者<br/>内容<br/>呉市に同じ<br/>費用<br/>6,600円</p>  |
| <p>なし</p>   | <p>町社協へ委託し,身障手帳を保持し,下肢機能の低下により一般の交通機関利用困難な方を対象として,高齢者能力活用協会運転手が社協所有の車両を利用し,費相当分(運転手・ガソリン代等)の利用者負担により実施している。</p>  | <p>重度心身障害者及びねたきり老人の方を対象として,運転手ボランティアによる社協所有のライトカーで移送サービスを実施している。(運転手への謝礼は町負担,航送料・駐車料・通行料金・ガソリン代等は利用者負担)</p>   | <p>なし</p>  |
| <p>なし</p>   | <p>助成要件・対象者<br/>呉市に同じ<br/>補助の範囲・支給額(県事業)<br/>(1)運営費補助<br/>(一人当たり月額)<br/>週5日以上:41,000円<br/>週3日以上:28,000円<br/>重度加算:6,500円<br/>(2)備品購入費補助:<br/>500,000円を限度<br/>(3)建物等改装費補助:<br/>1,000,000円を限度</p> | <p>助成要件・対象者<br/>町内に在住している心身障害者が通所している作業所<br/>(豊町の若葉作業所)<br/>補助の範囲・支給額(県事業)<br/>41,000円(月額)×対象数</p>  | <p>助成要件・対象者<br/>満15歳以上の知的障害者・精神障害者及び身体障害者を対象に就労促進事業を実施する作業所<br/>補助の範囲・支給額(県事業)<br/>(1)運営費補助<br/>(一人当たり月額)<br/>週5日以上:41,000円<br/>重度加算:月額6,500円<br/>(2)備品購入費補助:<br/>500,000円を限度<br/>(3)建物等改装費補助:<br/>1,000,000円を限度</p> |
| <p>なし</p>   | <p>対象<br/>町内に在住する精神障害者が通所している作業所<br/>補助額<br/>(1)・(2)・(3)呉市に同じ<br/><br/>H15.4現在利用者はいないが,若竹作業所に事業の運営に必要な経費のうち40,000円補助している。<br/>市町村均等割:30,000円<br/>クッキー工場家賃:10,000円</p>                          | <p>対象<br/>町内に在住する精神障害者が通所している作業所<br/>補助額<br/>(1)呉市に同じ<br/><br/>H15.4現在利用者はいないが,若竹作業所に事業の運営に必要な経費のうち40,000円補助している。<br/>市町村均等割:30,000円<br/>クッキー工場家賃:10,000円</p> | <p>対象<br/>町内に在住する精神障害者が通所している作業所<br/>補助額<br/>(1)呉市に同じ<br/><br/>H15.4現在利用者はいないが,若竹作業所に事業の運営に必要な経費のうち40,000円補助している。<br/>市町村均等割:30,000円<br/>クッキー工場家賃:10,000円</p>  |

| 該当項目   | 呉市  | 音戸町   | 倉橋町   |
|--|---|---|---|
| <b>高齢者福祉</b>                                   |   |   |   |
| 老人日常生活用具給付等<br>補助率: 国1/3<br>県1/3<br>(調書 P13)   | 支給要件・対象者<br>おおむね65歳以上の寝たきり<br>や一人暮らし老人等<br>給付用具<br>国補助: 火災警報器, 電磁調理器, 自動消火器, 緊急通報装置<br>国補助外: 入浴補助用具, 手すり, 段差解消用具  | 支給要件・対象者<br>おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者<br>給付用具等<br>火災警報機, 自動消火器, 老人用電話, 老人用電話切替費, 電磁調理器   | 支給要件・対象者<br>おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者<br>給付用具等<br>火災警報器, 自動消火器, 老人用電話, 老人用電話切替費, 電磁調理器       |
| 敬老金等<br>(調書 P14)                               | 支給要件・対象者<br>88歳の方, 100歳以上の方<br>支給額等<br>一人当たり年額<br>88歳: 20,000円<br>100歳以上: 50,000円<br>100歳: 記念品贈呈  | 支給要件・対象者<br>9/15現在において満80歳以上の方<br>支給額等<br>一人当たり年額<br>80~89歳: 6,000円<br>90~94歳: 36,000円<br>95~99歳: 60,000円<br>100歳以上: 240,000円 | 支給要件・対象者<br>9/15現在において, 町内に1年以上住所を有し, 年齢が80歳以上に達する方<br>支給額等<br>一人当り年額5,000円と商品券2,000円 |
| 老人短期入所<br>補助率: 国1/2<br>県1/4<br>(調書 P15)        | 入所要件・対象者<br>介護保険給付対象外のおおむね65才以上の高齢者で, 日常生活に対する指導, 支援の必要がある方<br>事業内容<br>短期間養護老人ホームでのサービス提供, 養護老人ホームへの短期入所を実施   | なし  | なし  |
| デイサービス<br>補助率: 国1/2<br>県1/4<br>(調書 P15)        | 実施要件・対象者<br>日常生活を営むのに支障のあるおおむね65才以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する高齢者で, 介護保険給付対象外のもの及び介護保険給付対象外の家に関じこもりがちな一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方<br>内容<br>市内13施設に委託し, 入浴, 食事, 日常生活動作訓練, 健康チェック, 送迎, 各種教室, 軽体操, レクリエーション, 茶話会を実施<br>費用<br>600円(生活保護世帯無料)<br>350円(食料などの実費負担) | 実施要件・対象者<br>おおむね60歳以上の一人暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな方<br>内容<br>町内1施設に委託し, 入浴食事日常動作訓練, 趣味活動等を実施<br>費用<br>自己負担1回800円                      | 実施要件・対象者<br>呉市に同じ<br>内容<br>呉市に同じ<br>(町内1施設に委託)<br>費用<br>自己負担1回800円                    |
| 在宅介護支援センターの運営<br>補助率: 国1/2<br>県1/4<br>(調書 P16) | 基幹型: 2(社協, 医師会)<br>地域型: 17(社会福祉法人, 医療法人)<br>町地域の支援センターはすべて「地域型」とする。   | 基幹型: 1(さざなみ)<br>地域型: 1(あかさき園)   | 基幹型: 1(社協)<br>地域型: 1(たちばな福祉会)   |



| 蒲刈町  | 安浦町   | 豊浜町   | 豊 町  |
|--|---|---|--|
| <p>支給要件・対象者<br/>呉市に同じ<br/>給付用具<br/>火災警報器, 自動消火器, 緊急通報装置, 電磁調理器, 入浴補助器, 歩行補助器</p>   | <p>支給要件・対象者<br/>呉市に同じ<br/>給付用具等<br/>火災警報器, 自動消火器, 電磁調理器, 老人用電話, 老人用電話切替費</p>  | <p>支給要件・対象者<br/>おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者<br/>給付用具<br/>湯沸器, マットレス, エアーマット, 腰掛便座(器), 特殊尿器, 体位変換機, 火災警報機, 自動消火器, 特殊寝台, 浴槽, 入浴担架, 緊急通報装置, 痴呆性老人徘徊感知機器, 車いす, 歩行器, 老人用電話の給付又は貸与</p> | <p>支給要件・対象者<br/>呉市に同じ<br/>給付用具等<br/>国の基準による</p>  |
| <p>支給要件・対象者<br/>90歳以上の方<br/>支給額等<br/>座布団(紫色・3,000円相当)</p>  | <p>支給要件・対象者<br/>(1)町内に継続して3ヶ月以上住む方で, 9/30に74歳以上である方<br/>(2)金婚顕彰者<br/>(3)母子寡婦顕彰者<br/>支給額等<br/>(1)74歳～79歳: 3,000円<br/>80歳～89歳: 5,000円<br/>90歳～99歳: 10,000円<br/>100歳以上: 20,000円<br/>100歳到達: 100,000円<br/>(2)5,000円<br/>(3)5,000円</p> | <p>支給要件・対象者<br/>88歳の方・100歳の方<br/>支給額等<br/>一人当り年額<br/>88歳: 5,000円<br/>100歳: 10,000円</p>  | <p>支給要件・対象者<br/>4/1において88歳以上であり, 3ヶ月以上豊町に在住の方<br/>支給額等<br/>一人当り年額<br/>88～94歳: 8,000円<br/>95～99歳: 10,000円<br/>100歳以上: 13,000円</p> |
| <p>なし</p>  | <p>入所要件・対象者<br/>介護保険給付対象者で, 支給限度日数では生活を維持するのが困難であると認められた方<br/>事業内容<br/>原則として7日間以内, 特別養護老人ホームで短期間介護</p>  | <p>入所要件・対象者<br/>呉市に同じ<br/>事業内容<br/>原則として7日間以内, 特別養護老人ホームで短期間介護</p>  | <p>入所要件・対象者<br/>呉市に同じ<br/>事業内容<br/>原則として7日間以内, 特別養護老人ホームで短期間介護</p>   |
| <p>実施要件・対象者<br/>おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等のうち家に閉じこもりがちな者や心身に何らかの障害を有する者で介護保険の給付対象外となる方<br/>内容<br/>社会福祉協議会が高齢者生活福祉センターにおいて, 日常動作訓練, レクリエーション, 趣味活動, 交流の場の提供, 入浴サービス, 給食サービス, 送迎等を実施<br/>費用<br/>自己負担242円<br/>食費350円<br/>入浴料150円</p> | <p>実施要件・対象者<br/>おおむね60歳以上の一人暮らしの高齢者で家に閉じこもりがちな方及びおおむね65歳以上の介護保険給付対象外の高齢者で援助を必要とする方<br/>内容<br/>呉市に同じ<br/>(町内1施設に委託)<br/>費用<br/>食費等実費負担1回1,000円強</p>  | <p>実施要件・対象者<br/>おおむね65歳以上の, 身体が虚弱又は寝たきり等のために日常生活を営むのに支障のある方<br/>内容<br/>呉市に同じ<br/>(豊浜町高齢者生活福祉センターで実施)<br/>費用<br/>施設使用料585円<br/>食費350円</p>                                | <p>実施要件・対象者<br/>呉市に同じ<br/>内容<br/>呉市に同じ<br/>(町内1施設に委託)<br/>費用<br/>自己負担1回800円</p>  |
| <p>地域型: 1(社協)</p>  | <p>地域型: 1</p>   | <p>地域型: 1(社協委託)</p>   | <p>地域型: 1(社福:豊寿会)</p>  |

| 該当項目                                   | 呉市   | 音戸町  | 倉橋町   |
|--|--|--|---|
| 配食サービス<br>補助率:国1/2<br>県1/4<br>(調書 P17) | 実施要件・対象者<br>おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに重度身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難なものを対象として<br>事業内容<br>民間委託により、栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、訪問の際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には関係機関への連絡等を行う<br>利用料:1食400円<br>豊浜町、豊町についても、円滑な事業展開ができるように配慮し、委託業者についての検討を行う。 | 呉市に同じ  | 呉市に同じ   |
| 紙おむつ購入助成券支給<br>(調書 P17)                | 支給要件・対象者<br>70歳以上で、敬老優待証の交付及び介護保険施設等に入所していない、常時おむつを必要とする高齢者と、65歳以上70歳未満で要介護4又は5と判定された市民税非課税世帯の高齢者を介護している家族<br>補助の範囲・支給額<br>年24,000円の紙おむつ購入助成券を交付   | 支給要件・対象者<br>65歳以上で、介護保険施設等に入所していない、常時おむつを必要とする高齢者<br>補助の範囲・支給額<br>呉市に同じ  | なし  |
| 老人クラブ(助成)<br>補助率:県2/3<br>(調書 P18)      | 対象<br>単位老人クラブ及び老人クラブ連合会<br>補助金:<br>単位クラブ 46,560円<br>連合会 1,772,960円<br>行事等の委託:<br>ねんりんスポーツ大会、ゲートボール大会、趣味の教室、老人福祉講演会、老人大学、ねんりん作品展、老人農園等<br>連合会補助金については、3年程度の経過措置をとる方向で調整する。  | 対象<br>呉市に同じ<br>補助金:<br>単位クラブ 66,000円/年<br>連合会 555,000円<br>行事等の委託:<br>芸能大会、囲碁将棋大会、スポーツ大会、グランドゴルフ大会、研修会等<br>1,500,000円/年 | 対象<br>呉市に同じ<br>補助金:<br>単位クラブ 46,560円/年<br>連合会 80円×<br>老人クラブ会員数<br>+204,000円<br>行事等の委託:<br>750,000円(単町分) |
| 敬老行事<br>(調書 P18)                       | 地区社協が主催する敬老行事に対し、補助を行っている。<br>呉市社協補助金:920万円(H15年度)<br>補助金については、内容を精査したうえで、3年程度の経過措置をとる方向で調整する。   | 地区女性会が主催する敬老行事に対し、補助を行っている。<br>(女性会へ)<br>敬老会補助金:442万円<br>1,500円×2,947人   | 各区が主催する敬老行事に対し、補助を行っている。<br>(各区へ)<br>敬老祝金交付金:48万円<br>600円×800人  |
| 高齢者公共交通機関利用助成<br>(調書 P18)              | 70歳以上の高齢者を対象として、呉市営バスの市内区間の乗車運賃を無料としている。<br>町内バスを含め、呉市の制度に統一又は呉市の制度を適用する。  | 70歳以上の高齢者を対象として、さざなみ号の乗車運賃を無料としている。  | なし  |
|  |  | ほか 43項目  | ほか 45項目   |
| 合計項目数                                  |  | 59項目   | 57項目  |

| 蒲刈町   | 安浦町   | 豊浜町   | 豊町  |
|---|---|---|---|
| 呉市に同じ(社協委託)   | 実施要件・対象者<br>事業内容<br>呉市に同じ(社協委託)<br>利用料:1食300円   | 実施要件・対象者<br>事業内容<br>呉市に同じ(社協委託)<br>利用料:1食350円   | なし  |
| なし  | 支給要件・対象者<br>家族介護用品支給事業として、要介護4・5判定の方を在宅で介護している町民税非課税世帯の家族<br>補助の範囲・支給額<br>年75,000円の助成券を交付                 | 支給要件・対象者<br>要介護認定において重度(要介護4または5)と認定された高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族<br>補助の範囲・支給額<br>75,000円を限度として、家族用介護用品購入を助成 | なし  |
| 対象<br>呉市に同じ<br>補助金:<br>単位クラブ 46,560円<br>連合会 546,000円<br>(H15年度)                           | 対象<br>呉市に同じ<br>補助金:<br>単位クラブ 46,560円<br>連合会補助金 252,000円<br>行事等の委託:<br>ゲートボール大会、スポーツ大会等<br>846,000円(H15予算) | 対象<br>呉市に同じ<br>補助金:<br>単位クラブ 55,000円<br>連合会 250,000円<br>(H15年度)   | 対象<br>呉市に同じ<br>補助金:<br>単位クラブ 10,000円×12ヶ月<br>×クラブ数<br>連合会<br>(1)173,400円(H15年度)<br>(2)80円×会員数 |
| 敬老行事を主催し、協力いただく女性会に補助を行っている。<br>196万円(H15年度予算)<br>1人当り 約2,460円×797人<br>(女性会へ)<br>補助金:28万円 | 町女性連合会が主催する敬老行事に対し、補助を行っている。<br>安浦町女性連合会:162万円<br>1人当り 約1,008円×1,606人                                     | 敬老行事を主催している。<br>190万円(H15年度予算)<br>1人当り 約4,400円  | 敬老行事を主催している。<br>428万円(H15年度予算)<br>1人当り 約3,745円×1,143人   |
| 70歳以上の高齢者を対象として、町区域における町営バスの乗車運賃を無料としている。   | なし  | なし  | なし  |
| ほか 36項目   | ほか 54項目   | ほか 35項目   | ほか 38項目   |
| 48項目  | 71項目  | 49項目  | 50項目  |

- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

**調整方針案： 町制度は廃止する。**

ただし、調整に当たっては、町地域の实情に配慮するものとする。

| 該当項目 | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 |
|------|----|-----|-----|
|------|----|-----|-----|

**障害者(児)福祉**

|                          |                            |  |   |
|--------------------------|----------------------------|--|---|
| 重度心身障害者介護手当<br>(調書 P5)   | なし                         | なし   | なし  |
| 重度心身障害者扶養手当<br>(調書 P5)   | なし                         | なし   | なし  |
| 心身障害者福祉年金<br>(調書 P5)     | なし                         | 身体障害者手帳1～2級及び療育手帳(ア)・Aの所持者を対象として、年額38,400円を支給している。   | なし  |
| 腎臓障害者通院交通費助成等<br>(調書 P6) | なし<br>呉市障害者福祉タクシー事業等<br>対応 | 音戸町社会福祉協議会へ委託し、腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている方を対象として、通院費(バス運賃の1/2)の助成を行っている。                                      | 腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている方を対象として、通院費(バス運賃の1/4・限度額/月30,000円)の助成を行っている。 |
| 訪問理容サービス事業<br>(調書 P8)    | なし                         | 町内に居住し、老衰、心身の障害、傷病等の理由により一般の理容サービスを利用することが困難な65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、身体障害者等を対象として、2ヶ月に1回、1回1,000円で調髪・カットを行っている。 | なし  |

**高齢者福祉**

|                        |  |   |    |
|------------------------|--|---|----|
| 老人緊急連絡器具貸与<br>(調書 P13) | (該当なし)<br>緊急通報装置給付事業で対応することとし、町制度は廃止する。<br>ただし、音戸町の事業については、消防事務の関係から、関係自治体の合併の動向に配慮しながら、その取扱いを決定するものとする。 | おおむね65歳以上の一人暮らし老人、訪問を必要とする夫婦暮らし世帯等、一人暮らしの重度身体障害者等を対象として、本体及びペンダント型発信機を貸与している。 | なし |
| ねたきり老人見舞金<br>(調書 P14)  | なし   | なし  | なし |
| 通院送迎サービス<br>(調書 P17)   | なし<br>呉市の既存事業で補完していくこととし、町の制度を廃止する。  | なし  | なし |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|
|-----|-----|-----|----|

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 5歳以上の、身体障害者手帳1級又は療育手帳㊦の方を介護している保護者を対象として、単一障害/月2,000円、重複障害/月3,000円、特障害/月5,000円の介護手当を支給している。(所得制限あり) | 5歳以上20歳未満の、身体障害者手帳1級又は療育手帳㊦の方を介護している保護者を対象として、単一障害/月額2,000円、重複障害/月額3,000円の介護手当を支給している。(所得制限あり) | なし  | なし   |
| なし  | 身体障害者手帳3級以上及び療育手帳㊦以上の障害者を介助・保護扶養している方を対象として、月額1,000円、毎年8,12,3月に4,000円を支給している。                  | なし  | なし   |
| なし  | なし   | なし  | なし   |
| なし  | 通院で人工透析を受けている方を対象として、通院費(JR換算の1/2)の助成及び町社協へ委託し、高齢者能力活用協会運転手により、社協所有車両を利用した通院送迎を行っている。          | なし  | 腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている方を対象として、通院費(全交通費の1/2)の助成を行っている。 |
| なし  | なし   | 要介護度4~5程度で在宅療養中の方を対象として、年2回、町内理容師が家庭を訪問し、個人負担400円(生活保護世帯は無料)で理髪を実施している。 | なし   |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| なし   | なし   | 社協へ委託し、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者住宅と通報先住宅を有線で結び、緊急時に通報している。             | おおむね65歳以上の低所得者でひとり暮らしの方又は老人のみで同居者が病弱か寝たきり世帯を対象として、インターホン貸与している。  |
| 居宅で、引き続き6か月以上寝たきり又は痴呆の状態ですべての介護を要する方を介護している方を対象として、月額10,000円(年4回30,000円)を支給している。             | なし   | なし  | なし   |
| 社会福祉協議会の運営により、おおむね65歳以上で、心身の障害等により公共交通機関を利用する通院が困難な方を対象として、30分未満210円、30分~1時間402円の利用料で実施している。 | 社会福祉協議会の運営により、公共交通機関の利用が困難な方を対象として、年会費1,000円と運転代(1h×756円)及びガソリン代の利用者負担で、町外の医療機関への送迎を行っている。 | 町の直営により、寝たきりの高齢者を対象として、運転手への報酬10,000円の利用者負担で、町外の医療機関への送迎を行っている。 | 社会福祉協議会へ委託し、一般の交通機関を利用することが困難なおおむね65歳以上の高齢者又は下肢が不自由な方を対象として、交通費(含車輦代)、ガソリン代の利用者負担で、利用者の居宅と町外の医療機関との間の送迎を行っている。 |

| 該当項目               | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 |
|--------------------|----|-----|-----|
| 入浴サービス<br>(調書 P17) | なし | なし  | なし  |
| その他<br>(調書 P17)    | なし | なし  | なし  |

生活保護・低所得者福祉

|                       |    |    |    |
|-----------------------|----|----|----|
| 公営住宅等への入居<br>(調書 P19) | なし | なし | なし |
|-----------------------|----|----|----|

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 合計項目数 | 4項目 | 1項目 |
|-------|-----|-----|

| 蒲刈町 | 安浦町  | 豊浜町 | 豊町  |
|-----|--|-----|---|
| なし  | 65歳以上で入浴や食事等の支援の必要がない方を対象として、グリーンピア安浦内「お湯都びあ安浦」において、月2回、1回700円で実施している。 | なし  | なし  |
| なし  | 痴呆性老人託老事業<br>社協事業として、痴呆性老人を日中養護する方を対象として実施している。<br>月～金：800円/回          | なし  | 豊町託老事業<br>(社福)豊寿会に委託し、町長が必要と認めた場合、特別養護老人ホーム豊寿園において短期介護を行っている。 |
| なし  | 生活保護被保護者又は生活保護被保護者世帯に対し、公営住宅の入居選考において抽選率の優遇措置を行っている。                   | なし  | なし  |
| 3項目 | 7項目  | 3項目 | 4項目   |

## 協議第20号

### 介護保険事業の取扱い

| 内 容   |
|---|
| 給付・提供サービス内容などについて協議する。                      |
| 調整方針（合併協定案）                                 |
| 呉市の制度に統一するものとする。<br><br>保険料については第5回協議会へ提案予定 |
| 市・町の現状及び参考資料                                |
| 行政制度調整調書 P 2 0                              |

## 協議第21号

### 国民健康保険事業の取扱い

| 内 容   |
|---|
| 賦課方式，料(税)率，給付・事業内容などについて協議する。               |
| 調整方針（合併協定案）                                 |
| 呉市の制度に統一するものとする。<br><br>保険料については第5回協議会へ提案予定 |
| 市・町の現状及び参考資料                                |
| 行政制度調整調書 P 2 1                              |



## 協議第22号

### 保健・医療制度の取扱い

| 内 容   |     |     |     |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 各種保健事業，予防，救急医療，保健センターなどについて協議する。  |     |     |     |     |     |     |
| 調整方針（合併協定案）   |     |     |     |     |     |     |
| <p>保健・医療制度については，呉市保健所を中心に県の呉地域保健所等と連携し対応していくものとする。</p> <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては，合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。</p> |     |     |     |     |     |     |
| 市・町の現状及び参考資料  |     |     |     |     |     |     |
| 行政制度調整調書 P 2 4 ~ 3 3  |     |     |     |     |     |     |
|   | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
| 調整方針（1）の項目数   | 2 1 | 2 3 | 2 4 | 2 2 | 2 2 | 2 7 |
| 調整方針（2）の項目数   | 4 4 | 4 2 | 4 1 | 4 3 | 4 3 | 3 8 |
| 調整方針（3）の項目数   | 8   | 4   | 4   | 5   | 5   | 4   |

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**  
**(補足がある場合は、呉市の欄に 印で提示)**

| 該当項目   | 呉市   | 音戸町                    | 倉橋町                    |
|--|--|------------------------|------------------------|
| <b>健康増進</b>                                  |  |                        |                        |
| 運動普及推進員の育成,助成<br>補助率:国1/2<br>(調書 P25)        | 健康づくりのための運動を普及し,定着させるためにボランティア活動を行う運動普及推進員を養成し,その地区組織活動に対して助成を行っている。   | なし                     | なし                     |
| <b>母子保健</b>                                  |  |                        |                        |
| 母子栄養食品の支給<br>補助率:国1/3<br>(調書 P26)            | 栄養の強化を必要とする妊産婦乳児を対象として,粉乳の支給を行っている。(所得制限あり)  |                        |                        |
| 未熟児養育医療<br>補助率:国1/2<br>(調書 P26)              | 入院養育を必要とする未熟児を対象として,養育に必要な医療の給付を行っている。(一部自己負担あり)   | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) |
| 子どもの心の健康づくり相談<br>(調書 P27)                    | 児童精神科医,心理療法士による相談を,各1ヶ月に1回実施している。  | なし                     | なし                     |
| <b>成人・老人保健</b>                               |  |                        |                        |
| 在宅寝たきり老人訪問歯科診療<br>補助率:県1/2<br>(調書 P29)       | 40歳以上の在宅で寝たきりの方を対象として,歯科医師会が訪問歯科検診及び診療を実施している。(費用自己負担)   |                        | なし                     |
| <b>疾病予防</b>                                  |  |                        |                        |
| 結核の予防・治療<br>:定期外健康診断<br>補助率:国1/2<br>(調書 P31) | 業態者検診<br>公衆に結核を伝染させるおそれがある業務(理容・美容・クリーニング業等)の従事者を対象に行う。<br>家族検診<br>新規登録患者,在宅患者の家族及び同居者を対象に行う。<br>接触者検診               | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) |
| <b>生活衛生</b>                                  |  |                        |                        |
| 犬猫の避妊手術の一部補助<br>(調書 P32)                     | 呉市内に住み,犬猫を飼育している方を対象として,補助を行っている。<br>(犬は登録・狂犬病予防注射を済ませていること)<br>犬:(雌)5,000円<br>(雄)4,000円<br>猫:(雌)4,000円<br>(雄)3,000円 | なし                     | なし                     |
|  |  | ほか 16項目                | ほか 17項目                |
| <b>合計項目数</b>                                 |  | 21項目                   | 23項目                   |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|
|-----|-----|-----|----|

|    |  |    |  |
|----|--|----|--|
| なし |  | なし |  |
|----|--|----|--|

|                        |                        |                        |                        |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| なし                     | なし                     |                        | なし                     |
| 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) |
| なし                     | なし                     | なし                     | なし                     |

|    |    |  |    |
|----|----|--|----|
| なし | なし |  | なし |
|----|----|--|----|

|                        |                        |                        |                        |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) | 県が実施<br>(合併後は市事業として実施) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| なし      |         | なし      | なし      |
| ほか 17項目 | ほか 17項目 | ほか 17項目 | ほか 21項目 |

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 24項目 | 22項目 | 22項目 | 27項目 |
|------|------|------|------|

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

| 該当項目                               | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町  |
|------------------------------------|---|--|--|
| <b>健康増進</b>                        |   |  |  |
| 健康づくり相談・健康づくり教室<br>(調書 P24)        | 医師・保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・健康運動指導士等による栄養、運動、休養、喫煙問題等についての教室・相談を、無料で実施している。<br><br>実施場所については、各町地域で実施する方向で調整していく。 | 保健師・栄養士・歯科衛生士等による健康増進について相談、知識の習得、運動、調理実習(健康教室)を実施(相談無料、健康教室は年1,000円)<br>乳児健康診査及び2歳6か月児歯科健康診査対象者の保護者(妊婦及び母親)を対象とした歯科健診(ヘル歯一健診)を実施している。 | 医師・保健師・栄養士等による栄養、運動、休養、喫煙問題等についての教室・相談を無料で実施している。  |
| <b>母子保健</b>                        |   |  |  |
| 妊婦一般健康診査<br>(調書 P25)               | 妊婦を対象として、医療機関に委託して実施している。<br>(妊娠期間中2回)  | 呉市に同じ  | 呉市に同じ  |
| 乳幼児健康相談<br>(育児相談・育児教室)<br>(調書 P26) | 乳幼児及びその保護者を対象として、保健師・栄養士・歯科衛生士・民生委員・児童委員による育児相談、計測、交流会等を実施している。<br><br>実施場所については、各町地域で実施する方向で調整していく。              | 乳幼児を対象として、保健師・栄養士による健康、栄養の相談指導及び計測等を実施している。<br><br>また、幼児を対象に、保健師・保育士をスタッフとして、公園等での自由遊びを基本とした「遊びの広場」を1ヶ月に2回実施している。                      | 乳幼児を対象として、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康、栄養、歯科についての相談指導及び計測等を実施している。<br><br>また、1歳以上の幼児と保護者を対象に、保健師・教育委員会・母子推進員をスタッフとして、遊びを通して親子のふれあいの大切さを体験し、他の親子との交流を図るため、「すくすくクラブ」を1ヶ月に1回実施している。 |
| 1歳6か月児健康診査<br>補助率：国1/3<br>(調書 P26) | 対象<br>1歳6か月児<br>内容<br>身体計測、内科、歯科健診、保健・栄養指導、心理相談、歯みがき指導  | 対象<br>1歳6か月児～1歳8か月児<br>内容<br>内科・歯科検診、精神面の検診、身体計測、尿検査、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導(後日精神面の精密検査)  | 対象<br>1歳6か月児～1歳8か月児<br>内容<br>内科・歯科健診、心理面の健康診査、身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談  |
| 3歳児健康診査<br>補助率：国1/3<br>(調書 P27)    | 対象：3歳児<br>内容<br>内科・歯科健診、視聴覚検査、心理判定、身体計測、保健・栄養・歯科保健指導、尿検査  | 対象：呉市に同じ<br>内容<br>内科・歯科検診、視聴覚検査、心理判定、身体計測、尿検査、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導(後日精神面の精密検査)   | 対象：呉市に同じ<br>内容<br>内科・歯科健診、視聴覚検査、心理判定、身体計測、保健指導、尿検査、栄養士・歯科衛生士・保健師による相談  |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|
|-----|-----|-----|----|

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| 保健師・栄養士・運動指導士等による健康教室や、30～40歳代の女性を対象とした栄養改善教室(調理材料費一部負担)を実施している。 | 保健師・健康運動指導士による運動休養指導<br>2歳児親子歯科検診を受診した保護者を対象とした3回シリーズの歯周病予防教室<br>2歳児と保護者を対象として、遊びの教室、歯科検診、歯科・保健指導、フッ素塗布を、いずれも無料で実施している。 | 保健師・食生活改善推進委員・母子保健推進委員・女性会等による栄養運動、病態別等についての教室、相談を無料で実施している。 | 医師・保健師・栄養士・運動指導士等による栄養、運動、休養等の問題相談を無料で実施している。 |
|--|---|--|---|

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| 呉市に同じ  | 呉市に同じ   | 妊婦、満1歳未満までの乳児を対象として、医師会に委託して実施している。(妊娠期間中2回)   | 呉市に同じ  |
| 生後6か月以上の保育所未入所児とその保護者を対象として、遊びを通じた親子の交流を図る「育児学級」を実施している。                           | 赤ちゃん相談<br>0歳児を対象として、保健師・栄養士による健康、栄養の相談指導及び計測等を毎月1回実施している。<br>遊びを通して親子のふれあいの大切さを体験し、他の親子との交流を図るため、保健師、保育士、育児ボランティア、読み聞かせボランティア、主任児童委員をスタッフとして、概ね2歳以上の幼児とその保護者を対象とした「わくわく親子ランド」、1歳以上の幼児とその保護者を対象とした「わいわい広場」を毎月1、2回実施している。 | 乳幼児を対象として、保健師・民生児童委員・歯科衛生士、栄養士により、地区集会所での健康相談時に併せて、育児相談やおやつづくり等の交流を実施している。<br>また、子育て教室を、民生児童委員の協力を得て、自主的に運営している。 | 乳幼児を対象として、保健師、栄養士による健康、栄養の相談指導及び計測等を実施している。<br>また、年6回、0～3歳児とその保護者を対象に、保健師・保育士・栄養士等をスタッフとして、遊びなど親子でふれあいながら仲間づくりを促進する場を提供している。 |
| 対象<br>1歳6か月～8か月児<br>内容<br>内科・歯科健診、身体計測、保健指導、栄養指導、歯科検診、尿検査、精神発達精密検診                 | 対象<br>1歳6か月児～1歳8か月児<br>内容<br>遊びの教室、身体計測、検尿、内科・歯科検診、心理面の健康診査、保健栄養・歯科保健指導   | 対象<br>呉市に同じ<br>内容<br>内科・歯科健診、身体計測、栄養指導、保健指導  | 対象<br>呉市に同じ<br>内容<br>内科・歯科健診、心理面の健康診査、身体計測、保健指導及び心理面の再審査、保護者の歯科検診  |
| 対象:3歳3か月～6か月児<br>内容<br>内科・歯科検診、視聴覚検査、心理判定、身体計測、保健指導、尿検査、精神発達精密検診(受診者のうち希望者にはフッ素塗布) | 対象<br>3歳5か月～3歳7か月児<br>内容<br>遊びの教室、身体計測、検尿、視聴覚検査、内科・歯科検診、心理面の健康診査、保健・栄養・歯科指導を実施。<br>また、健康診査等で要経過観察及び要精密(精神面)と判定された児と保護者を対象とした精神発達精密検診を、年3回実施している。  | 対象:呉市に同じ<br>内容<br>内科・歯科健診、視聴覚検査、心理判定、身体計測、保健指導、尿検査   | 対象:呉市に同じ<br>内容<br>内科・歯科健診、視聴覚検査、心理判定、身体計測、保健指導、尿検査、心理面の再審査、保護者の歯科検診  |

| 該当項目 | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 |
|------|----|-----|-----|
|------|----|-----|-----|

成人・老人保健

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 健康相談(国)<br>補助率:国1/3<br>県1/3<br>(調書 P28) | 対象:40歳以上の方<br>内容<br>健康診査時や各地域において<br>保健師・栄養士による個別相談  | 対象:呉市に同じ<br>内容<br>心身の健康に関し、保健師・栄養士・歯科衛生士・薬剤師による<br>個別相談、尿検査、血圧測定、<br>体脂肪測定等   | 対象:呉市に同じ<br>内容<br>保健師・栄養士・歯科衛生士による健康相談を実施  |
| 健康診査(国)<br>補助率:国1/3<br>県1/3<br>(調書 P28) | 対象<br>40歳以上の方(ただし、子宮・乳がん検査は30歳以上)<br>基本健康診査<br>(1)必須診査<br>問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、貧血検査<br>(2)選択診査:心電図検査<br>がん検査等<br>胃がん、子宮・乳がん、肺がん、大腸がん、B型・C型肝炎ウイルス検査<br>費用<br>自己負担あり(老人保健法医療受給者証所持者、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の者は無料)<br>基本:1000円<br>胃がん:900円<br>肺がん:200円<br>子宮がん:700~1700円<br>乳がん:300円<br>大腸がん:400円<br>肝炎ウイルス検査<br>B型+C型:700円<br>C型のみ:600円<br>B型のみ:100円<br><br>対象者数、地理的条件等を考慮したうえで実施を検討し、実施方法については、地理的条件も勘案したうえで、合併時まで調整する。 | 対象:呉市に同じ<br>基本健康診査<br>(1)必須診査<br>問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査<br>(2)選択診査<br>循環器検査、貧血検査、糖尿病検査<br>がん検査等<br>胃がん(ペプシノゲン法含む)、子宮・乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、C型肝炎ウイルス検査<br>費用<br>自己負担金あり(70歳以上の者、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は無料)<br>基本:自己負担金なし<br>胃がん:1300円<br>大腸がん:500円<br>肺がん:400円(喀痰:500円)<br>子宮がん:600円<br>乳がん:400円<br>前立腺がん:400円<br>肝炎ウイルス検査<br>B型+C型:700円 | 対象:呉市に同じ<br>基本健康診査<br>(1)必須診査<br>(2)選択検査を受診者全員に行うがん検査等:呉市に同じ<br>費用<br>自己負担:1,300円<br>(老人保健法医療受給者証所持者、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は無料)<br>胃がん:1,200円<br>肺がん:300円<br>子宮がん:900円<br>乳がん:500円<br>大腸がん:600円<br>肝炎ウイルス検査:400円 |

疾病予防

|   |                                 |                           |  |
|---|---------------------------------|---------------------------|--|
| 結核の予防・治療<br>:定期健康診断<br>補助率:国1/2<br>(調書 P31) | 一般住民を対象に、集団健診における胸部X線撮影を実施している。 | 一般住民を対象に、肺がん検診と同時に実施している。 | 一般住民を対象に、胸部X線撮影を実施している。<br>(肺がん検診の同時実施と各地区を巡回して実施) |
|---|---------------------------------|---------------------------|--|

生活衛生

|                            |  |  |                  |
|----------------------------|--|--|------------------|
| 犬の登録と狂犬病予防集注注射<br>(調書 P32) | 4月から5月にかけて市内67会場で30日間実施。<br>事務委託により、市内動物病院でも登録・狂犬病予防注射が可能。 | 5月に町内10会場で3日間実施。<br>事務委託により、町内動物病院でも登録・狂犬病予防注射が可能。 | 5月に町内18地区で3日間実施。 |
|                            |  | ほか 35項目  | ほか 33項目          |

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 合計項目数 | 44項目 | 42項目 |
|-------|------|------|

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|
|-----|-----|-----|----|

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
| <p>対象:呉市に同じ<br/>内容<br/>重点健康相談及び総合健康相談により、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を実施</p>  | <p>対象:呉市に同じ<br/>内容<br/>心身の健康に関する個別の相談、痴呆予防に関する相談及び痴呆早期診断のためのテストを実施</p>  | <p>対象:呉市に同じ<br/>内容<br/>各地域において個別相談を実施</p>   | <p>対象:20歳以上の方<br/>内容<br/>健康相談室及び各地域において心身の健康に関する個別の相談、検査等を実施</p>   |
| <p>対象<br/>40歳以上の方(ただし、子宮・乳がん検診は30歳以上)<br/>肝炎ウイルス検診については、40、45、50、55、60、65、70歳の方<br/>基本健康診査<br/>(1)必須診査<br/>問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、心電図、眼底検査、貧血検査、C型・B型肝炎ウイルス検査<br/>(2)選択診査<br/>心電図検査、骨密度測定、眼底検査<br/>がん検診等<br/>胃がん、子宮・乳がん、肺がん、大腸がん、肝炎ウイルス検診、マンモグラフィ検診、腹部超音波検診<br/>費用<br/>自己負担あり(70歳以上は無料)<br/>基本:1,200円<br/>胃がん:800円<br/>肺がん:200円(喀痰500円)<br/>子宮がん:700円<br/>乳がん:300円<br/>大腸がん:500円<br/>肝炎ウイルス検査:500円<br/>腹部超音波検診:400円</p> | <p>対象<br/>40歳以上の方(ただし、子宮・乳がん検診は30歳以上)<br/>基本健康診査については、30歳以上の方<br/>基本健康診査<br/>(1)必須診査<br/>問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、心電図、眼底検査、貧血検査、C型・B型肝炎ウイルス検査<br/>(2)選択検査は受診者全員に行う。<br/>ただし30～39歳の方は心電図検査、眼底検査は実施しない。<br/>がん検診等<br/>胃がん、子宮・乳がん、肺がん、大腸がん<br/>費用<br/>自己負担あり(老人保健法医療受給者証所持者、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の者は無料)<br/>基本:1,500円<br/>胃がん:1,100円<br/>肺がん:300円<br/>大腸がん:400円<br/>子宮がん:800円<br/>乳がん:400円<br/>喀痰検査:600円</p> | <p>対象:呉市に同じ<br/>基本健康診査<br/>問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査<br/>がん検診等<br/>胃がん、子宮・乳がん、肺がん、大腸がん<br/>費用<br/>自己負担あり(老人保健法医療受給者証所持者、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は無料)<br/>基本:0円<br/>胃がん(70歳未満):1000円<br/>肺がん:0円<br/>子宮がん(70歳未満):700円<br/>乳がん(70歳未満):300円<br/>大腸がん(70歳未満):300円<br/>肝炎ウイルス検査:700円<br/>喀痰検査(70歳未満):500円</p> | <p>対象<br/>20歳以上の方<br/>基本健康診査<br/>(1)必須診査<br/>問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査<br/>(2)選択診査<br/>心電図、ヘモグロビンA1C<br/>がん検診等<br/>胃がん、子宮・乳がん、肺がん、大腸がん、B型・C型肝炎ウイルス検査、前立腺がん、マンモグラフィ検査<br/>費用<br/>自己負担あり<br/>B型・C型肝炎ウイルス検査:300円<br/>前立腺がん:全額<br/>マンモグラフィ検査:1500円</p> |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <p>一般住民を対象に、集団検診において肺ガン検診と同時に実施している。</p> | <p>一般住民を対象に、集団健診における胸部X線撮影を年1回実施している。(町内巡回検診)</p> | <p>県環境保健協会へ委託し、一般住民を対象に、集団検診における胸部X線撮影を実施している。</p> | <p>一般住民を対象に、集団健診や施設検診における胸部X線撮影を実施している。</p> |
|--|---|--|---|

|                     |  |                     |                                    |
|---------------------|--|---------------------|------------------------------------|
| <p>5月に4地区で1日実施。</p> | <p>4月に町内29会場で4日間実施。<br/>登録は安浦町役場で受付。</p> | <p>4月に町内4か所で開催。</p> | <p>獣医師会からの派遣により、年1回、各地域を巡回し実施。</p> |
| <p>ほか 32項目</p>      | <p>ほか 34項目</p>                           | <p>ほか 34項目</p>      | <p>ほか 29項目</p>                     |

|             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| <p>41項目</p> | <p>43項目</p> | <p>43項目</p> | <p>38項目</p> |
|-------------|-------------|-------------|-------------|

- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

**調整方針案： 町制度は廃止する。**

ただし、調整に当たっては、町地域の实情に配慮するものとする。

| 該当項目                       | 呉市   | 音戸町  | 倉橋町   |
|----------------------------|--|--|---|
| <b>健康増進</b>                |  |  |   |
| 食生活改善推進員の育成・助成<br>(調書 P25) | なし<br>町事業についてはボランティア活動とし、組織は存続する方向で調整する。<br>(材料費等の実費は直接市が支出) | 国民健康保険の保健事業として実施している。  | 食生活の改善を中心とした健康づくりの普及啓発のためのボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成し、その地区の組織活動を助成する。 |
| <b>母子保健</b>                |  |  |   |
| 母子保健推進員の育成・助成<br>(調書 P26)  | なし<br>町事業についてはボランティア活動とし、組織は存続する方向で調整する。                     | 推進員数：22名<br>各健康診査受付業務、妊産婦・乳幼児訪問(声かけ)、各健康診査通知訪問(受健勧奨)等を行う。                  | 推進員数：23名<br>母子相談、乳児健診、1歳6か月児・3歳児相談事業の補助を行う。                       |
| 乳児一般健康診査<br>(調書 P26)       | なし<br>町制度は廃止し、呉市の健診で補完することとする。<br>ただし、乳児健康診査の弾力的運用を検討していく。   | 満1歳未満までの乳児を対象として、医療機関へ委託して実施している。(1回)                                      | 満1歳未満までの乳児を対象として、医療機関へ委託して実施している。(2回)                             |
| 2歳児歯科健康診査<br>(調書 P27)      | なし   | 2歳4～7か月児を対象として、2歳6か月児歯科健康診査(歯科検診、歯科指導、う歯予測テスト、身体計測)を実施。                    | なし  |
| 2歳6か月児フッ素塗布<br>(調書 P27)    | なし<br>町制度は廃止し、呉市の制度で補完する。<br>ただし、町地域の实情に配慮し調整する。             | 2歳4～7か月児を対象として実施。  | なし  |
| 3歳児フッ素塗布<br>(調書 P27)       | なし<br>町制度は廃止し、呉市の制度で補完する。<br>ただし、町地域の实情に配慮し調整する。             | 3歳児を対象として実施。   | なし  |
| 5・6歳児フッ素洗口<br>(調書 P27)     | なし<br>町制度は廃止し、呉市の制度で補完する。<br>ただし、町地域の实情に配慮し調整する。             | 保育所通所児のうち希望者   | 保育所通所児のうち希望者(4歳児から実施)   |
| 専門医検診<br>(調書 P27)          | なし   | なし   | なし  |
| <b>成人・老人保健</b>             |  |  |   |
| 骨粗鬆症検診<br>(調書 P29)         | なし   | 30歳以上の女性を対象として、超音波方式により実施。<br>自己負担金1,000円。(ただし、国保加入者、70歳以上、町民税非課税世帯のものは無料) | なし  |
| <b>合計項目数</b>               |  | <b>8項目</b>   | <b>4項目</b>  |



| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|  |  |  |                                 |
|--|--|--|---------------------------------|
| 食生活改善推進員に対する研修会の実施、伝達講習、配食事業、訪問指導に対する支援を行っている。 | 各地域内での健康づくりを、食生活の面から支援する人材の育成を行っている。<br>中央研修会(保健センターで実施)を実施し、それを各地区(4地区)に分け、住民に伝達講習している。 | 各地域内での健康づくりを、食生活の面から支援する人材の育成(疾病予防、介護予防、保健事業において活動)を行っている。<br>年1回のせとうち総会及び研修会を受講し、漁民ふれあいセンターで行う中央研修会を経て、地区毎において地区伝達講習会を実施している。 | 中央研修会を実施し、それを4地区に分け町民に伝達講習している。 |
|--|--|--|---------------------------------|

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 推進員数:6名<br>乳幼児健診、予防接種、育児教室の通知配付、健診時の身体計測、保育・母推通信の発行(年4回)、育児教室の支援等を行う。 | 「安浦町育児ボランティア」として、乳幼児健診、育児教室などの母子保健事業において、託児等のスタッフとして活動。<br>定例会を毎月開催し、研修等を行う。 | 推進員数:17名<br>乳幼児健診・総合健診における補助、その他子育てに関する相談等支援・託児補助を行う。    | 推進員数:16名<br>研修会の実施、検診・教室等の補助、通知の配布を行う。 |
| 12か月までの乳児を対象として、町が委託した病院で1歳までに受診できる受診券2枚を発行している。                      | 満1歳未満までの乳児を対象として、医療機関へ委託して実施している。(2回)  | 医師会に委託し、生後3～6か月に1回と7～11か月に1回の、計2回の受診券を母子手帳の発行と同時に配付している。 | 満1歳未満までの乳児を対象として、医療機関へ委託して実施している。(2回)  |
| なし  | なし   | 3歳児未満を対象として、歯が生え始めて4か月ごとに実施している。                         | なし                                     |
| なし  | 2歳5～7か月児を対象として実施。  | なし   | なし                                     |
| なし  | なし   | なし   | なし                                     |
| なし  | なし   | なし   | なし                                     |
| なし  | なし   | なし   | 幼稚園・小学生の4月～8月までの歯科治療費の自己負担分を補助している。    |

|           |   |                                |    |
|-----------|---|--------------------------------|----|
| 基本健診と同時実施 | 20歳以上65歳以下の方を対象として、足超音波検査を実施。自己負担金一律500円。 | 町民を対象として、超音波方式により実施。自己負担金700円。 | なし |
|-----------|---|--------------------------------|----|

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 4項目 | 5項目 | 5項目 | 4項目 |
|-----|-----|-----|-----|

# [ 今回提案項目 ]

## 協議第23号

### 環境事業の取扱い

| 内                       | 容  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|-------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|---|---|---|---|---|---|-------------|----|----|----|----|----|----|-------------------------|--|--|--|--|--|--|-------------|---|---|---|---|---|---|
|                         | 環境保全事業，し尿・ごみ収集処理方法や体制，助成制度，斎場などについて協議する。   |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
| <b>調整方針（合併協定案）</b>      |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | 原則として呉市の制度を適用するものとする。<br>ただし，各町地域において実施しているごみ・し尿の収集・処理事業，体制（料金を含む）については，当分の間，現行のとおりとする。  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
| <b>市・町の現状及び参考資料</b>     |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | 音戸町並びに倉橋町独自の一部事務組合として，「音戸町倉橋町広域行政組合（事務局：音戸町内）」を音戸町と倉橋町の2町で構成しており，ごみ・し尿処理等を共同で実施している。音戸町内にごみ処理・保管施設，倉橋町内に最終処分場，し尿処理施設を持つ。<br>また，音戸町，倉橋町は，江田島町・大柿町・能美町・沖美町との6町で構成する「江能広域事務組合」に加入しており，斎場の管理運営等を共同で実施している。   |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | 蒲刈町は呉市と「安芸南部衛生組合」を組織し，ごみ処理及びし尿処理を行っている。収集については，民間業者へ業務委託している。蒲刈町内にはごみの一時保管施設があり，呉市（下蒲刈町）内にはし尿処理施設がある。  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | 安浦町は川尻町と「芸南衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに安浦町内）し，し尿処理を行っている。収集については，許可業者が行っている。   |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | 豊浜町と豊町は，関前村（愛媛県）と「芸予衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに豊町内）し，業者委託により，ごみ処理及びし尿処理を行っている。  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | なお，協議第12号「一部事務組合等の取扱い」については，第2回合同会議において確認済み。   |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | 行政制度調整調書 P34～37  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
|                         | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">音戸町</th> <th style="text-align: center;">倉橋町</th> <th style="text-align: center;">蒲刈町</th> <th style="text-align: center;">安浦町</th> <th style="text-align: center;">豊浜町</th> <th style="text-align: center;">豊 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（1）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>調整方針（2）の項目数</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">うち7項目については，当面，現行のとおりとする</td> </tr> <tr> <td>調整方針（3）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> |     | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 | 調整方針（1）の項目数 | 1 | 1 | 4 | 1 | 4 | 4 | 調整方針（2）の項目数 | 13 | 13 | 10 | 13 | 10 | 10 | うち7項目については，当面，現行のとおりとする |  |  |  |  |  |  | 調整方針（3）の項目数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
|                         | 音戸町  | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（1）の項目数             | 1  | 1   | 4   | 1   | 4   | 4   |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（2）の項目数             | 13   | 13  | 10  | 13  | 10  | 10  |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
| うち7項目については，当面，現行のとおりとする |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（3）の項目数             | 1  | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   |     |     |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |    |    |    |    |                         |  |  |  |  |  |  |             |   |   |   |   |   |   |

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

| 該当項目                            | 呉 市   | 音戸町        | 倉橋町        |
|---------------------------------|---|------------|------------|
| <b>環境美化事業</b>                   |   |            |            |
| 生ごみ堆肥化容器購入費補助<br>(調書 P 3 6)     | 「電気式生ごみ処理機」を購入する市民に対し、その費用の一部を助成することにより、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、環境に対する意識の向上を図る。<br>[補助金額]<br>購入金額の1/3<br>上限額：20,000円<br>(1世帯1基まで) | -          | -          |
| 資源集団回収団体報奨金<br>(調書 P 3 6)       | 環境の保全と資源の有効活用を図るため、組織的、体系的、継続的に資源物の回収を実施した団体に、1kgにつき8円、年2回、半年毎の申請により、報奨金を交付している。  | -          | -          |
| 住宅用太陽光発電システム設置費補助<br>(調書 P 3 6) | 新エネルギー財団の補助を受けて住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、財団の補助金の1/3を補助   | なし         | なし         |
| -                               |   | -          | -          |
| <b>合 計 項 目 数</b>                |   | <b>1項目</b> | <b>1項目</b> |

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|

|        |    |        |        |
|--------|----|--------|--------|
| なし     |    | なし     | なし     |
| なし     |    | なし     | なし     |
| なし     | なし | なし     | なし     |
| ほか 1項目 | -  | ほか 1項目 | ほか 1項目 |

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 4項目 | 1項目 | 4項目 | 4項目 |
|-----|-----|-----|-----|

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案： 原則，呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし，調整に当たっては，町地域の実情に配慮するものとする。**

| 該当項目 | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 |
|------|----|-----|-----|
|------|----|-----|-----|

**ごみ処理事業**

|                                       |       |                |  |                                     |                                       |
|---------------------------------------|-------|----------------|--|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 家庭ごみ<br>(調書 P34)<br><br>当面、現行のとおりとする。 | 収集方法  |                | 直営(一部委託)<br>下蒲刈町：<br>安芸南部衛生組合が地元業者に業務委託        | (呉市 に同じ)                            | 委託                                    |
|                                       | 可燃ごみ  | 種類             | 台所のごみ，木くず，紙くず，布類，プラスチック<br>下蒲刈町：<br>可燃ごみ+可燃性ごみ | 台所のごみ，木くず，紙くず，ビニール・プラスチック類等(古紙類，布類) | 台所のごみ，木くず，紙くず，発砲スチロール，プラスチック類(古紙類，布類) |
|                                       |       | 収集回数           | 週2回  | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               |
|                                       |       | 収集手数料          | 無料<br>下蒲刈町<br>有料：指定袋購入<br>1袋10円                | 有料：指定袋購入<br>大 7円<br>中 5円<br>小 4円    | 有料：指定袋購入<br>大 7円<br>中 5円<br>小 4円      |
|                                       |       | 処理手数料          |  |                                     |                                       |
|                                       | 不燃ごみ  | 種類             | 金属，陶磁器，ガラス，灰類等<br>下蒲刈町：<br>不燃ごみ+不燃性ごみ          | 陶磁器(ガラス類)                           | 金属，植木鉢，瀬戸物，灰等                         |
|                                       |       | 収集回数           | 週1回<br>下蒲刈町：月2回                                | 月1回                                 | (呉市 に同じ)                              |
|                                       |       | 収集手数料          | 無料<br>下蒲刈町<br>有料：指定袋購入<br>1袋10円                | (呉市 に同じ)                            | (呉市 に同じ)                              |
|                                       |       | 処理手数料          |  |                                     |                                       |
|                                       | 有害ごみ  | 種類             | 乾電池，蛍光灯，水銀体温計等<br>下蒲刈町：設定なし                    | (呉市 に同じ)                            | (呉市 に同じ)                              |
|                                       |       | 収集回数           | 年4回<br>下蒲刈町：なし                                 | 月1回                                 | 2月1回                                  |
|                                       |       | 収集手数料<br>処理手数料 | 無料   | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               |
|                                       | 資源物回収 | 種類             | 缶類，びん類，紙類，ペットボトル                               | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               |
|                                       |       | 収集回数           | 月2回  | 週2回：古紙<br>月1回：缶・ビン・ペットボトル           | 週1回：古紙<br>月1回：缶・ビン・ペットボトル             |
|                                       |       | 収集手数料          | 無料<br>下蒲刈町<br>有料：指定袋購入<br>1袋10円                | (呉市 に同じ)                            | (呉市 に同じ)                              |
|                                       |       | 処理手数料          |  |                                     |                                       |

(参考)

|                   |      |                                      |                          |                          |
|-------------------|------|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 焼却工場<br>(調書 P35)  | 名称   | クリーンセンターくれ                           | 音戸町倉橋町広域行政事務組合日附環境美化センター | 音戸町倉橋町広域行政事務組合日附環境美化センター |
|                   | 焼却能力 | 380t/日                               | 31t/8h                   | 31t/8h                   |
|                   | 余熱利用 | 給湯・冷暖房・自家発電                          | 給湯                       | 給湯                       |
| ごみ埋立地<br>(調書 P35) | 名称   | 呉市埋立処理場                              | 倉橋町烏越最終処分場               | 倉橋町烏越最終処分場               |
|                   | その他  | 浸出水処理施設能力：<br>1,000m <sup>3</sup> /日 | 浸出水処理施設                  | 浸出水処理施設                  |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|          |                                      |   |   |
|----------|--------------------------------------|---|---|
| (呉市 に同じ) | 直営                                   | 一部事務組合：芸予衛生組合   | 一部事務組合：芸予衛生組合   |
| (呉市 に同じ) | 台所のごみ，プラスチック，ビニール製品，革製品，木などの小さな燃えるごみ | (呉市 に同じ)  | (呉市 に同じ)  |
| (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)                              | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   |
| (呉市 に同じ) | 無料                                   | 有料：指定袋購入<br>芸予衛生組合で購入する場合<br>大 14円<br>小 9円<br>個人商店で購入する場合<br>大 16円<br>小 11円 | 有料：指定袋購入<br>芸予衛生組合で購入する場合<br>大 14円<br>小 9円<br>個人商店で購入する場合<br>大 16円<br>小 11円 |
| (呉市 に同じ) | びん類，缶類，ガラス類，陶器類                      | 陶磁器，ガラス，びん類，缶類  | 金属，陶磁器，ガラス，缶類   |
| (呉市 に同じ) | (呉市 に同じ)                             | 週2回   | 週2回   |
| (呉市 に同じ) | (呉市 に同じ)                             | (呉市 に同じ)  | (呉市 に同じ)  |
| 設定なし     | 設定なし                                 | 乾電池，蛍光灯，水銀体温計，使用済釣具等<br>上記に含めて収集  | 乾電池，蛍光灯，水銀体温計等  |
|          |                                      | 週2回   | 週2回   |
|          |                                      | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   |
| (呉市に同じ)  | ダンボール，新聞・雑誌，飲料パック，ペットボトル             | 缶類，びん類  | 缶類，びん類  |
| (呉市に同じ)  | 月1回                                  | 週2回<br>(缶類1回，びん類1回)   | 週2回<br>(缶類1回，びん類1回)   |
| (呉市 に同じ) | (呉市 に同じ)                             | (呉市 に同じ)  | (呉市 に同じ)  |

|                |                |                      |                      |
|----------------|----------------|----------------------|----------------------|
| 安芸南部衛生組合ごみ処理場  | 安浦町清掃センター      | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター |
| 可燃ごみ焼却は呉市に業務委託 | 可燃ごみ焼却は呉市に業務委託 | 7t/日<br>なし           | 7t/日<br>なし           |
| なし             | なし             | なし                   | なし                   |

| 該当項目 | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 |
|------|----|-----|-----|
|------|----|-----|-----|

### し尿・浄化槽汚泥処理事業

|  |  |       |   |   |  |
|--|--|-------|---|---|--|
| し尿<br>(調書 P35)<br><br>当面、現行のとおりとする。            | 一般家庭のもの  | 収集回数  | 原則月1回   | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)  |
|  |  | 収集主体  | 許可業者  |   |  |
|  | 一般家庭以外のもの等   | 収集回数  | 原則月1回<br>下蒲刈町：随時  | (呉市に同じ)   | 随時   |
|  |  | 収集主体  | 許可業者  |   | (呉市に同じ)  |
|  |  | 収集手数料 | 世帯者(1歳未満の者を除く)<br>一人につき月額：<br>315円<br>くみ取り1回につき：<br>294円<br>下蒲刈町：10円/                   | [基本料金]<br>普通トイレ：430円<br>無臭トイレ：710円<br>普通トイレ(高地部)<br>：720円<br>無臭トイレ(高地部)<br>：1,000円<br>上記4件人頭割<br>1名につき：430円<br>普通簡易水洗：340円<br>無臭簡易水洗：710円<br>普通簡易水洗(高地部)<br>：710円<br>無臭簡易水洗(高地部)<br>：1,000円 | 基本料金：500円<br>(普通便槽，無臭便槽，高地部<br>普通便槽，高地部無臭便槽と<br>も。ただし，高地部について<br>は配管済の所)<br>上記4件人頭割<br>1名につき：400円<br>簡易水洗基本料金：300円<br>18につき：160円 |
| 浄化槽汚泥<br>(調書 P35)<br><br>当面、現行のとおりとする。         | 収集回数   | 随時    | (呉市に同じ)   | 年1回   |  |
|  |  | 収集主体  | 許可業者  | (呉市に同じ)   |  |
| 合併処理浄化槽設置事業補助金<br>補助率：国1/3<br>県1/3<br>(調書 P35) | [対象]<br>下水道認可区域を除く地域<br>及び集落排水処理事業の処理<br>区域を除く地域において，住<br>宅に合併処理浄化槽を設置す<br>る方<br>[交付限度額]<br>個人住宅<br>5人槽：354千円<br>7人槽：411千円<br>10人槽：519千円<br>(二世帯住宅のみ)<br>共同住宅<br>5人槽：354千円<br>6~7人槽：411千円<br>8人槽以上：519千円 |       | [対象]<br>町内全区域(ただし保守点<br>検・清掃が可能な場所に限る)<br>において，住宅に合併処理浄<br>化槽を設置する方<br>[交付限度額]<br>呉市に同じ | [対象]<br>下水道認可区域と農業集落<br>排水処理施設，その他の集合<br>処理施設による処理区域を除<br>く地域において，住宅に合併<br>処理浄化槽を設置する方<br>[交付限度額]<br>呉市に同じ  |  |

### (参考)

|                     |      |  |                        |                        |
|---------------------|------|--|------------------------|------------------------|
| し尿等処理施設<br>(調書 P35) | 施設名  | 東部処理場<br>安芸南部衛生組合し尿処理<br>場(下蒲刈町)   | 音戸町倉橋町広域行政事務組合<br>長門園  | 音戸町倉橋町広域行政事務組合<br>長門園  |
|                     | 処理能力 | 東部処理場<br>60k / 24h(消化方式)<br>120k / 24h(酸化方式)<br>安芸南部処理場<br>し尿処理：6k / 日<br>浄化槽汚泥：6k / 日 | し尿処理・浄化槽汚泥：<br>40k / 日 | し尿処理・浄化槽汚泥：<br>40k / 日 |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|               |  |  |  |
|---------------|--|--|--|
| 随時<br>(呉市に同じ) | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  |
| 10円/          | 10.6円/<br>(収集料金：9.6円/ ,<br>施設使用料：1円/ )   | 収集回数は便槽による。<br>収集手数料は、<br>ホースの長さ50m未満<br>基本料金100円+8円/<br>ホースの長さ50m以上<br>ホース1本20m追加ごとに<br>50円追加 | ホースの長さ50m未満<br>基本料金100円+8円/<br>ホースの長さ50m以上<br>ホース1本20m追加ごとに<br>50円追加     |
| 随時<br>(呉市に同じ) | (呉市に同じ)  | 随時<br>(呉市に同じ)  | 随時<br>(呉市に同じ)  |
| 10円/          | 10.6円/   | 8円/<br>ホース1本50円  | 8円/<br>ホース1本50円  |
| (呉市に同じ)       | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  |
| なし            | [対象]<br>公共下水道(特定環境保全公<br>共下水道を含む)及び農業集落<br>排水事業計画地域を除く地域<br>において、住宅に合併処理浄<br>化槽を設置する方<br>[交付限度額]<br>5人槽：802千円<br>7人槽：859千円<br>10人槽：967千円 | なし   | [対象]<br>大長地区、御手洗地区、三<br>角地区において、住宅に合併<br>処理浄化槽を設置する方<br>[交付限度額]<br>呉市に同じ |

|                         |                       |                             |                             |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 安芸南部衛生組合し尿処理場           | 芸南衛生組合し尿処理場           | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター        | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター        |
| し尿処理：6k/日<br>浄化槽汚泥：6k/日 | 30k/日<br>(低希釈二段活性法方式) | し尿処理：8.2k/日<br>浄化槽汚泥：1.8k/日 | し尿処理：8.2k/日<br>浄化槽汚泥：1.8k/日 |



| 該当項目 | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 |
|------|----|-----|-----|
|------|----|-----|-----|

環境美化事業

|                           |   |   |   |
|---------------------------|---|---|---|
| 生ごみ堆肥化容器購入費補助<br>(調書 P36) | 「電気式生ごみ処理機」を購入する市民に対し、その費用の一部を助成することにより、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、環境に対する意識の向上を図る。<br>[補助金額]<br>購入金額の1/3<br>上限額：20,000円<br>(1世帯1基まで) | 家庭から出る生ごみを堆肥化するため堆肥化容器の購入に対して補助金を交付する。<br>[補助金額]<br>コンポスト式<br>購入価格の6割<br>限度額：8,000円<br>電動式<br>購入価格の1/3<br>限度額：20,000円 | 家庭から出る生ごみを堆肥化するため、堆肥化容器の購入に対して補助金を交付する。<br>[補助金額]<br>コンボ容器<br>購入価格の1/2<br>限度額：3,000円<br>生ごみ処理機<br>購入価格の1/3<br>限度額：20,000円 |
| 資源集団回収団体報奨金<br>(調書 P36)   | 環境の保全と資源の有効活用を図るため、組織的、体系的、継続的に資源物の回収を実施した団体に、1kgにつき8円、年2回、半年毎の申請により、報奨金を交付している。  | 資源ごみ回収奨励金<br>空き缶・段ボールなど町が指定する有価物の回収を実施する小・中学校に、予算の範囲内で奨励金を支給している。   | 資源ごみ回収奨励金<br>空き缶・段ボールなど町が指定する有価物の回収を実施する小・中学校に、予算の範囲内で奨励金を支給している。   |

斎場等

|                 |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|
| 火葬場<br>(調書 P37) | [施設]<br>呉市斎場<br>人体炉：10炉<br>汚物炉：1炉<br>下蒲刈火葬場<br>人体炉：1炉<br>[使用料]<br>遺体火葬(呉市民)<br>11歳以上：1,000円<br>11歳未満：800円<br>死産：400円<br>その他：200円<br>市外居住者別料金<br><br>豊浜町の斎島火葬場については、当面、現行のとおりとする。<br>また、音戸町及び倉橋町が加入する江能広域事務組合の葬斎センターについては、江能4町の合併の動向に配慮しながら、共同事務等の取扱いについて協議していくこととする。<br><br>(葬祭時の搬送車両については地元で使用できるように調整をしていく) | [施設]<br>江能広域葬斎センター<br>[使用料]<br>遺体火葬<br>12歳以上：22,000円<br>12歳未満：19,000円 | [施設]<br>江能広域葬斎センター<br>[使用料]<br>遺体火葬<br>12歳以上：22,000円<br>12歳未満：19,000円 |
|                 |   | ほか 4項目  | ほか 4項目  |

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 合計項目数 | 13項目 | 13項目 |
|-------|------|------|

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|    |   |    |    |
|----|---|----|----|
| なし | <p>家庭から出る生ごみを堆肥化するため、堆肥化機器等の購入に対して、補助金を交付する。</p> <p>[ 補助金額 ]<br/>コンポスト容器<br/>購入金額の1/2以内<br/>限度額：3,000円<br/>電動式<br/>一律：20,000円</p> | なし | なし |
| なし | <p>資源ごみ回収奨励金<br/>空き缶・段ボールなど町が指定する有価物の回収を実施する各団体に、1kgにつき5円の奨励金を支給している。<br/>幼稚園・保育所・小・中学校を対象に空き缶・ペットボトル1本に対して1円を学校単位で報奨金として支給</p>   | なし | なし |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <p>[ 施設 ]<br/>町内4地区に各1施設<br/>(人体炉)<br/>[ 使用料 ]<br/>遺体火葬<br/>12歳以上：12,400円<br/>12歳未満：8,200円<br/>1歳未満：2,200円</p> | <p>[ 施設 ]<br/>安浦町営火葬場<br/>人体炉：2炉<br/>[ 使用料 ]<br/>遺体火葬<br/>12歳以上：20,000円<br/>12歳未満：18,000円<br/>死産児：8,000円<br/>町外居住者は上記の1.5倍<br/>減免措置あり</p> | <p>[ 施設 ]<br/>極楽苑(町管理)<br/>人体炉：2炉<br/>安楽苑(休止中)<br/>人体炉：1炉<br/>斎島火葬場(自治会管理)<br/>人体炉：1炉<br/>[ 使用料 ]<br/>極楽苑<br/>遺体火葬<br/>12歳以上：16,000円<br/>12歳未満：13,000円<br/>死産児：10,000円<br/>斎島火葬場<br/>遺体火葬：無料</p> | <p>[ 施設 ]<br/>豊町火葬場(H2建築)<br/>人体炉：2炉<br/>[ 使用料 ]<br/>遺体火葬：11,000円</p> |
| ほか 4項目   | ほか 4項目  | ほか 4項目   | ほか 3項目  |

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 10項目 | 13項目 | 10項目 | 10項目 |
|------|------|------|------|

- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

### 調整方針案：町制度は廃止する。

| 該当項目                                       | 呉市 | 音戸町  | 倉橋町  |
|--|----|--|--|
| 環境美化事業                                     |    |  |  |
| 住みやすいまちづくり活動<br>(EM発酵液の普及)<br><br>(調書 P36) | なし | 公衆衛生推進協議会が培養液を作成し、各区へ配布している。<br>H15年度のみ、機器及び原液等の購入費として75万円を補助。 | 女性団体連合会が培養液を作成し、希望者に配布している。<br>EM活性液(原液)の購入に対し、補助金として1/3を支給している。 |
| 合計項目数                                      |    | 1項目  | 1項目  |

#### (参考)

EM： Effective (有用な) Microorganisms (微生物) の頭文字からEMと呼ばれています。物資の過剰な酸化を防ぎ、悪化した自然環境の再生に役立つといわれています。

EMを利用した水質浄化の取り組みは、全国的に多くの住民団体等が実施されています。しかしながら、広島県、岡山県、三重県等の公的研究機関が実証実験を行った結果では、有効との立証はされておられません。

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| <p>EM発効液(原液)を町で購入。EM活性液を作り、全世帯(希望者)に配布している。<br/>H15EM菌購入予算：<br/>600千円</p> | <p>安浦・水と生命をはぐくむ会(会員300名)が、生活環境排水の浄化活動(海や川にEM発酵液を投入し浄化する)会員へEM発酵液の無料配布(各家庭の排水口に流し浄化)等の活動を行っている。<br/>補助金：90万円</p> | なし | なし |
|---|---|----|----|

|     |     |   |   |
|-----|-----|---|---|
| 1項目 | 1項目 | - | - |
|-----|-----|---|---|

## 協議第24号

### 商工業・観光の振興

| 内 容   |     |     |     |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 各種振興事業，助成制度・融資事業，広域観光の振興などについて協議する。   |     |     |     |     |     |     |
| 調整方針（合併協定案）   |     |     |     |     |     |     |
| <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> |     |     |     |     |     |     |
| 市・町の現状及び参考資料  |     |     |     |     |     |     |
| 行政制度調整調書 P 3 8 ~ 4 2  |     |     |     |     |     |     |
|   | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
| 調整方針（１）の項目数   | 3 2 | 3 3 | 3 3 | 3 1 | 3 4 | 3 4 |
| 調整方針（２）の項目数   | 5   | 4   | 4   | 6   | 3   | 3   |

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

| 該当項目                    | 呉 市  | 音戸町 | 倉橋町 |
|-------------------------|--|-----|-----|
| <b>中小企業対策</b>           |  |     |     |
| 呉地域産業振興センター<br>(調書 P38) | 地域企業と大学，研究機関，支援機関等の橋渡し役を担い，地域企業の新たな展開をサポートする拠点として，呉地域産業振興センターを設立し，次の事業を実施している。<br>中小企業支援事業<br>研究開発支援事業<br>人材育成事業<br>販路拡大事業<br>情報提供事業<br>普及啓発事業<br>特許活用支援事業<br>創業者等支援事業   | なし  | なし  |
| <b>企業立地の促進</b>          |  |     |     |
| 工業立地条例<br>(調書 P38)      | 事業転換事業<br>市内の製造業者が，市長の指定した業種に事業を転換し，かつ，指定業種が全事業活動の相当部分を占めることとなるものを対象として，融資の斡旋を行っている。<br>限度額：50,000千円<br>年利：1.7%(H15年度)<br>工場等新增設事業<br>1,000㎡以上の工場を建設し，10人以上の雇用となるものを対象として，助成金の交付又は市有地の譲渡若しくは有償貸付を行っている。<br>・固定資産税相当額の助成<br>1年目：100/100<br>2年目：75/100<br>3年目：50/100<br>限度額：1億円<br>・新規雇用助成金<br>一人当たり20万円<br>限度額：2千万円 | なし  | なし  |
| <b>中小企業勤労者共済</b>        |  |     |     |
| 勤労者資金融資<br>(調書 P39)     | 中国労働金庫呉市預託金提携融資制度<br>呉市内に居住又は勤務をする勤労者を対象として年利2.00%で融資を行っている。<br>[資金用途：限度額]<br>住宅費：300万円<br>教育費：100万円<br>医療費：100万円<br>介護機器具購入費：100万円<br>[融資期間(据置期間)]<br>住宅費：7年以内<br>その他：5年以内  | なし  | なし  |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| なし | なし | なし | なし |
|----|----|----|----|

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| なし | なし | なし | なし |
|----|----|----|----|

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| なし | なし | なし | なし |
|----|----|----|----|

| 該当項目                               | 呉市   | 音戸町     | 倉橋町     |
|------------------------------------|--|---------|---------|
| 中小企業融資制度(広島県, 政府系中小企業金融機関の融資制度を除く) |  |         |         |
| 中小企業経営安定資金(短期)<br>(調書 P40)         | 市内中小企業者を対象として, 利率1.60%(保証料率1.15%)で運転資金の融資を行っている。<br>融資限度額: 1,000万円<br>融資期間: 1年以内   | なし      | なし      |
| 中小企業経営安定資金(長期)<br>(調書 P40)         | 市内中小企業者を対象として, 利率2.00%(保証料率1.15%)で運転資金の融資を行っている。<br>融資限度額: 2,000万円<br>融資期間(据置期間): 7年以内(1年以内)   | なし      | なし      |
| 小規模事業融資<br>(調書 P40)                | 従業員20人以下の市内小規模事業者(商業・サービス業は5人以下)を対象として, 利率1.50%(保証料率1.00%)で運転資金, 設備資金の融資を行っている。<br>融資限度額: 800万円以内<br>融資期間(据置期間): 5年以内(1年以内)                          | なし      | なし      |
| 創業支援資金融資<br>(調書 P40)               | 創業者及び創業後5年未満の市内中小企業者を対象として, 利率1.40%(保証料率0.70%)で運転資金, 設備資金の融資を行っている。<br>融資限度額: 1,500万円<br>融資期間(据置期間):<br>運転資金: 5年以内<br>(1年以内)<br>設備資金: 7年以内<br>(1年以内) | なし      | なし      |
|                                    |  | ほか 25項目 | ほか 26項目 |
| 合計項目数                              |  | 32項目    | 33項目    |



|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| なし      |         | なし      | なし      |
| なし      | なし      | なし      | なし      |
| なし      | なし      | なし      | なし      |
| なし      | なし      | なし      | なし      |
| ほか 26項目 | ほか 25項目 | ほか 27項目 | ほか 27項目 |

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 33項目 | 31項目 | 34項目 | 34項目 |
|------|------|------|------|

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

| 該当項目                         | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町  |
|------------------------------|---|--|--|
| <b>商店街等への補助</b>              |   |  |  |
| 商工会議所・商工会への補助金<br>(調書 P 3 9) | <p>呉商工会議所<br/>           会員数：2,347(H14年度末)<br/>           運営全体に対し補助を行っている。<br/>           補助額：405万円(H15)</p> <p>補助金については、商工会の事業内容を精査した上で、商工会の事業活動を後退させないように調整していく。</p>  | <p>音戸町商工会<br/>           会員数：354(H14年度末)<br/>           H15運営費補助金：450万円</p>  | <p>倉橋町商工会<br/>           会員数：416(H14年度末)<br/>           H15運営費補助金：120万円<br/>           パソコン研修会、ホームページ維持管理、各種セミナー開催等の事業費補助を含む<br/>           H15事業費補助金：30万円<br/>           ・地域振興券事業</p>   |
| <b>観光振興団体及び事業の推進等</b>        |   |  |  |
| 観光振興団体<br>(調書 P 4 2)         | <p>呉地域観光連絡協議会<br/>           7 5 団体<br/>           負担金：6 0 0 万円<br/>           呉観光協会<br/>           1 9 2 名<br/>           補助金：1 8 0 万円</p> <p>観光協会への補助金については、事業内容を精査した上で、経過措置をとる方向で調整していく。<br/>           その他の協議会等の負担金については、合併までに調整していく。</p>   | <p>観光協会：なし<br/>           その他協議会等負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清盛祭保存会<br/>             毎年度基金積立：200万円<br/>             補助金1,200万円(H13/14)</li> <li>・音戸の舟唄保存会<br/>             補助金：8万円</li> <li>・清盛大鼓保存会<br/>             補助金：25万円</li> <li>・呉地域観光連絡協議会<br/>             負担金：4万円</li> <li>・県観光キャンペーン<br/>             負担金：30万円</li> <li>・県観光連盟<br/>             負担金：3万円</li> </ul> | <p>観光協会：なし<br/>           その他協議会等負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすの島づくり実行委員会<br/>             補助金：36万円<br/>             アクアスロンくらはし大会、くらはしふれあいフェスティバル、宝島くらはしフェスティバル等の事業に対し補助</li> <li>・呉地域観光連絡協議会<br/>             負担金：7万円</li> <li>・県観光キャンペーン<br/>             負担金：15万円</li> <li>・県観光連盟<br/>             負担金：3.4万円</li> </ul> |
| 観光振興事業<br>(調書 P 4 2)         | <p>呉まつり協会<br/>           補助金1,480万円<br/>           呉みなと祭,呉の夏まつり,<br/>           呉海上花火大会,<br/>           吉川英治文学碑記念祭,<br/>           くれ食の祭典<br/>           ポートピアイルミネーション<br/>           観光ボランティア<br/>           観光ブラッシュアップ講座<br/>           開催等<br/>           観光案内所設置,パンフレット等作成,案内板設置など</p> <p>観光施設等は呉市に引き継ぐとともに、引き続き呉市の新たな財産として観光振興に努める。<br/>           ・町主催及び協イイベントについては、事業の目的、内容、実施方法等を精査した上で、引き続き、実施する方向で調整していく。<br/>           ・観光案内板、観光パンフレット等の作成など基本的な観光振興については、呉市の制度として引き継ぐ。</p> | <p>清盛祭(5年に1回)<br/>           おんどフェスティバル<br/>           (毎年11月実施)<br/>           補助金：400万円<br/>           観光パンフレット等作成,案内板設置など<br/>           清盛祭道具管理補助：<br/>           30万円</p>   | <p>宝島くらはしフェスティバル<br/>           (毎年2月実施)<br/>           補助金：163万円</p>  |
|                              |   | ほか 2項目   | ほか 1項目   |
| <b>合計項目数</b>                 |   | <b>5項目</b>   | <b>4項目</b>   |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|
|-----|-----|-----|----|

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
| <p>蒲刈町商工会<br/>         会員数：122(H15.4末)<br/>         H15運営費補助金：431万円<br/>         H15事業費補助金：360万円<br/>         (国1/2・町1/2)<br/>         ・地域通貨事業<br/>         ・特産品開発事業</p> | <p>安浦町商工会<br/>         会員数：330(H14年度末)<br/>         H15運営費補助金：318.5万円<br/>         H15事業費補助金：159万円<br/>         ・中小商業活性化推進事業<br/>         ・児童生徒発明工夫展事業<br/>         ・経営者育成異業種交流事業<br/>         ・地域特産品等開発推進事業<br/>         ・若手後継者育成事業<br/>         ・フリーマーケット推進事業<br/>         ・情報化推進事業<br/>         ・商品券事業</p> | <p>豊浜町商工会<br/>         会員数：73(H14年度末)<br/>         H15運営費補助金：170万円<br/>         H15事業費補助金：10万円<br/>         ・商工会後継者育成事業</p> | <p>豊町商工会<br/>         会員数130(H15.10現在)<br/>         H15運営費補助金：89万円<br/>         H15事業費補助金：822万円<br/>         ・七夕納涼祭<br/>         ・観光案内所運営<br/>         ・活性化イベント等</p> |
|--|---|---|--|

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <p>蒲刈町観光協会<br/>         補助金：140万円<br/>         その他協議会等負担金<br/>         ・呉地域観光連絡協議会<br/>         負担金：4万円<br/>         ・広島県観光連盟<br/>         負担金：3万円<br/>         観光ミニ情報<br/>         負担金：3万円<br/>         ・県アンテナショップ協議会<br/>         負担金：5万円<br/>         ・広島県観光キャンペーン<br/>         実行委員会<br/>         負担金：15万円</p> | <p>安浦町観光協会<br/>         会員：65名<br/>         補助金：56.7万円<br/>         その他協議会等負担金<br/>         ・呉地域観光連絡協議会<br/>         負担金：8万円<br/>         ・広島県観光キャンペーン<br/>         協議会<br/>         負担金：23万円<br/>         ・広島県観光連盟<br/>         負担金：3万円</p> | <p>観光協会：なし<br/>         その他協議会等負担金<br/>         ・呉地域観光連絡協議会<br/>         負担金：3万円<br/>         ・広島県観光連盟<br/>         負担金：3万円<br/>         ・東京アンテナショップ協議<br/>         会<br/>         負担金：3万円</p> | <p>豊町観光協会補助金：なし<br/>         (豊町商工会補助に含まれる)<br/>         その他協議会等負担金<br/>         ・呉地域観光連絡協議会<br/>         負担金：3万円<br/>         ・広島県観光連盟<br/>         負担金：11.5万円<br/>         ・広島県観光キャンペーン<br/>         実行委員会<br/>         負担金：15万円<br/>         ・瀬戸内ツーリズム事業<br/>         負担金：10万円</p> |
|--|--|--|---|

|  |   |           |   |
|--|---|-----------|---|
| <p>蒲刈観光キャンペーン<br/>         実行委員会<br/>         自然と恵みのふれあい<br/>         フェア(年1回実施)<br/>         補助金：100万円<br/>         広島県観光連盟<br/>         瀬戸内ツーリズム事業<br/>         (せとうちおさんぼクルーズ)<br/>         負担金：10万円</p> | <p>安浦夏まつり<br/>         補助金：180万円<br/>         全国やすうら月の西行祭<br/>         補助金：135万円<br/>         パンフレット等作成，案内<br/>         板設置，修理等</p> | <p>なし</p> | <p>商工会事業として実施<br/>         七夕納涼祭<br/>         観光案内所運営<br/>         観光ボランティア養成講座，<br/>         研修，ガイド報酬<br/>         観光案内板，パンフレット等<br/>         作成</p> |
|--|---|-----------|---|

|        |        |        |   |
|--------|--------|--------|---|
| ほか 1項目 | ほか 3項目 | ほか 1項目 | - |
|--------|--------|--------|---|

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 4項目 | 6項目 | 3項目 | 3項目 |
|-----|-----|-----|-----|

# 協議第25号

## 農林水産業の振興

| 内 容  |  |
|--|--|
| 各種基盤整備，振興事業などについて協議する。   |  |
| 調整方針（合併協定案）  |  |
| <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域の農林水産業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> |  |
| 市・町の現状及び参考資料   |  |
| 行政制度調整調書 P 4 2 ~ 4 9   |  |
|  | 音戸町      倉橋町      蒲刈町      安浦町      豊浜町      豊 町 |
| 調整方針（１）の項目数  | 2 0      1 2      1 4      1 5      2 1      1 8 |
| 調整方針（２）の項目数  | 2 1      2 9      2 7      2 6      2 0      2 3 |
| 調整方針（３）の項目数  | 0      0      0      0      2      1             |

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

| 該当項目                                 | 呉市  | 音戸町         | 倉橋町                |
|--------------------------------------|---|-------------|--------------------|
| <b>農業振興</b>                          |   |             |                    |
| 農業生産区の設置等<br>(調書 P43)                | 農業生産区の設置：<br>109生産区・農区長   | 設置なし        | 設置なし<br>(農業集団：5集団) |
| 金融・流通対策：<br>農業経営資金融資預託貸付<br>(調書 P44) | 農業経営総合資金及び<br>農地等災害復旧資金<br>農林産業の振興に必要な資金を低利で融資するため、市独自の融資制度を設けている。<br>農業経営の近代化に必要な農業機械購入資金<br>施設・資機材の購入資金<br>畜産施設改善・整備資金<br>家畜の導入資金<br>土地改良資金<br>災害復旧資金<br>融資限度額：400～800万円<br>貸付利率：0.54～1.08%<br>貸付期間：5年～8年 | なし          | なし                 |
| <b>林業振興</b>                          |   |             |                    |
| 森林の保全・保護：<br>松くい虫対策<br>(調書 P46)      | 松くい虫に侵されている被害木を伐倒し、松食い虫防除のための空中散布や、薬剤処理を行う。<br>枯死した被害木や倒れそうな危険木を伐倒処理する。<br>松くい虫被害跡地植樹：<br>民有林内の松くい虫被害による伐倒処理後の跡地に広葉樹を植林し、森林の保全を図る。  | なし          |                    |
| <b>水産業振興</b>                         |   |             |                    |
| 水産教室<br>(調書 P47)                     | 小学生を対象として、マダイの飼付け事業を通して、栽培漁業についての講義や、実際に給餌を体験することにより、水産資源の大切さを啓発している。   | なし          | なし                 |
| 漁業経営資金融資預託貸付<br>(調書 P48)             | 漁業経営総合資金<br>漁業協同組合員を対象として、水産業の振興に必要な資金を低利で融資するために、市独自で融資制度を設けている。<br>漁船の建造、改造及び漁業施設の改良、造成並びに各種漁具、資材等の購入資金<br>漁家経営の転換や合理化等による現状経営の再整備資金<br>融資限度額：2,000万円<br>貸付利率：2.1575%(H15)<br>貸付期間：1年以内                   |             | なし                 |
|                                      |   | ほか 16項目     | ほか 8項目             |
| <b>合計項目数</b>                         |   | <b>20項目</b> | <b>12項目</b>        |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|      |                                |      |      |
|------|--------------------------------|------|------|
| 設置なし | 設置なし<br>水田農業経営確立対策<br>推進委員：40名 | 設置なし | 設置なし |
| なし   | なし                             | なし   | なし   |

|    |   |    |    |
|----|---|----|----|
| なし | / | なし | なし |
|----|---|----|----|

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| なし     | なし      | なし      | /       |
| なし     | なし      | なし      | なし      |
| ほか 9項目 | ほか 11項目 | ほか 16項目 | ほか 14項目 |

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 14項目 | 15項目 | 21項目 | 18項目 |
|------|------|------|------|

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

| 該当項目                                     | 呉市   | 音戸町                                  | 倉橋町   |
|--|--|--------------------------------------|---|
| <b>農業振興</b>                              |  |                                      |   |
| 優良農地の保全・確保と有効利用：<br>農地流動化の推進<br>(調書 P43) | 所有権の移転など、利用権設定等促進事業を活用し、農地の流動化を推進している。<br><br>豊町の事業については、経過措置をとる方向で調整していく。   | (呉市に同じ)                              | (呉市に同じ)   |
| 農業団体等育成指導：<br>農業団体への事業補助<br>(調書 P44)     | 農業協同組合が転作を推進するための機械導入に対し1/3以内の助成を行っている。<br>生産性の高い農業形態を目指すため、施設化(ビニールハウス、保冷库等)を図る野菜及び花き等の研究会に対して、事業費の1/3以内の助成を行っている。  | 花き組合への助成：3万円<br>農業セミナーへの助成：9万円(高須朝市) | 農業技術者部会において、町内の農業振興対策の企画、事業の推進地域生産部会の育成を図っている。<br>認定農業者団体に調査研究費150千円の助成を行っている。  |
| 特産化事業：推進事業<br>(調書 P45)                   | 地元で採れた農産物を創意と工夫により特産品として製品化し、市民に販売している生活改善グループに対して、グリーンヒル郷原内に販売場所を設け、また、各種イベントへの参加やPR等支援を行っている。<br>海駅「棍ヶ浜ふるさと産品加工センター」の運営により、地元の食材を利用したふるさと産品の生産・開発を行い、販売所で特産品の販売をすることによって農・漁家の所得の向上と地域の活性化を推進している。<br><br>呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一するとともに、引き続き事業の推進に努める。 | なし                                   | 特産みかんの品種登録を行い、その流通調査及び消費者動向調査、交流会、講演会の開催等を実施している。<br>「一産品一億円」の推進を行っている。<br>農山漁村活性化総合支援事業として猪肉の食品処理場を設置し、倉橋ブランドの料理づくり、「特産品」を開発することにより、地域の活性化を推進している。 |

**林業振興**

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| 森林の保全・保護：<br>有害鳥獣駆除(県定額補助)<br><br>(調書 P46) | イノシシ等防護対策<br>電気柵、トタン柵等の設置に対して、材料費の1/3以内の助成を行う。<br>イノシシ等駆除対策<br>捕獲柵や箱わな、駆除班の銃器、くくりわなにより駆除する。<br>・捕獲奨励金<br>イノシシ：4,000円/頭<br>駆除数：475頭(H14年度)<br><br>各町地域の実情を考慮し、実施方法については、引き続き、協議するものとする。 | 防護対策<br>電気柵、トタン柵等の設置に対して、材料費の1/3以内の助成を行う。<br>駆除対策<br>・狩猟免許取得者によるわな購入に要する費用の1/3補助<br>・捕獲奨励金<br>イノシシ：10,000円/頭<br>カラス：1,000円/羽 | 防護対策<br>電気柵・捕獲柵・防護柵及び防除柵の設置に対して35,000円を限度に補助を行う。<br>駆除対策<br>・被害届に基づき駆除班による駆除を行う。<br>・捕獲奨励金：10,000円/頭<br>駆除数：930頭(H14年度) |
|--|--|--|---|

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>(財)広島県農林振興センターが窓口となり、農地流動化を推進している。</p>   | <p>所有権の移転は行っていないが、利用権設定等促進事業等を活用し、農地の流動化を推進している。</p>      | <p>(呉市に同じ)</p>   | <p>農地の流動化を目的とした奨励事業を実施している。<br/>事業費：2,000千円</p>                                  |
| <p>柑橘振興協議会、農業協議会、農業生産団体の育成を行っている。</p>   | <p>なし</p>   | <p>農業振興協議会<br/>町内の農業振興対策の企画・事業推進、地域リーダー等の育成、地域組織の育成指導等を行っている。<br/>農業協同組合連絡協議会<br/>農業協同組合の健全育成、農業経営の近代化に関する調査研究、農業の改良普及等を行っている。</p> | <p>各農業団体の調査研究活動への支援、補助を行っている。</p>  |
| <p>地元で採れた農産物、ハーブ、もち麦等を加工したパン、クッキー、もち等安心・安全な加工品を恵みの丘交流施設で販売している。また、イベント等の支援を行っている。</p> | <p>農産物の加工(商工会の中に特産品協会)を設けて、各種イベントへの参加と共に特産品の開発を行っている。</p> | <p>豊浜町水産加工場において、地元グループが特産品づくりや食品加工を行っている。<br/>新農村地域定住促進対策事業補助金を支出している。</p>   | <p>フードフェスタ等への持込、販売支援を行っている。<br/>豊町ふれあい農産加工センターにおいて、地元グループが特産品づくりや食品加工を行っている。</p> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| <p>イノシシ防護対策<br/>防護柵等の設置に対し、1/3の補助を行う。<br/>イノシシ駆除対策<br/>・くくりわなによる捕獲<br/>狩猟免許取得者に委託、毎日巡回。<br/>委託料：30,000円/頭<br/>・箱わなによる捕獲<br/>設置した箱わなにイノシシがかかっていた場合、狩猟免許取得者に連絡し回収を依頼している。(わなは町で購入し設置)<br/>捕獲賃金：10,000円/頭<br/>駆除数：117頭(H14年度)</p> | <p>防護対策<br/>電気柵、トタン柵の設置補助<br/>30,000円/基<br/>駆除対策<br/>・イノシシ捕獲報償費<br/>15,000円/頭<br/>・捕獲出動費報償費<br/>5,000円/回<br/>・有害鳥獣駆除出動報償費<br/>7,000円/人</p> | <p>・毎年、本町・豊町・広島ゆたか農協と、共同で捕獲わな、捕獲カゴによる駆除の委託を実施し、経費の1/3を負担している。<br/>・イノシシ等捕獲対策として大崎下島猟友会に補助している。<br/>補助額：20万円</p> | <p>防御対策(柵、全網)<br/>町1/4、JA1/4補助<br/>イノシシ等駆除対策<br/>・捕獲柵や箱わな、駆除班の銃器、くくりわなにより駆除する。<br/>町1/2、JA1/2補助<br/>・捕獲報償金<br/>イノシシ島内：20,000円<br/>イノシシ島外：10,000円<br/>タヌキ：3,500円<br/>カラス：2,000円</p> |
|--|--|---|--|



| 該当項目                                      | 呉市   | 音戸町  | 倉橋町   |
|---|--|--|---|
| <b>水産業振興</b>                              |  |  |   |
| 築いそ<br>補助率：国 1/2<br>県 1/4<br>(調書 P 47)    | 浅海域において人工的に磯を造成し、稚魚の育成場やタコ、ナマコ等水産動物の生息場等生産基盤を整備する。   | 人工的に磯を造成し、魚介類の生産基盤を強化する。   | 浅海域において人工的に磯を造成し、ナマコ等の水産動物の生産基盤を強化する。                             |
| 魚介類放流<br>(調書 P 47)                        | 漁協が実施するヒラメ、クルマエビ、クロダイ、アサリ、ギザミ等の稚魚放流事業に対して、事業費(種苗費・運搬費・漁船借上料・作業員費等)の1/2以内の助成を行っている。   | 漁協が実施するヒラメ、クルマエビ、クロダイ、ナマコ、アワビ、ギザミ等の稚魚放流事業に対して、事業費(購入費及び運搬費)の1/2以内の助成を行う。 | 漁協が実施するヒラメ、メバル、カニ、クルマエビ等高級魚の放流事業に対して1/2の助成を行っている。                 |
| 並型魚礁設置事業<br>補助率：国 2/3<br>(調書 P 47)        | 魚類を対象とする魚礁漁場を人工的に造成し、水産資源の増大を図る。   | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)   |
| 海底清掃事業<br>補助率：国 1/2<br>県 1/5<br>(調書 P 48) | 沿岸漁場にたい積している廃棄物を除去することにより、漁場機能を回復し、沿岸漁業の生産の増大と漁業経営の安定を図る。  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)   |
| 漁業近代化施設の整備<br>(調書 P 48)                   | 経営の合理化や近代化を図るために、市独自で棧橋等近代化施設を整備している。<br>また、漁業協同組合が整備した漁船修理施設、漁業用棧橋、共同作業所等の近代化施設に対して、国庫補助金、県補助金を除いた事業費の1/2以内の助成を行っている。<br><br>漁業施設等は呉市に引き継ぎ、維持管理・整備に努める。 | なし   | 経営の合理化や近代化を図るため国庫・県費補助外について援助している。<br>H15年度の漁船巻揚施設実施に向け要望中(倉橋島漁協) |
|   |  | ほか 14項目  | ほか 20項目   |
| <b>合計項目数</b>                              |  | 21項目   | 29項目  |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|  |   |  |                                    |
|--|---|--|------------------------------------|
| 地域漁場に自然石を投入し、漁場改良をし、定着性生産物、藻類資源の維持増大と生産力増強を図る。 | なし                                      | 浅海域において人工的に磯を造成することにより、新漁場の造成・天然磯の拡充を図り、タコ等定着性水産物の増産・幼稚魚の保護等生産基盤を強化する。 | なし                                 |
| 地域漁場へのクロダイ・ヒラメ・ギザミ・メバルの稚魚の放流に対して5/6の助成を行っている。  | ヒラメ、クロダイ、メバル等の放流事業に対して事業費の1/2の助成を行っている。 | なし   | クルマエビ、ヒラメの稚魚の放流に対して事業費の全額負担を行っている。 |
| 3年に1回実施している。                                   | なし                                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)                            |
| なし   | (呉市に同じ)                                 | なし   | (呉市に同じ)                            |
| 水産物荷さばき施設：273㎡                                 | なし                                      | 経営の合理化や近代化を図るため、町独自で施設を整備している。<br>近年、漁協が整備した事例はない。                     | 漁船修理用浮ドックの設置と年間の維持管理費を町が負担している。    |
| ほか 19項目  | ほか 21項目                                 | ほか 13項目  | ほか 15項目                            |

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 27項目 | 26項目 | 20項目 | 23項目 |
|------|------|------|------|

- (3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

**調整方針案：町事業は引き継ぎ実施していく。**

| 該当項目                                   | 呉市  | 音戸町 | 倉橋町 |
|--|---|-----|-----|
| <b>農業振興</b>                            |   |     |     |
| 農業団体等育成指導：<br>個人農家への事業補助<br>(調書 P 4 4) | なし<br><br>町事業については、引き継ぐ方向で調整していくものとする。    | なし  | なし  |
| <b>水産業振興</b>                           |   |     |     |
| 栽培漁業の推進：<br>その他(名称・内容など)<br>(調書 P 4 7) | なし<br><br>豊浜町の事業については、引き継ぐ方向で調整していくものとする。 | なし  | なし  |
| <b>合計項目数</b>                           |   | -   | -   |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|    |    |   |  |
|----|----|---|--|
| なし | なし | 生産総合対策事業<br>(改植,高接,園内道)<br>柑橘農業の生産向上を図る<br>ためのソフト・ハード支援事<br>業<br>(国5/10,町1/10,本人4/10)<br>4,214千円<br>(H15予算,国分+町分) | 生産総合対策事業<br>(改植,高接,園内道)<br>柑橘農業の生産向上を図る<br>ためのソフト・ハード支援事<br>業<br>(国5/10,町1/10,本人4/10)<br>13,767千円<br>(H15予算,国分+町分) |
|----|----|---|--|

|    |    |   |    |
|----|----|---|----|
| なし | なし | マダイ資源の維持増大を図<br>るため,マダイの中間育成放<br>流を行う。<br>海洋牧場施設管理委託事業<br>放流マダイの効率的かつ計<br>画的回収を図るため,漁港内<br>に設置した海洋牧場施設を円<br>滑に運営するため保守点検を<br>行う。<br>海域高度利用システム<br>導入事業(主体:広島県)<br>事業費(H15)<br>歳入:水産業費県委託金<br>(沖合音響ブイ点検<br>補修委託)<br>750,000円<br>歳出:音響給餌口ポット<br>保守点検委託料<br>250,000円<br>船舶借上料・飼料費他<br>500,000円 | なし |
|----|----|---|----|

|   |   |     |     |
|---|---|-----|-----|
| - | - | 2項目 | 1項目 |
|---|---|-----|-----|

## 協議第26号

### まちづくり建設事業の取扱い

| 内  | 容  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|---|----|----|---|----|----|-------------|----|---|---|----|---|---|-------------|---|---|---|---|---|---|
| <p>道路，公園，住宅，港湾整備などについて協議する。</p>  |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
| <h4>調整方針（合併協定案）</h4>   |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
| <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，個別事業・制度等については，町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>町道，公園，住宅，港湾等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。</p> |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
| <h4>市・町の現状及び参考資料</h4>  |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
| <p>行政制度調整調書 P 5 0 ~ 5 4</p>  |  |     |     |     |     |     |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
|  | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>音戸町</th> <th>倉橋町</th> <th>蒲刈町</th> <th>安浦町</th> <th>豊浜町</th> <th>豊 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整方針（１）の項目数</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td>調整方針（２）の項目数</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>調整方針（３）の項目数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> |     | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 | 調整方針（１）の項目数 | 8 | 11 | 13 | 8 | 14 | 12 | 調整方針（２）の項目数 | 11 | 8 | 6 | 11 | 5 | 7 | 調整方針（３）の項目数 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
|  | 音戸町  | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（１）の項目数  | 8  | 11  | 13  | 8   | 14  | 12  |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（２）の項目数  | 11   | 8   | 6   | 11  | 5   | 7   |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |
| 調整方針（３）の項目数  | 1  | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   |     |     |             |   |    |    |   |    |    |             |    |   |   |    |   |   |             |   |   |   |   |   |   |

(1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととする。

**調整方針案： 呉市の制度を適用する。**

| 該当項目                    | 呉市  | 音戸町        | 倉橋町         |
|-------------------------|---|------------|-------------|
| <b>まちづくり推進方策</b>        |   |            |             |
| まちづくり活動の推進<br>(調書 P51)  | 呉市まちづくり活動企画<br>コンペ事業<br>市民の創造を生かした個性あふれるまちづくり活動計画を募集し、選考のうえ助成金を交付している。<br>市内全域を対象とする企画<br>30万円(3件)<br>一部地域を対象とする企画<br>20万円(2件)  | なし         | なし          |
| <b>住宅対策</b>             |   |            |             |
| 住宅建設資金等貸付制度<br>(調書 P54) | 住宅金融公庫の融資を受けて、自ら居住するための住宅(175㎡以下)を建設し、若しくは購入し、又は増改築する個人の方に対し、年2.8%(固定金利)・元利均等月賦償還で貸付を行っている。<br>(所得制限あり)<br>建設・購入<br>貸付限度額：1,000万円<br>償還期間：25年以内<br>中古住宅購入<br>貸付限度額：600万円<br>償還期間：20年以内<br>土地融資加算<br>貸付限度額：400万円<br>償還期間は各貸付けと同じ<br>増改築<br>貸付限度額：200万円<br>償還期間：10年以内 | なし         | なし          |
|                         |   | ほか 6項目     | ほか 9項目      |
| <b>合計項目数</b>            |   | <b>8項目</b> | <b>11項目</b> |

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| なし | なし | なし | なし |
|----|----|----|----|

|         |        |         |         |
|---------|--------|---------|---------|
| なし      | なし     | なし      | なし      |
| ほか 11項目 | ほか 6項目 | ほか 12項目 | ほか 10項目 |

|      |     |      |      |
|------|-----|------|------|
| 13項目 | 8項目 | 14項目 | 12項目 |
|------|-----|------|------|

(2) 市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していくこととする。

**調整方針案：原則、呉市の制度に統一するものとする。**  
**ただし、調整に当たっては、町地域の実情に配慮するものとする。**

| 該当項目                     | 呉市   | 音戸町   | 倉橋町  |
|--------------------------|--|---|--|
| <b>市街地の再開発等</b>          |  |   |  |
| 土地区画整理事業<br>(調書 P50)     | 6か所, 476.3ha<br>整備済(呉復興, 豊栄新開,<br>広第一, 呉駅南拠点整備):<br>318.3ha<br>整備中(広古新開): 31.0ha<br>整備未定(広駅前): 127.0ha<br><br>安浦町の事業は引継ぎ, 実施に努める。  | なし  | なし   |
| <b>地籍調査・住居表示整備状況</b>     |  |   |  |
| 地籍調査事業<br>(調書 P51)       | H11年度より休止中<br>旧下蒲刈町の事業を引継ぎ<br>実施している<br><br>継続中の事業については内容を<br>精査し, 実施していく。   | 昭和48~55年で全ての地<br>域において調査完了<br>(調査実施後に表示された土地<br>を除く)  | 実施中  |
| 住居表示事業<br>(調書 P51)       | [市街地区面積(A)]<br>45.38km <sup>2</sup><br>上記数字は計画区域<br>(議会議決済みの区域)<br>[実施済面積(B)]<br>45.10km <sup>2</sup><br>[実施率(B)/(A)]<br>99.38%<br><br>安浦町については, 合併時に実<br>施できるよう調整に努める。      | [市街地区面積(A)]<br>7.21km <sup>2</sup><br>[実施済面積(B)]<br>7.21km <sup>2</sup><br>[実施率(B)/(A)]<br>100% | 未実施  |
| <b>入札制度</b>              |  |   |  |
| 土木・建築の入札契約状況<br>(調書 P51) | ランク付け: あり<br>低入札価格調査制度: あり<br>予定価格の事前公表:<br>あり(全ての建設工事)<br>受注希望型指名競争入札の<br>導入: あり(500万円以上の<br>建設工事)  | あり(町内業者のみ)<br>なし<br>なし<br>なし  | あり<br>なし<br>なし<br>なし   |
| <b>港湾の管理等</b>            |  |   |  |
| 港湾・港湾施設の管理<br>(調書 P52)   | 重要港湾: 呉港<br>(呉港区, 広港区, 仁方港区)<br>市が港湾管理者で呉市条例・<br>規則により管理<br>地方港湾: 蒲刈港<br>呉市域を県から管理受託<br><br>町管理の地方港湾については,<br>呉市が引き継ぎ, 県から管理を受<br>託している港については, 引き続<br>き呉市が県からの管理委託を継続<br>する。 | 地方港湾<br>県管理: 釣土田港<br>(音戸地区)<br>町管理: 波多見港<br>奥内港   | 地方港湾<br>県管理: 釣土田港<br>(倉橋地区)<br>町管理: 袋の内港<br>大迫港                |
| 漁港の管理・運営<br>(調書 P52)     | 第1種漁港<br>大屋漁港・情島漁港・<br>大地蔵漁港<br>呉市漁港管理条例により<br>管理<br><br>町管理の漁港については呉市が<br>引き継ぎ, 県から管理を受託して<br>いる漁港については, 引き続き呉<br>市が県からの管理委託を継続す<br>る。                                      | 第1種漁港<br>田原漁港(町管理)<br>田原漁港管理条例により<br>管理<br>第2種漁港<br>音戸漁港(県管理)                                   | 第1種漁港<br>長谷漁港(町管理)<br>倉橋町漁港管理条例により<br>管理<br>第2種漁港<br>倉橋漁港(県管理) |



| 蒲刈町                                      | 安浦町   | 豊浜町  | 豊 町   |
|--|---|--|---|
| なし                                       | 1 か所, 17.1ha整備中<br>安浦駅北土地区画整理事業   | なし   | なし  |
| 山林部未実施<br>(宅地, 農地は完了)                    | 昭和43年より実施中<br>(耕地部は全域完了)  | 未実施  | 未実施   |
| 未実施                                      | H15.10.27現在<br>[市街地区面積(A)]<br>5.82km <sup>2</sup><br>上記数字は計画区域<br>(議会議決済みの区域)<br>[実施済面積(B)]<br>4.1km <sup>2</sup><br>[実施率(B)/(A)]<br>70.45% | 未実施  | 未実施   |
| あり<br>あり<br>なし<br>なし                     | 指名業者選定委員会で業者<br>選定<br>なし<br>なし<br>なし<br>なし  | 指名競争入札<br>業者選定規定あり<br>あり<br>なし<br>なし<br>なし | 指名競争入札<br>業者選定委員会制度<br>なし<br>なし<br>なし<br>なし |
| 地方港湾：蒲刈港<br>(大浦, 宮盛, 田戸, 向地区)<br>県から管理受託 | なし  | なし   | 地方港湾<br>県管理：御手洗港                            |
| 第1種漁港<br>原漁港(町管理)<br>原漁港管理条例により管理        | 第2種漁港<br>安浦漁港(県管理)  | 第2種漁港<br>豊島漁港(県管理)                         | 第2種漁港<br>豊島漁港(県管理)の<br>避難港                  |

| 該当項目 | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 |
|------|----|-----|-----|
|------|----|-----|-----|

町・市営住宅

|                    |   |   |   |
|--------------------|---|---|---|
| 町・市営住宅<br>(調書 P54) | <p>[管理戸数等]</p> <p>総数： 2,771戸</p> <p>木造： 103戸</p> <p>非木造：2,668戸</p> <p>公営： 2,178戸</p> <p>木造： 77戸</p> <p>非木造：2,101戸</p> <p>改良： 567戸</p> <p>木造： 0戸</p> <p>非木造： 567戸</p> <p>その他： 26戸</p> <p>木造： 26戸</p> <p>非木造： 0戸</p> <p>[家賃]</p> <p>最低額： 7,600円</p> <p>最高額：100,200円</p> <p>住宅施設等は呉市に引き継ぎ、維持管理・整備に努める。<br/>なお、公営住宅家賃の算定基準は、3年間現行のとおりとした後、呉市の制度に統一する。</p> | <p>[管理戸数等]</p> <p>総数： 259戸</p> <p>木造： 57戸</p> <p>非木造：202戸</p> <p>公営： 239戸</p> <p>木造： 57戸</p> <p>非木造：182戸</p> <p>改良12戸(非木造)</p> <p>単独8戸(非木造)</p> <p>[家賃]</p> <p>最低額： 1,800円</p> <p>最高額：80,100円</p> | <p>[管理戸数等]</p> <p>公営： 24戸</p> <p>[家賃]</p> <p>最低額： 1,400円</p> <p>最高額：46,200円</p> |
|                    |   | ほか 5項目  | ほか 3項目  |

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 合計項目数 | 11項目 | 8項目 |
|-------|------|-----|

|     |     |     |    |
|-----|-----|-----|----|
| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 |
|-----|-----|-----|----|

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| <p>[管理戸数等]<br/>         総数：50戸<br/>         公営：21戸(非木造)<br/>         改良：29戸(非木造)<br/>         [家賃]<br/>         最低額：5,500円<br/>         最高額：58,600円</p> | <p>[管理戸数等]<br/>         総数：310戸<br/>         公営：260戸<br/>         木造：2戸<br/>         非木造：258戸<br/>         改良：50戸(非木造)<br/>         [家賃]<br/>         最低額：3,100円<br/>         最高額：80,000円</p> | <p>[管理戸数等]<br/>         総数：5戸(単独・木造)<br/>         [家賃]<br/>         最低額：7,000円<br/>         最高額：9,900円</p> | <p>[管理戸数等]<br/>         総数：24戸<br/>         単独：6戸(木造)<br/>         公営：18戸(非木造)<br/>         [家賃]<br/>         最低額：2,500円<br/>         最高額：42,700円</p> |
| ほか 2項目  | ほか 5項目  | ほか 2項目   | ほか 3項目  |

|     |      |     |     |
|-----|------|-----|-----|
| 6項目 | 11項目 | 5項目 | 7項目 |
|-----|------|-----|-----|

(3) 町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していくこととする。

**調整方針案： 町制度は廃止する。**

ただし、調整に当たっては、町地域の实情に配慮するものとする。

| 該当項目                 | 呉市                        | 音戸町   | 倉橋町  |
|----------------------|---------------------------|---|--|
| 港湾の管理等               |                           |   |  |
| 海運組合への補助<br>(調書 P52) | なし<br><br>3年の経過措置の後、廃止する。 | 早瀬船主組合を窓口として海運組合大音倉支部へ補助金(機船振興費補助金)を支出している。<br>H15年度予算：120千円<br>早瀬船主組合に対し、棧橋電燈補助金を支出している。<br>H15年度予算：10千円 | 広島県内航海運組合倉橋支部へ補助金を支出している。<br>H15年度予算：56千円<br>同組合が行う船舶職員養成事業に補助金を支出している。<br>H15年度予算：160千円 |
| 合計項目数                |                           | 1項目   | 1項目  |

| 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊 町 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

|                |    |    |    |
|----------------|----|----|----|
| 蒲刈海運組合補助：100千円 | なし | なし | なし |
|----------------|----|----|----|

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 1項目 | - | - | - |
|-----|---|---|---|

平成15年12月25日

## 第 4 回 合 同 会 議 資 料

呉市・音戸町合併協議会  
呉市・倉橋町合併協議会  
呉市・蒲刈町合併協議会  
呉市・安浦町合併協議会  
呉市・豊浜町合併協議会  
呉市・豊町合併協議会

### 行政制度調整調書

#### 制度・事業比較と調整方針

(1) 地方税

...

協議第8号：第2回合同会議において確認済み

#### 【ページ】

#### ( 継続協議項目 )

(2) 福祉

...

1 ~ 23

第3回合同会議において配付済み

(3) 保健・衛生

...

24 ~ 33

#### ( 今回提案項目 )

(4) 環境事業

...

34 ~ 37

(5) 経済振興

...

38 ~ 49

(6) 都市計画・まちづくり等

...

50 ~ 53

(7) 住宅対策

...

54

| 大項目                       |       | 中項目   |                                     | 呉市                                    | 音戸町                          | 倉橋町                                  | 蒲刈町                          | 安浦町  | 豊浜町  | 豊町                  | 調整方針案         |
|---------------------------|-------|---|-------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|--|---------------------|---------------|
| 小項目                       |       | 事務事業等   |                                     |                                       |                              |                                      |                              |  |  |                     |               |
| (4)環境事業                   |       |   |                                     |                                       |                              |                                      |                              |  |  |                     |               |
| ア ごみ処理事業                  |       |   |                                     |                                       |                              |                                      |                              |  |  |                     |               |
| (ア)ごみの種類・収集方法             |       |   |                                     |                                       |                              |                                      |                              |  |  |                     |               |
| 可燃ごみ                      | 種類    | 台所のごみ、木くず、紙くず、布類、プラスチック類(下蒲刈町:可燃ごみ+可燃性ごみ)   | 台所のごみ、木くず、紙くず、ビニール・プラスチック類等(古紙類、布類) | 台所のごみ、木くず、紙くず、発砲スチロール、プラスチック類(古紙類、布類) | 可燃ごみ+可燃性ごみ                   | 台所のごみ、プラスチック、ビニール製品、革製品、木などの小さな燃えるごみ | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             | 当面、現行のとおりとする。 |
| 不燃ごみ                      | 種類    | 金属、陶磁器、ガラス、灰類等(下蒲刈町:不燃ごみ+不燃性ごみ)   | 陶磁器(ガラス類)                           | 金属、植木鉢、瀬戸物、灰等                         | 不燃ごみ+不燃性ごみ                   | びん類、缶類、ガラス類、陶器類                      | 陶磁器、ガラス、びん類、缶類               | 金属、陶磁器、ガラス、缶類  | 金属、陶磁器、ガラス、缶類  |                     |               |
| 粗大ごみ                      | 種類    | 家具、家電品、寝具類等(下蒲刈町:設定なし)  | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               | 設定なし                         | 家具類、家庭電化製品(家電リサイクル以外のもの)、自転車、掛け時計等   | (呉市に同じ)                      | 家具、家電品、寝具類、自転車、バイク等  |  |                     |               |
| 有害ごみ                      | 種類    | 乾電池、蛍光灯、水銀体温計等(下蒲刈町:設定なし)   | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               | 設定なし                         | なし                                   | 乾電池、蛍光灯、水銀体温計、使用済釣具等上記に含めて収集 | 乾電池、蛍光灯、水銀体温計等   |  |                     |               |
| 資源物回収                     | 種類    | 缶類、びん類、紙類、ペットボトル  | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | ダンボール、新聞・雑誌、飲料パック、ペットボトル             | 缶類、びん類                       | 缶類、びん類   |  |                     |               |
| (イ)収集状況(収集回数・収集手数料・処理手数料) |       |   |                                     |                                       |                              |                                      |                              |  |  |                     |               |
| 家庭ごみ                      | 収集方法  | 直営(一部委託)<br>(下蒲刈町地域:<br>安芸南部衛生組合(S53設立)<br>地元業者に業務委託)   | (呉市に同じ)                             | 委託                                    | 安芸南部衛生組合(S53設立)<br>地元業者に業務委託 | 直営                                   | 一部事務組合:芸予衛生組合                | 一部事務組合:芸予衛生組合  |  |                     | 当面、現行のとおりとする。 |
|                           | 可燃ごみ  | 収集回数  | 週2回                                 | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)                              | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           |       | 収集手数料   | 無料<br>(下蒲刈町:1袋10円で購入)               | 有料(指定袋購入、大7円、中5円、小4円)                 | 有料(指定袋購入、大7円、中5円、小4円)        | 1袋10円で購入                             | (呉市に同じ)                      | 指定袋購入<br>芸予衛生組合で購入する場合<br>1袋(大)14円、(小)9円<br>個人商店で購入する場合<br>1袋(大)16円、(小)11円 | 指定袋購入<br>芸予衛生組合で購入する場合<br>1袋(大)14円、(小)9円<br>個人商店で購入する場合<br>1袋(大)16円、(小)11円 |                     |               |
|                           |       | 処理手数料   | 無料<br>(下蒲刈町:1袋10円で購入)               | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | 1袋10円で購入                             | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           | 不燃ごみ  | 収集回数  | 週1回<br>(下蒲刈町:月2回)                   | 月1回                                   | (呉市に同じ)                      | 月2回                                  | 月2回                          | 週2回  | 週2回  | 週2回                 |               |
|                           |       | 収集手数料   | 無料<br>(下蒲刈町:1袋10円で購入)               | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | 1袋10円で購入                             | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           |       | 処理手数料   | 無料<br>(下蒲刈町:1袋10円で購入)               | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | 1袋10円で購入                             | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           | 粗大ごみ  | 収集回数  | 月1回<br>(下蒲刈町:なし)                    | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | なし                                   | (呉市に同じ)                      | 年4回:<br>各地区ゴミステーション<br>年8回:<br>町の収集場へ各自持ち込み                                | 2か月1回(奇数月)   |                     |               |
|                           |       | 収集手数料   | 無料                                  | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      |                                      | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           |       | 処理手数料   | 無料                                  | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      |                                      | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           | 有害ごみ  | 収集回数  | 年4回<br>(下蒲刈町:なし)                    | 月1回                                   | 2月1回                         | なし                                   | なし                           | 週2回  | 週2回  | 週2回                 |               |
|                           |       | 収集手数料   | 無料                                  | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | なし                                   | なし                           | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           |       | 処理手数料   | 無料                                  | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | なし                                   | なし                           | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)             |               |
|                           | 資源物回収 | 収集回数  | 月2回                                 | 週2回:古紙<br>月1回:缶・ビン・ペットボトル             | 週1回:古紙<br>月1回:缶・ビン・ペットボトル    | (呉市に同じ)                              | 月1回                          | 週2回<br>(缶類1回、びん類1回)  | 週2回<br>(缶類1回、びん類1回)  | 週2回<br>(缶類1回、びん類1回) |               |
| 収集手数料                     |       | 無料<br>(下蒲刈町:1袋10円で購入)   | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               | 1袋10円で購入                     | (呉市に同じ)                              | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  |                     |               |
| 処理手数料                     |       | 無料<br>(下蒲刈町:1袋10円で購入)   | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               | 1袋10円で購入                     | (呉市に同じ)                              | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  |                     |               |
| 多量ごみ(自己搬入)                | 処理手数料 | 無料  | (呉市に同じ)                             | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)                              | (呉市に同じ)                      | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  |                     |               |
| 多量ごみ(事業者搬入)               | 処理手数料 | 該当なし<br>(下蒲刈町:<br>随時収集あり、無料)  | 無料                                  | 8円/kg                                 | 無料                           | 8.4円/kg                              | 無料                           | 無料   | 無料   |                     |               |
| 一般                        | 可燃    | 事業者が直接搬入<br>処理手数料:8.4円/kg<br>(下蒲刈町:収集なし(事業系ごみは区別していない。))  | 事業者が日附環境美化センターへ直接持ち込み<br>処理手数料:無料   | 回数:随時<br>処理手数料:無料                     |                              | 事業者が直接搬入<br>処理手数料:8.4円/kg            | 事業者が直接搬入<br>処理手数料:無料         | 事業者が直接搬入<br>処理手数料:無料   |  |                     |               |
|                           | 不燃    |   |                                     |                                       |                              | なし                                   |                              |  |  |                     |               |
| 事業ごみ                      | 産業    | 事業者が直接搬入(埋立処理場のみ受け入れ)<br>処理手数料:車両の最大積載量による。<br>500kg以下:2,610円<br>500kg~1t以下:5,250円<br>以後1t増えるごとに5,250円<br>(下蒲刈町:収集なし) | 取り扱わない。                             | 取り扱わない。                               | 収集なし<br>(事業系ごみは区別していない)      | なし                                   | なし                           | なし   | なし   |                     |               |
|                           |       |   |                                     |                                       |                              |                                      |                              |  |  |                     |               |
| 町内清掃ごみ                    | 収集回数  | 随時  | 随時直接持ち込み                            | (呉市に同じ)                               | 持ち込み:無料                      | 回数:随時、自己搬入<br>処理手数料:無料               | 回数:随時、自己搬入<br>処理手数料:無料       | 回数:随時、自己搬入<br>処理手数料:無料   | 回数:随時、自己搬入<br>処理手数料:無料   | 当面、現行のとおりとする。       |               |

| 大項目                   |   | 呉市  | 音戸町   | 倉橋町   | 蒲刈町  | 安浦町                                      | 豊浜町  | 豊町   | 調整方針案                 |
|-----------------------|---|---|---|---|--|--|--|--|-----------------------|
| 中項目                   |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| 小項目                   |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| 事務事業等                 |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| (ウ)ごみ処理施設等の整備状況       |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| 焼却工場                  | 名称                                      | クリーンセンターくれ  | 音戸町倉橋町広域行政事務組合<br>日附環境美化センター  | 音戸町倉橋町広域行政事務組合<br>日附環境美化センター  | 安芸南部衛生組合ごみ処理場                              | 安浦町清掃センター                                | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター   | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター                       | -                     |
|                       | 焼却能力<br>余熱利用                            | 380t/日<br>給湯・冷暖房・自家発電   | 31t/8h<br>給湯  | 31t/8h<br>給湯  | 可燃ごみ焼却は呉市に業務委託                             | 可燃ごみ焼却は呉市に業務委託                           | 7t/日<br>なし   | 7t/日<br>なし                                 |                       |
| 不燃ごみ減容化施設(不燃物の圧縮、固形化) | 名称                                      | クリーンセンターくれ  | なし  | なし  | なし   | なし                                       | 芸予環境衛生センター   | 芸予環境衛生センター                                 | -                     |
|                       | 処理能力                                    | 55t/5h  |   |   |  |  | 2t/5h  | 2t/5h                                      |                       |
| 大型ごみ破砕処理施設            | 名称                                      | クリーンセンターくれ  | 日附環境美化センター  | 日附環境美化センター  | なし   | なし                                       | なし   | なし   | -                     |
|                       | 処理能力                                    | 55t/5h  | 1t/5h   | 1t/5h   |  |  |  |  |                       |
| 資源ごみ選別・資源化処理施設        | 対象                                      | 呉市資源化施設   | 日附環境美化センター  | 日附環境美化センター  | なし   | なし                                       | 芸予環境衛生センター   | 芸予環境衛生センター                                 | -                     |
|                       | 処理能力                                    | 1.3t/h  | 不明  | 不明  |  |  | 2t/5h  | 2t/5h                                      |                       |
|                       | その他                                     | 空缶、ペットボトル分別圧縮機各1台   | 空缶プレス機・磁選機・破砕機各1台、ペットボトル圧縮機   | 空缶プレス機・磁選機・破砕機各1台、ペットボトル圧縮機   | なし   | なし                                       | 1台   | 1台   |                       |
| ごみ埋立地                 | 名称                                      | 呉市埋立処理場   | 倉橋町鳥越最終処分場  | 倉橋町鳥越最終処分場  | なし   | なし                                       | なし   | なし   | -                     |
|                       | その他                                     | 浸出水処理施設能力:<br>1,000 m <sup>3</sup> /日                                     | 浸出水処理施設   | 浸出水処理施設   |  |  |  |  |                       |
| イ し尿・浄化槽汚泥処理事業        |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| (ア)し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分    |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| し尿                    | 一般家庭のもの                                 | 収集回数  | 原則月1回   | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)                                    | 随時<br>(呉市に同じ)                            | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)                                    | 当面、現行のとおりとする。         |
|                       |   | 収集主体  | 許可業者  |   |  |  |  |  |                       |
|                       | 収集手数料                                   | 世帯者(1歳未満の者を除く)<br>一人につき月額315円<br>くみ取り1回につき294円<br>(下蒲刈町:10円/)             | 普通トイレ基本料金:430円<br>無臭トイレ基本料金:710円<br>普通トイレ(高地部)<br>基本料金:720円<br>無臭トイレ(高地部)<br>基本料金:1,000円<br>上記4件人頭割1名につき:<br>430円<br>普通簡易水洗基本料金:340円<br>無臭簡易水洗基本料金:710円<br>普通簡易水洗(高地部)<br>基本料金:710円<br>無臭簡易水洗(高地部)<br>基本料金:1,000円 | 基本料金:500円<br>(普通便槽、無臭便槽、高地部普通便槽、高地部無臭便槽とも。ただし、高地部については配管済の所)<br>上記4件人頭割1名につき400円<br>簡易水洗基本料金:300円<br>18 につき160円 | 10円/                                       | 10.6円/<br>(収集料金:9.6円/、<br>施設使用料:1円/)     | 収集回数は便槽による。<br>収集手数料は、<br>ホースの長さ50m未満<br>基本料金100円+8円/<br>ホースの長さ50m以上<br>ホース1本20m追加ごとに<br>50円追加 |  |                       |
|                       | 一般家庭以外のもの等                              | 収集回数  | 原則月1回<br>(下蒲刈町:随時)  | (呉市に同じ)   | 随時<br>(呉市に同じ)                              | 随時<br>(呉市に同じ)                            | (呉市に同じ)  | 随時<br>(呉市に同じ)                              |                       |
| 収集主体                  | 許可業者                                    |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| 収集手数料                 | 315円/36<br>くみ取り1回につき294円<br>(下蒲刈町:10円/) | 150円/18   | 基本料金:500円<br>160円/18  | 10円/  | 10.6円/                                     | 8円/<br>ホース1本50円                          | 8円/<br>ホース1本50円  |  |                       |
| 浄化槽汚泥                 | 収集回数                                    | 随時  | (呉市に同じ)   | 年1回<br>(呉市に同じ)  | (呉市に同じ)                                    | (呉市に同じ)                                  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)                                    | 当面、現行のとおりとする。         |
|                       | 収集主体                                    | 許可業者  |   |   |  |  |  |  |                       |
| (イ)し尿処理施設の整備状況        |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| し尿収集関連施設              | 施設名                                     | なし  | なし  | なし  | なし   | 中継タンク                                    | なし   | なし   | -                     |
|                       | 内容等                                     |   |   |   |  | 中継タンク20k x2基                             |  |  |                       |
| し尿等処理施設               | 施設名                                     | 東部処理場<br>安芸南部衛生組合し尿処理場(下蒲刈町)  | 音戸町倉橋町広域行政事務組合<br>長門園   | 音戸町倉橋町広域行政事務組合<br>長門園   | 安芸南部衛生組合し尿処理場                              | 芸予衛生組合し尿処理場                              | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター   | 芸予衛生組合<br>芸予環境衛生センター                       | -                     |
|                       | 処理能力                                    | 60k /24h(消化方式)<br>120k /24h(酸化方式)<br>安芸南部処理場<br>し尿処理 6k /日<br>浄化槽汚泥 6k /日 | し尿処理・浄化槽汚泥:<br>40k /日   | し尿処理・浄化槽汚泥:<br>40k /日   | し尿処理:6k /日<br>浄化槽汚泥:6k /日                  | 30k /日<br>(低希釈二段活性法方式)                   | し尿処理:8.2k /日<br>浄化槽汚泥:1.8k /日  | し尿処理:8.2k /日<br>浄化槽汚泥:1.8k /日              |                       |
| (ウ)補助金                |   |   |   |   |  |  |  |  |                       |
| 合併処理浄化槽設置事業補助金        | 対象者                                     | 住宅に合併処理浄化槽を設置する者  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   |  | (呉市に同じ)                                  |  | (呉市に同じ)                                    | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |
|                       | 対象地域                                    | 下水道認可区域を除く地域及び集落排水処理事業の処理区域を除く地域  | 町内全区域(ただし、保守点検・清掃が可能な場所に限る。)  | 下水道認可区域と農業集落排水処理施設その他の集合処理施設による処理区域を除く地域  |  | 公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む)及び農業集落排水事業計画区域を除く地域 |  | 大長地区、御手洗地区、三角地区                            |                       |
|                       | 補助率<br>国 1/3<br>県 1/3                   | 交付限度額   | 個人住宅<br>5人槽:354千円<br>7人槽:411千円<br>10人槽:519千円<br>(二世帯住宅のみ)<br>共同住宅<br>5人槽: 354千円<br>6~7人槽: 411千円<br>8人槽以上:519千円  | 5人槽:354千円<br>7人槽:411千円<br>10人槽:519千円  | 5人槽: 354千円<br>6~7人槽: 411千円<br>8~10人槽:519千円 | なし                                       | 5人槽:802千円<br>7人槽:859千円<br>10人槽:967千円   | 5人槽: 354千円<br>6~7人槽: 411千円<br>8~10人槽:519千円 |                       |



| 大項目                                |      | 呉市   | 音戸町   | 倉橋町  | 蒲刈町   | 安浦町  | 豊浜町                           | 豊町                       | 調整方針案                     |
|------------------------------------|------|--|---|--|---|--|-------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 中項目                                |      |  |   |  |   |  |                               |                          |                           |
| 小項目                                |      |  |   |  |   |  |                               |                          |                           |
| 事務事業等                              |      |  |   |  |   |  |                               |                          |                           |
| その他補助金(名称・対象・補助額など)                |      | し尿汲取補助金<br>対象:し尿処理許可業者<br>金額:1世帯150円<br>呉市高地区対策補助金<br>対象:し尿収集車の進入可能<br>限界地点からホースを60メー<br>トル以上延長しなければくみ<br>取りできない世帯のくみ<br>取り<br>金額:1世帯70円 | し尿業者補助金:<br>858,000円(H15年度予算)   | し尿ホース設置(本管工事)<br>補助金<br>対象世帯3世帯以上,<br>1,000千円を限度額として<br>1/2補助<br>ごみステーション設置補助<br>金<br>300千円を限度額として<br>1/2補助<br>衛生害虫駆除用器具購入<br>補助金<br>500千円を限度額として<br>1/2補助<br>とも出張所長を経由し<br>て申請する。 | なし  | なし   | なし                            | なし                       | 当面、現行のとおりとす<br>る。         |
| ウ 環境美化事業                           |      |  |   |  |   |  |                               |                          |                           |
| (ア)きれいなまちづくりの推進                    |      |  |   |  |   |  |                               |                          |                           |
| ポイ捨て未然<br>防止対策                     | 内容   | 呉市ポイ捨て等防止に関する<br>条例<br>クリーンキャンペーン隊に<br>よる啓発活動<br>呉市環境美化ボランティア<br>表彰<br>小・中学生を対象としたポ<br>スター募集   | 環境美化の推進に関する条例   | 環境美化の推進に関する条<br>例<br>散乱ゴミ追放キャンペーン<br>ポイ捨て防止及び清掃活動<br>に関する広報・ポスター等<br>による啓発活動   | 環境美化条例<br>散乱ゴミ追放のばり設置   | 安浦町環境美化の推進に<br>関する条例<br>ポイ捨て禁止看板設置<br>ポイ捨て禁止用のばり設置   | 漁港内・ゴミ収集ステーシ<br>ョンに不法投棄禁止看板設置 | なし                       | 呉市の制度を適用又は呉市<br>の制度に統一する。 |
| 清掃活動                               | 内容   | クリーンキャンペーン隊による<br>街路及び交差点の散乱ごみ<br>等の清掃   | 町内一斉大掃除(毎年6月第<br>1日曜日)  | 町内一斉清掃<br>各地区による区域内一斉清<br>掃  | 環境美化清掃運動<br>毎月第1日曜日全町一斉清掃<br>の実施  | 町内一斉清掃<br>県道川尻・安浦線沿道清掃<br>河川・道路美化運動  | 町内クリーン作戦(年3回,教<br>育委員会が主催)    | 各老人クラブによる道路清掃<br>(月1回程度) | 呉市の制度を適用又は呉市<br>の制度に統一する。 |
| 住みやすいま<br>ちづくり活動<br>(EM発酵液の<br>普及) | 内容   | なし   | 公衆衛生推進協議会が培養液<br>を作成し,各区へ配布。<br>H15年度のみ,機器及び原液等<br>の購入費として75万円を補<br>助。  | EM活性液(原液)の購入に町<br>補助金1/3を支給。<br>女性団体連合会が培養液を作<br>成し,希望者に配布。  | EM発酵液(原液)を町で購<br>入。EM活性液を作り,全世<br>帯<br>(希望者)に配布。<br>EM菌購入予算:60万円<br>(H15) | 安浦・水と生命をはぐくむ<br>補助金(90万円)<br>会員300名<br>生活環境排水の浄化活動<br>(海や川にEM発酵液を投入し<br>浄化する)<br>会員へEM発酵液の無料配布<br>(各家庭の排水口に流し浄化)                     | なし                            | なし                       | 町制度を廃止する。                 |
| (イ)ごみ減量化推進事業                       |      |  |   |  |   |  |                               |                          |                           |
| 生ごみ堆肥化<br>容器購入費補<br>助              | 内容   | 「電気式生ごみ処理機」を購入<br>する市民に対し,その費用の<br>一部を助成することにより,<br>ごみの減量化・資源化を推進<br>するとともに,環境に対する<br>意識の向上を図る。<br>1世帯1基まで                               | 家庭から出る生ごみを堆肥化<br>するため堆肥化容器の購入に<br>対して補助金を交付する。<br>コンポスト式:20基<br>電動式:50基 | 家庭から出る生ごみを堆肥化<br>するため,堆肥化容器の購入<br>に対して補助金を交付する。<br>コンポスト:5基<br>生ごみ処理機:10基  | なし  | 家庭から出る生ごみを堆肥化<br>するため,堆肥化機器等の購<br>入に対して,補助金を交付す<br>る。  | なし                            | なし                       | 呉市の制度を適用又は呉市<br>の制度に統一する。 |
|                                    | 補助金額 | 購入金額の1/3<br>上限額:2万円  | コンポスト式<br>購入価格の6割<br>限度額:8,000円<br>電動式<br>購入価格の1/3<br>限度額:20,000円       | コンボ容器<br>購入価格の1/2<br>限度額:3,000円<br>生ごみ処理機<br>購入価格の1/3<br>限度額:20,000円   |   | コンポスト容器<br>購入金額の1/2以内<br>限度額:3,000円<br>電動式<br>一律:20,000円   |                               |                          |                           |
| 資源集団回収<br>団体報奨金                    | 内容   | 環境の保全と資源の有効活用<br>を図るため,組織的,体系的,<br>継続的に資源物の回収を実施<br>した団体に報奨金を交付<br>(年2回)   | 資源ごみ回収奨励金<br>空き缶・段ボールなど町が指<br>定する有価物の回収を実施す<br>る小・中学校に奨励金を支給            | 資源ごみ回収奨励金<br>空き缶・段ボールなど町が指<br>定する有価物の回収を実施す<br>る小・中学校に奨励金を支給   | なし  | 資源ごみ回収奨励金<br>空き缶・段ボールなど町が<br>指定する有価物の回収を実施<br>する各団体に奨励金を支給<br>5円/kg<br>幼稚園・保育所・小・中学校<br>を対象に空き缶・ペットボト<br>ル1本に対して1円を学校単位<br>で報奨金として支給 | なし                            | なし                       | 呉市の制度を適用又は呉市<br>の制度に統一する。 |
|                                    | 金額   | 8円/kg(1kg未満は四捨五入)  | 予算の範囲内で支給   | 予算の範囲内で支給  |   |  |                               |                          |                           |
| その他(名称・内容など)                       |      | 早朝広報(清掃指導員)  | なし  | なし   | なし  | なし   | なし                            | なし                       | -                         |
| (ウ)環境にやさしいまちづくりの推進                 |      |  |   |  |   |  |                               |                          |                           |
| 住宅用太陽光<br>発電システム<br>設置費補助          | 内容   | 住宅用太陽光発電システムを<br>設置した市民に対し,財団の<br>補助金の1/3を補助   | なし  | なし   | なし  | なし   | なし                            | なし                       | 呉市の制度を適用する。               |

| 大項目    |       | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町                                    | 蒲刈町  | 安浦町  | 豊浜町   | 豊町                            | 調整方針案  |
|--------|-------|---|--|--|--|--|---|-------------------------------|--|
| 中項目    |       |   |  |  |  |  |   |                               |  |
| 小項目    |       |   |  |  |  |  |   |                               |  |
| 事務事業等  |       |   |  |  |  |  |   |                               |  |
| (工)斎場等 |       |   |  |  |  |  |   |                               |  |
| 火葬場    | 施設の内容 | 呉市斎場<br>人体炉:10炉<br>汚物炉:1炉<br>下蒲刈火葬場<br>人体炉:1炉   | 江能広域葬斎センター                                       | 江能広域葬斎センター                             | 町内4地区に各1施設<br>(人体炉)                                  | 安浦町営火葬場<br>人体炉:2炉  | 極楽苑(町管理)<br>人体炉:2炉<br>安楽苑(休止中)<br>人体炉:1炉<br>斎島火葬場(自治会管理)<br>人体炉:1炉              | 豊町火葬場(H2建築)<br>人体炉:2炉         | 呉市の制度に統一する。<br>ただし、豊浜町の斎島火葬場については、当面、現行のとおりとする。<br>また、音戸町及び倉橋町が加入する江能広域事務組合の葬斎センターについては、江能4町の合併の動向に配慮しながら、共同事務等の取扱いについて協議していくこととする。<br>(葬祭時の搬送車両については地元で使用できるように調整をしていく) |
|        | 使用料等  | 遺体火葬(呉市民)<br>11歳以上:1,000円<br>11歳未満:800円<br>死産:400円<br>その他:200円<br>市外居住者別料金<br>職員配置、業務委託等により保守点検<br>斎場の建替えを検討中 | 遺体火葬<br>12歳以上:22,000円<br>12歳未満:19,000円           | 遺体火葬<br>12歳以上:22,000円<br>12歳未満:19,000円 | 遺体火葬<br>12歳以上:12,400円<br>12歳未満:8,200円<br>1歳未満:2,200円 | 遺体火葬<br>12歳以上:20,000円<br>12歳未満:18,000円<br>死産児:8,000円<br>町外居住者は上記の1.5倍<br>減免措置あり<br>管理人委託、業務委託により保守点検 | 極楽苑<br>遺体火葬<br>12歳以上:16,000円<br>12歳未満:13,000円<br>死産児:10,000円<br>斎島火葬場<br>遺体火葬無料 | 遺体火葬:11,000円<br>管理及び保守点検は業務委託 |  |
| 墓地     | 施設の内容 | 市営墓地:12か所<br>市有墓地:8か所<br>使用料:2,500円/m <sup>2</sup> (6m <sup>2</sup> 以内)                                       | 町営墓地1か所 約300基<br>(H15.3完成。現在、公共補償分、一般公募分の抽選を実施中) | 町営墓地なし                                 | 町営墓地(宮盛)<br>43区画<br>永代使用料:35~40万円                    | 町営墓地なし   | 町営墓地なし  | 町営墓地なし                        | 現行のとおり、呉市に引き継ぐ。  |

| 大項目      | 中項目            | 小項目  | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町 | 豊浜町 | 豊町 | 調整方針案       |
|----------|----------------|--|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------------|
| (5) 経済振興 | ア 商工業の振興       | 事務事業等  |    |     |     |     |     |     |    |             |
|          | (ア) 新たな産業の創造   |  |    |     |     |     |     |     |    |             |
|          | ビジネスインキュベーション  | 内容<br>多様で活力ある中小企業の育成と新たな起業創出を図る。<br>呉サポート・コア<br>インキュベーションルーム、<br>商談交流室、シャワー室、給湯室等<br>施設<br>呉チャレンジ・コア<br>インキュベーションルーム、<br>商談交流室、談話室等  | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし |             |
|          | (イ) 産業の高度化・多角化 |  |    |     |     |     |     |     |    |             |
|          | その他(名称・内容など)   | 地域中小企業等の新製品又は<br>新技術の開発等にアドバイザーを派遣   | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。 |
|          | (ウ) 中小企業対策     |  |    |     |     |     |     |     |    |             |
|          | 呉地域産業振興センター    | 内容<br>地域企業と大学、研究機関、支援機関等の橋渡し役を担い、<br>地域企業の新たな展開をサポートする拠点として呉地域産業振興センターを設立し、<br>次の事業を実施する。<br>中小企業支援事業<br>研究開発支援事業<br>人材育成事業<br>販路拡大事業<br>情報提供事業<br>普及啓発事業<br>特許活用支援事業<br>創業者等支援事業  | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。 |
|          | (エ) 企業立地の促進    |  |    |     |     |     |     |     |    |             |
|          | 工業立地条例         | 補助対象<br>事業転換事業<br>工場等新增設事業<br>1,000㎡以上の工場を建設し<br>10人以上の雇用となるもの<br>補助率等<br>事業転換融資<br>限度額:50,000千円<br>年利:1.7%(H15年度)<br>工場等新增設助成金<br>・固定資産税相当額の助成<br>1年目:100/100<br>2年目:75/100<br>3年目:50/100<br>限度額:100,000千円<br>・新規雇用助成金<br>一人当たり20万円<br>限度額:20,000千円 | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。 |
|          | (オ) 商店街への補助    |  |    |     |     |     |     |     |    |             |
|          | 商店街等調査研究事業補助   | 対象<br>商店街の活性化のための新たな<br>施策について調査・研究を<br>する商店街等(商店街振興条例)<br>補助率<br>認定事業費の30%以内<br>補助限度額<br>100万円(細則で規定)   | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。 |
|          | 商店街等共同施設整備事業補助 | 対象<br>アーケード、アーチ、一般公衆<br>用駐車場、案内板その他の整備<br>をする商店街等(商店街振興<br>条例)<br>補助率<br>認定事業費の30%以内   | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。 |
|          | 商店街イベント事業補助    | 対象<br>商店街の活性化のために各種<br>イベント事業を実施する商店<br>街等(商店街振興条例)<br>補助率<br>認定事業費の50%以内<br>補助限度額<br>50万円(細則で規定)<br>3年度限り(細則で規定)<br>1年度2事業まで(細則で規定)   | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。 |
|          | 商店街等情報化促進事業補助  | 対象<br>商店街振興条例(情報化事業)<br>:情報化により、商店街の<br>各種情報提供、顧客若しくは<br>商品の情報管理又は顧客の利<br>便性向上を図る事業を実施す<br>る商店街等<br>補助率<br>認定事業費の30%以内<br>補助限度額<br>1,000万円   | なし | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。 |

| 大項目             |            | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町   | 蒲刈町   | 安浦町   | 豊浜町  | 豊町  | 調整方針案  |
|-----------------|------------|---|--|---|---|---|--|---|--|
| 中項目             |            |   |  |   |   |   |  |   |  |
| 小項目             |            |   |  |   |   |   |  |   |  |
| 事務事業等           |            |   |  |   |   |   |  |   |  |
| 商店街イメージアップ事業補助  | 対象         | 商店街振興条例(イメージアップ事業):<br>共同で商店街の飾り付け、ショーアップ、ライトアップ、イルミネーション等の事業を実施する商店街等          | なし   | なし  | なし  | なし  | なし   | なし  | 呉市の制度を適用する。  |
|                 | 補助率        | 認定事業費の30%以内、3年度限り(細則で規定)  |  |   |   |   |  |   |  |
| 商店街等街路照明事業補助    | 対象         | 商店街振興条例(街路照明事業):<br>公衆街路灯による夜間の街路照明を実施する商店街等                                    | なし   | なし  | なし  | なし  | なし   | なし  | 呉市の制度を適用する。  |
|                 | 補助率        | 認定事業費の20%以内   |  |   |   |   |  |   |  |
| 商店街空き店舗有効活用事業補助 | 対象事業       | 地域商店街の活性化を図るため、商店街団体等が実施する空き店舗を活用した新規事業(H14年度からの新規事業)                           | なし   | なし  | なし  | なし  | なし   | なし  | 呉市の制度を適用する。  |
|                 | 補助率        | 1/3以内(店舗等賃借料、店舗等改装費ともに)   |  |   |   |   |  |   |  |
|                 | 補助限度額      | 店舗等賃借料60万円:(月額5万円),1年間(3か月以上)<br>店舗等改装費:30万円(1空き店舗につき1回限り)                      |  |   |   |   |  |   |  |
| 商工会議所・商工会への補助金  | 内容         | 呉商工会議所の運営全体に対し補助<br>補助額:405万円(H15予算)<br>会員数:2,347(H14年度末)                       | 音戸町商工会<br>運営費補助<br>補助額:450万円(H15予算)<br>会員数:354(H14年度末) | 倉橋町商工会<br>運営費補助<br>パソコン研修会、ホームページ維持管理、各種セミナー開催等の事業費補助を含む。<br>補助額:120万円(H15予算)<br>会員数:416(H14年度末)<br>事業費補助<br>地域振興事業補助金<br>30万円(H15予算)<br>1枚500円の地域振興券(商品券)を475円で販売し、不足分の半額を商工会が負担、残りの半額を町が商工会へ補助。(印刷費5万円を含む。) | 蒲刈町商工会<br>会員数:122(H15.4末)<br>運営費補助金:431万円<br>事業費補助金:360万円<br>(国1/2・町1/2)<br>・地域通貨事業<br>・特産品開発事業 | 安浦町商工会<br>会員数:330(H14年度末)<br>運営費補助<br>補助額:318.5万円(H15予算)<br>事業費補助<br>補助額:159万円<br>・中小商業活性化推進事業<br>・児童生徒発明工夫展事業<br>・経営者育成異業種交流事業<br>・地域特産品等開発推進事業<br>・若手後継者育成事業<br>・フリーマーケット推進事業<br>・商品券事業 | 豊浜町商工会<br>運営費補助<br>補助額:170万円(H15予算)<br>会員数:73(H14年度末)<br>事業費補助<br>商工会後継者育成補助金<br>10万円(H15予算) | 豊町商工会<br>会員数130(H15.10現在)<br>運営費補助<br>補助額:89万円(H15予算)<br>事業費補助<br>補助額:822万円(H15予算)<br>・七夕納涼祭<br>・観光案内所運営<br>・活性化イベント等 | 補助金については、商工会の事業内容を精査した上で、商工会の事業活動を後退させないように調整していく。 |
| (カ)中小企業勤労者共済    |            |   |  |   |   |   |  |   |  |
| 中小企業勤労者共済事業     | 目的         | 市内の中小企業勤労者に対して、総合的な福祉事業を行い、勤労者の福祉向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与する。               | なし   | なし  | なし  | なし  | なし   | なし  | 呉市の制度を適用する。  |
|                 | 内容         | レクリエーションの実施や人間ドック受診への助成などの福利厚生事業<br>永年勤続報奨金、死亡弔慰金などの給付事業<br>中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業 |  |   |   |   |  |   |  |
|                 | 会費等        | 入会金:1人につき500円<br>会費:1人につき月額1,000円   |  |   |   |   |  |   |  |
|                 | 事業主体       | (財)呉市勤労者福祉サービスセンター  |  |   |   |   |  |   |  |
| 勤労者資金融資         | 名称         | 中国労働金庫呉市預託金提携融資制度   | なし   | なし  | なし  | なし  | なし   | なし  | 呉市の制度を適用する。  |
|                 | 対象         | 呉市内に居住又は勤務をする勤労者  |  |   |   |   |  |   |  |
|                 | 資金使途:限度額   | 住宅費:300万円<br>教育費:100万円<br>医療費:100万円<br>介護機器購入費:100万円                            |  |   |   |   |  |   |  |
|                 | 融資期間(据置期間) | 住宅費:7年以内<br>その他:5年以内  |  |   |   |   |  |   |  |
|                 | 利率         | 年2.00%  |  |   |   |   |  |   |  |

| 大項目                                  | 中項目        | 小項目  | 呉市 | 音戸町 | 倉橋町 | 蒲刈町 | 安浦町                   | 豊浜町 | 豊町 | 調整方針案                 |
|--------------------------------------|------------|--|----|-----|-----|-----|-----------------------|-----|----|-----------------------|
|                                      | 事務事業等      |  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 雇用・就業対策                              | 新規学卒者      | 新規大学卒業者に対する合同会社説明会の開催に対して助成する。<br>(呉市雇用促進協議会)                | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | パートタイマー    | 呉地域中高年齢者及びパートタイマー合同就職面接会の開催<br>面接会開催に対して助成する。<br>(呉市雇用促進協議会) | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 高年齢者       | (社)呉市シルバー人材センターへの助成<br>H15年度交付金:1,850万円                      | なし | なし  | なし  | なし  | 高能協補助金<br>H15年度:122万円 | なし  | なし | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |
| (キ)中小企業融資制度(広島県,政府系中小企業金融機関の融資制度を除く) |            |  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 中小企業経営安定資金(短期)                       | 対象者        | 市内中小企業者  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |
|                                      | 資金用途       | 運転資金   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 1,000万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 1年以内   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 中小企業経営安定資金(長期)                       | 対象者        | 市内中小企業者  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 運転資金   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 2,000万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 7年以内(1年以内)   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 中小企業経営安定資金(季節)                       | 対象者        | 市内中小企業者  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 運転資金   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 500万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 6か月以内  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 中小企業経営安定資金(連鎖倒産防止)                   | 対象者        | 市内中小企業者  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 運転資金   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 1,000万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 7年以内(1年以内)   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 中小企業設備近代化資金融資                        | 対象者        | 市内中小企業者及び組合  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 設備資金   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 2,000万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 7年以内(2年以内)   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 小規模事業融資                              | 対象者        | 市内小規模事業者<br>従業員20人<br>(商業・サービス業は5人以下)                        | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 運転資金,設備資金  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 800万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 5年以内(1年以内)   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 中小企業協同組合融資                           | 対象者        | 市内組合及びその組合員  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 運転資金   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 1組合員につき2,000万円   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 1年未満(6か月以内)<br>5年以内(6か月以内)                                   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 創業支援資金融資                             | 対象者        | 創業者及び創業後5年未満の<br>市内中小企業者                                     | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 運転資金,設備資金  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 1,500万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 運転資金:5年以内(1年以内)<br>設備資金:7年以内(1年以内)                           |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 商店街等振興資金融資                           | 対象者        | 市内中小企業者及び組合  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 運転資金,設備資金  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 運転資金:1,000万円<br>設備資金:3,000万円                                 |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 7年以内(1年以内)   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
| 中小企業公害防止資金融資                         | 対象者        | 市内中小企業者及び組合  | なし | なし  | なし  | なし  | なし                    | なし  | なし | 呉市の制度を適用する。           |
|                                      | 資金用途       | 公害防止の設備  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資限度額      | 1,000万円  |    |     |     |     |                       |     |    |                       |
|                                      | 融資期間(据置期間) | 7年以内(1年以内)   |    |     |     |     |                       |     |    |                       |

| 大項目             |            | 呉市   | 音戸町       | 倉橋町                       | 蒲刈町          | 安浦町       | 豊浜町       | 豊町        | 調整方針案       |                       |
|-----------------|------------|--|-----------|---------------------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------------------|
| 中項目             |            |  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 小項目             |            |  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 事務事業等           |            |  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 中小企業高度化事業資金融資   | 対象者        | 中小企業事業団法に規定する高度化事業等を実施する組合                                     | なし        | なし                        | なし           | なし        | なし        | なし        | 呉市の制度を適用する。 |                       |
|                 | 資金用途       | 事業に必要な土地、建物、設備の取得  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資限度額      | 1組合員当り700万円<br>別に要綱の定めるところによる。                                 |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資期間(据置期間) | 10年以内(1年以内)  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 利率(保証料率)   | 2.10%(1.15%)   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 職場環境改善資金特別融資    | 対象者        | 市内中小企業者及び組合  | なし        | なし                        | なし           | なし        | なし        | なし        | 呉市の制度を適用する。 |                       |
|                 | 資金用途       | 設備資金   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資限度額      | 5,000万円  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資期間(据置期間) | 10年以内(2年以内)  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 利率(保証料率)   | 1.70%(0.70%)   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 中小企業等事業転換資金特別融資 | 対象者        | 市内中小企業者で工業立地条例の助成措置の決定を受けたもの                                   | なし        | なし                        | なし           | なし        | なし        | なし        | 呉市の制度を適用する。 |                       |
|                 | 資金用途       | 設備資金   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資限度額      | 5,000万円  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資期間(据置期間) | 10年以内(1年以内)  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 利率(保証料率)   | 1.70%(0.70%)   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 中央卸売市場入場者特別融資   | 対象者        | 市場内での業務の許可又は施設の使用の許可を受けた卸売業者、仲卸業者、第1種関連事業者、仲卸業者組合、売買参加者組合      | なし        | なし                        | なし           | なし        | なし        | なし        | 呉市の制度を適用する。 |                       |
|                 | 資金用途       | 運転資金   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資限度額      | 卸売業者: 15,000万円<br>仲卸業者等: 2,000万円<br>仲卸業者組合等:2,000万円            |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 融資期間(据置期間) | 5年以内(1年以内)   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
|                 | 利率(保証料率)   | 2.10%(1.15%)   |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| (ク)計量検査         |            |  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 特定計量器の定期検査      | 内容         | 事業所等への立入検査(呉市手数料条例)  | 県検査検定所が実施 | 県検査検定所が実施                 | 県検査検定所が毎年度実施 | 県検査検定所が実施 | 県検査検定所が実施 | 県検査検定所が実施 | 呉市の制度を適用する。 |                       |
| イ 消費流通対策        |            |  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| (ア)消費者保護対策      |            |  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 消費者意識の高揚        | 事業内容       | 消費者月間記念講演会の開催<br>消費生活セミナーの開催(年1回)<br>消費生活展の開催(10月)<br>出前トークの開催 | なし        | なし                        | なし           | なし        | なし        | なし        | なし          | 呉市の制度を適用する。           |
| 消費者活動の推進        | 事業内容       | 消費者団体の育成・指導・呉市消費者協議会への補助                                       | なし        | なし                        | なし           | なし        | なし        | なし        | なし          | 呉市の制度を適用する。           |
| 消費者生活相談苦情処理等    | 苦情相談処理等機関  | 消費生活相談<br>情報収集・提供、啓発(市政たより)<br>法律相談                            | 苦情相談      | 消費生活相談<br>情報収集・提供、啓発(町広報) | なし           | 消費生活相談    | なし        | なし        | なし          | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |
| 情報の提供、収集及び啓発    | 事業内容       | 消費生活展  | 町広報による啓発  | なし                        | 町広報紙による啓発    | なし        | なし        | なし        | なし          | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |
| (イ)公設卸売市場       |            |  |           |                           |              |           |           |           |             |                       |
| 公営卸売市場          | 施設概要       | 中央卸売市場<br>敷地面積:5.1ha<br>取扱品目:青果、水産物<br>供給人口:29万3千人             | なし        | なし                        | なし           | なし        | なし        | なし        | なし          |                       |

| 大項目            |        | 呉市   | 音戸町  | 倉橋町   | 蒲刈町  | 安浦町   | 豊浜町  | 豊町  | 調整方針案   |
|----------------|--------|--|--|---|--|---|--|---|---|
| 中項目            |        |  |  |   |  |   |  |   |   |
| 小項目            |        |  |  |   |  |   |  |   |   |
| 事務事業等          |        |  |  |   |  |   |  |   |   |
| ウ 観光振興         |        |  |  |   |  |   |  |   |   |
| 観光振興団体及び事業の推進等 | 観光振興団体 | 呉地域観光連絡協議会<br>75団体<br>負担金:600万円<br>呉観光協会<br>192名<br>補助金:180万円  | 観光協会なし<br>・清盛祭保存会<br>毎年度基金積立:200万円<br>補助金1,200万円<br>(H13,14)<br>・戸の舟唄保存会<br>補助金:8万円<br>・清盛大鼓保存会<br>補助金:25万円<br>その他協議会等負担金<br>・呉地域観光連絡協議会<br>負担金:4万円<br>・県観光キャンペーン<br>負担金:30万円<br>・県観光連盟<br>負担金:3万円 | 観光協会なし<br>その他協議会等負担金<br>・あすの島づくり実行委員会<br>補助金:36万円<br>アラスロンくらはし大会、くらはしふれあいフェスティバル、宝島くらはしフェスティバル等の事業に対し、補助<br>・呉地域観光連絡協議会<br>負担金:7万円<br>・県観光キャンペーン<br>負担金:15万円<br>・県観光連盟<br>負担金:3.4万円 | 蒲刈町観光協会<br>補助金:140万円<br>その他協議会等負担金<br>負担金:4万円<br>・広島県観光連盟<br>負担金:3万円<br>観光ミニ情報<br>負担金:3万円<br>・県アンテナショップ協議会<br>負担金:5万円<br>・広島県観光キャンペーン実行委員会<br>負担金:15万円 | 安浦町観光協会<br>会員:65名<br>補助金:56.7万円<br>その他協議会等負担金<br>・呉地域観光連絡協議会<br>負担金:8万円<br>・広島県観光キャンペーン協議会<br>負担金:23万円<br>・広島県観光連盟<br>負担金:3万円 | 観光協会なし<br>その他協議会等負担金<br>・呉地域観光連絡協議会<br>負担金:3万円<br>・広島県観光連盟<br>負担金:3万円<br>・東京アンテナショップ協議会<br>負担金:3万円 | 豊町観光協会補助金なし<br>(豊町商工会補助に含まれる)<br>その他協議会等負担金<br>・呉地域観光連絡協議会<br>負担金:3万円<br>・広島県観光連盟<br>負担金:11.5万円<br>・広島県観光キャンペーン実行委員会<br>負担金:15万円<br>・瀬戸内ツーリズム事業<br>負担金:10万円 | 観光協会への補助金については、事業内容を精査した上で、経過措置をとる方向で調整していく。<br>その他の協議会等の負担金については、合併までに調整していく。  |
|                | 観光振興事業 | 呉まつり協会<br>補助金1,480万円<br>呉みなと祭、呉の夏まつり、呉海上花火大会、吉川英治文学碑記念祭、くれ食の祭典<br>ボートビジュアルミネラル観光ボランティア<br>観光ブラッシュアップ講座開催等<br>観光案内所設置、パンフレット等作成、案内板設置など | 清盛祭(5年に1回)<br>おんどフェスティバル<br>(毎年11月実施)<br>補助金:400万円<br>観光パンフレット等作成、案内板設置など<br>清盛祭道具管理補助<br>30万円   | 宝島くらはしフェスティバル<br>(毎年2月実施)<br>補助金:163万円  | 蒲刈観光キャンペーン<br>実行委員会<br>自然と恵みのふれあいフェア(年1回実施)<br>補助金:100万円<br>広島県観光連盟<br>瀬戸内ツーリズム事業<br>(せとうちおさんぼクルーズ)<br>負担金:10万円  | 安浦夏まつり<br>補助金:180万円<br>全国やすら月もの西行祭<br>補助金:135万円<br>パンフレット等作成、案内板設置、修理等  | なし   | 商工会事業として実施<br>七夕納涼祭<br>観光案内所運営<br>観光ボランティア養成講座、研修、ガイド報酬<br>観光案内板、パンフレット等作成  | 観光施設等は呉市に引き継ぐとともに、引き続き呉市の新たな財産として観光振興に努める。<br>・町主催及び協力イベントについては、事業の目的、内容、実施方法等を精査した上で、引き続き、実施する方向で調整していく。<br>・観光案内板、観光パンフレット等の作成など基本的な観光振興については、呉市の制度として引き継ぐ。 |
| エ 農業振興         |        |  |  |   |  |   |  |   |   |
| (ア)生産性の高い農業の確立 |        |  |  |   |  |   |  |   |   |
| 農業生産基盤整備       | ほ場整備   | 内容<br>農業振興地域である郷原地区内の3地区で、約20haのほ場整備を実施した。   | なし   | 農地の区画形質の改善・集団化、道路・用排水路の整備等、農業振興地域で実施<br>整備面積:23ha   | なし   | 農地の区画形質の改善・集団化、道路・用排水路の整備等<br>S58年:峠原ほ場<br>H3年:山田ほ場   | なし   | なし  |   |
|                | 農道整備   | 内容<br>農業生産の近代化、農産物流通の合理化を目的とし、併せて農村の生活環境の整備を図る。<br>H15年度予算<br>19か所、19,500千円  | 農産物流通の合理化、生活環境の改善等のための農道の整備<br>H15年度予算<br>新設3ヶ所、その他維持等<br>30,000千円   | 労働力省力化、生活改善等のための農道整備<br>H15年度予算<br>3地区、11,500千円   | 農免農道<br>1地区、2,010,000千円<br>団体営<br>1地区、451,600千円<br>H15年度完了予定<br>H13年度実施<br>6か所、28,000千円  | 農産物流通の合理化、生活環境の改善等のための農道の整備<br>H15年度予算<br>13路線(3地区)、63,300千円  | 農産物の生産労力の軽減及び農業経営の安定を図るための農道整備、農業振興地域で実施<br>全体計画<br>5地区、2,223,300千円                                | 農産物流通・農作業の軽減化のための農道の整備、農業振興地域で実施<br>全体計画:<br>2,345,000千円<br>その他:小規模<br>H13年度実施<br>2か所、11,700千円<br>H14年度実施<br>2か所、12,000千円                                   |   |
|                | 水路整備   | 内容<br>農業用水の安定と合理化、土地利用の高度化を図り生産性の高い営農に寄与する。<br>H15年度予算<br>13か所、17,200千円  | 水田の汎用化や用水管理等の労働力の節減のための水路の整備<br>H13年度事業<br>7,000千円   | 用水路管理、災害防止等管理のため整備<br>H15年度予算<br>5地区、15,000千円   | H12年度<br>4か所、11,320千円<br>H13年度<br>3か所、6,500千円  | 水田の汎用化や用水管理等の労働力の節減のための水路の整備<br>地元負担金を補助金の残について徴収する(25%)<br>H13年度<br>1地区、2,500千円  | 農地、民家への災害防止のため水路の整備<br>(農村総合整備事業)<br>全体計画:H13~16年度<br>排水路施設9か所、L=985m<br>165,900千円                 | 農業用水の利用の安定と合理化と土地利用の高度化を生産性の高い営農に寄与する。<br>H13年度実施<br>1か所、2,900千円  |   |
|                | 条件整備   | 内容<br>農業用施設における原材料支給<br>上限 200千円<br>H15年度予算 2,000千円  | なし   | なし  | なし   | 水路、農道における資材支給<br>1地区 上限100千円<br>畦畔コンクリート資材支給<br>中山間対策の集落、協定参加の水田とする。<br>一人当たり生コン2.5m <sup>3</sup> 、77人分、2,700千円               | なし   | なし  | 安浦町の事業は呉市が引き継ぐ。   |
|                | ため池整備  | 内容<br>ため池の決壊等による農業用施設、公共施設、住宅等への災害を未然に防止するとともに、農業用水を確保する。<br>H15年度予算<br>0か所、0千円  | 農業用水の確保、自然災害の未然防止等のためのため池の整備<br>H15年度予算<br>2ヶ所、20,000千円  | H13年度調査予定<br>受益者から要望があれば施行。<br>但し、補助残は全額個人負担  | ため池総数:13か所<br>整備済10か所、要整備3か所<br>ため池整備事業(県営)<br>H13~H16年度<br>雁田地区、1,600千円   | 農業用水の確保、自然災害の未然防止等のためのため池の整備<br>地元負担金を補助金の残について徴収する(25%)<br>ため池総数:759か所<br>H13年度事業費<br>県営:1か所、20,000千円<br>単県:1か所、5,000千円      | なし   | なし  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |

| 大項目             |                   |         | 呉市   | 音戸町   | 倉橋町   | 蒲刈町  | 安浦町   | 豊浜町   | 豊町                                 | 調整方針案   |
|-----------------|-------------------|---------|--|---|---|--|---|---|------------------------------------|---|
| 中項目             |                   |         |  |   |   |  |   |   |                                    |   |
| 小項目             |                   |         |  |   |   |  |   |   |                                    |   |
| 事務事業等           |                   |         |  |   |   |  |   |   |                                    |   |
| (農業生産基盤整備)      | 農林土木事業に係る受益者負担    | 内容      | 受益者負担あり<br>農地の災害復旧事業<br>ため池の整備及び災害復旧事業<br>治山事業及び治山施設の災害復旧事業        | 助成対象事業<br>農地の災害復旧事業<br>ため池等整備事業<br>小規模崩壊防止事業<br>林地崩壊防止事業<br>工事費の補助残の25%を受益者が負担、その他の費用は町負担 | 助成対象事業<br>農地の災害復旧事業<br>ため池等整備事業<br>小規模崩壊防止事業          | 農地災害:3か所(H11年度)<br>受益者負担あり<br>農地災害復旧事業           | 助成対象事業<br>農地災害復旧事業<br>補助金の残り(還元)<br>ため池等整備事業<br>単県(地元25%)<br>県営(地元7%)<br>小規模崩壊地復旧事業<br>補助金の残り(地元) | 受益者負担あり<br>農地の災害復旧事業<br>補助金の残り負担                  | 受益者負担なし<br>農地の災害復旧事業<br>補助金の残りは町負担 | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|                 | 災害復旧事業            | 内容      | H13年度実績<br>農地:4か所<br>農業用施設:8か所<br>H14年度:実績なし                       | なし  | 農地及び農業用施設の災害復旧を行う。<br>H10年度実績<br>農地:2か所<br>農業用施設:15か所 | H13年度<br>農地:4か所<br>ため池:2か所<br>農業用施設:11か所         | H14年度実績<br>農地:0か所<br>農業用施設:0か所  | 農地及び農業用施設の災害復旧を行う。<br>H13年度<br>農地:9か所<br>林道施設:2か所 | 農地及び農業用施設の災害復旧を行う。<br>H11年度 農地:2か所 | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|                 | ふれあい整備            | 内容      | ほ場整備を実施した郷原地区において、美しい農村空間を創出するために、ほ場周辺におけるふれあい花壇の設置に対して助成を行った。     | なし  | なし  | なし   | 町内8か所に朝市による直売店設置と栽培講習会  | なし  | なし                                 | なし  |
| 農業生産育成指導        | 農業生産技術指導          | 内容      | 生産性及び品質の向上を図るため各研究会ごとの講習会(切花・野菜・水稲)や品評会(切花)を開催するとともに、情報を提供している。    | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   | なし   | 農産物品評会(年1回開催、町産業祭で実施)及び農産物栽培講習会を実施  | なし  | 年1回品評会を開催                          | 品評会を現行どおり継続する方向で調整していく。   |
| 農業生産区の設置等       | 農業生産区             | 内容      | 農業生産区の設置:<br>109生産区・農区長  | 設置なし  | 設置なし<br>(農業集団:5集団)                                    | 設置なし   | 設置なし<br>水田農業経営確立対策推進委員:40名  | 設置なし  | 設置なし                               | 呉市の制度を適用する。   |
| 畜産育成指導          | 鶏ニューカッスル病予防推進事業補助 | 内容(県事業) | 県家畜保健衛生所と連携し、鶏ニューカッスル病の予防接種の指導等を行い、発病を未然に防止している。                   | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)<br>養豚:2軒<br>養鶏:2軒<br>養牛:1軒                    | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)                            | 呉市の制度に統一する。   |
|                 | 家畜繁殖障害除去診療        | 内容      | 広島県農業共済組合連合会が設置している南部家畜診療所に家畜診療業務や人工授精業務を委託している。                   | なし  | なし  | なし   | 家畜保健衛生所における指導   | なし  | なし                                 | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|                 | その他(名称・内容など)      | 内容      | 畜舎環境の保全を図るために、畜舎消毒を実施する農家や、牛の健康を保持するため、爪切りを実施する農家に対して、1/3以内の助成を行う。 | なし  | なし  | なし   | 県家畜振興会参加補助金<br>30,000円  | なし  | なし                                 | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
| 優良農地の保全・確保と有効利用 | 農業振興地域の管理         | 内容      | 農業振興地域<br>郷原地区:697ha<br>下蒲刈地区:229.2ha                              | 農業振興地域:1,281ha  | 農業振興地域:577ha(全域)                                      | 農業振興地域:505ha                                     | 農業振興地域:685ha<br>(農用地区域:379.9ha)   | 農業振興地域:327ha                                      | 農業振興地域:1,407ha                     | 呉市の制度に統一する。<br>ただし、各町地域の実情に考慮した上で調整していくこととする。   |
|                 | 農地の権利関係の調整等       | 内容      | 呉市農業委員会:<br>農業委員会による農地の権利移動、転用等の権利関係の調整等<br>委員数/24人                | (呉市に同じ)<br>音戸町農業委員会:<br>委員数16人  | (呉市に同じ)<br>倉橋町農業委員会:<br>委員数18人                        | (呉市に同じ)<br>蒲刈町農業委員会:<br>委員数13人                   | (呉市に同じ)<br>安浦町農業委員会:<br>委員数21人  | (呉市に同じ)<br>豊浜町農業委員会:<br>委員数13人                    | (呉市に同じ)<br>豊町農業委員会:<br>委員数15人      | 第2回協議会<br>町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。<br>合併特例法の規定により、町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、引き続き、在任することとする。 |
|                 | 農家基本台帳            | 内容      | 3年に1回調査実施  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   | 合併時までに整備   | 毎年調査実施  | なし  | H14農地情報管理システム導入<br>毎年8月1日調査        | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|                 | 農地流動化の推進          | 内容      | 所有権の移転など、利用権設定等促進事業を活用し、農地の流動化を推進する。                               | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   | (財)広島県農林振興センターが窓口となり、農地流動化を推進                    | 所有権の移転は行っていないが、利用権設定等促進事業等を活用し、農地の流動化を推進する。   | (呉市に同じ)   | 農地の流動化を目的とした奨励事業を実施<br>事業費:2,000千円 | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。<br>ただし、豊町の事業については、経過措置をとる方向で調整していく。   |
| 革新的農業技術の開発・普及   | バイオテクノロジー導入       | 内容      | バイオテクノロジーにより新品種が作られたアスパラガス及び白菜の耐病性について品種比較試験を実施している。<br>(グリーンヒル郷原) | なし  | なし  | 園芸バイオテクノロジー組織培養を活用した地域自生の蘭科植物の育苗等、新技術の導入を推進している。 | なし  | なし  | なし                                 | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |



| 大項目          | 中項目       | 小項目           | 事務事業等    | 呉市   | 音戸町                                  | 倉橋町  | 蒲刈町   | 安浦町  | 豊浜町  | 豊町   | 調整方針案   |
|--------------|-----------|---------------|----------|--|--------------------------------------|--|---|--|--|--|---|
| (イ)多様な担い手の育成 | 農業経営者の育成  | 農業経営者改善支援     | 内容       | 意欲のある農業者に対して、技術指導や情報提供を行い、農業経営を支援する。   | なし                                   | 農業経営改善支援センター事業センターで農業経営改善計画の作成及び計画の実行等の相談支援を行い、認定農業者を育成<br>認定業者:44人    | 認定農業者の育成  | 芸南地域認定農業者連絡協議会を設置  | 認定農業者の育成:14人   | 認定農業者の育成:38人   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|              |           | 経営者、女性農業者の育成  | 内容       | 定年退職者や兼業農家の女性等を対象に、栽培技術習得セミナーを行い、農業を営む上で必要な基礎知識や栽培技術、経営知識等を習得してもらい、自立経営ができる農家を育成する。  | 朝市、農業セミナーへの助成                        | "ひろしま活力農業"経営者育成事業<br>新規就農希望者等の募集活動<br>就農に必要な農地の確保<br>経営技術指導            | 恵みの丘農業研修生の受入れ<br>研修期間2年<br>月額15万円支給                     | 普及センターによる経営確立支援  | なし   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。<br>ただし、恵みの丘における事業運営については、地域の実情に配慮するものとする。 |
|              | 農業団体等育成指導 | 農業団体への事業補助    | 内容       | 農業協同組合が転作を推進するための機械導入に対し1/3以内の助成を行う。<br>生産性の高い農業形態を目指すため施設化(ビニールハウス、保冷庫等)を図る野菜及び花き等の研究会に対して、事業費の1/3以内の助成を行う。   | 花き組合への助成:3万円<br>農業セミナーへの助成:9万円(高須朝市) | 農業技術者部会において町内の農業振興対策の企画、事業の推進地域生産部会の育成<br>認定農業者団体に調査研究費150千円の助成を行っている。 | 柑橘振興協議会、農業協議会、農業生産団体の育成                                 | なし   | 農業振興協議会<br>町内の農業振興対策の企画・事業推進、地域リーダー等の育成、地域組織の育成指導等<br>農業協同組合連絡協議会<br>農業協同組合の健全育成、農業経営の近代化に関する調査研究、農業の改良普及等 | 各農業団体の調査研究活動への支援、補助  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|              |           | 農業共済事業補助      | 内容       | 事業主体:広島県南部農業共済組合<br>農業災害補償法に基づき、農産物や家畜が被害を受けた場合に、農業者にその損失を補てんする。   | (呉市に同じ)                              | 事業主体:(呉市に同じ)<br>天災等不慮の事故で農産物が被害を受けた場合に、農業者にその損失を補てんする。                 | 事業主体:広島県南部農業共済組合<br>天災による農作物施設被害を受けた場合に損失補てん            | 事業主体:(呉市に同じ)<br>天災等不慮の事故で農産物が被害を受けた場合に、農業者にその損失を補てんする。                                   | 事業主体:(呉市に同じ)<br>天災等不慮の事故で農産物が被害を受けた場合に、農業者にその損失を補てん  | (呉市に同じ)  | 呉市の制度に統一する。   |
|              |           | 農用地利用改善事業促進活動 | 内容       | 地域農業集団や農用地利用改善団体の自主的な活動を指導・支援する。   | なし                                   | 農業経営改善支援センター(農業技術センター)において技術指導等を支援                                     | なし  | H15年度中止  | なし   | (呉市に同じ)  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|              |           | 個人農家への事業補助    | 内容       | なし   | なし                                   | なし   | なし  | なし   | 生産総合対策事業(改植、高接、園内道)<br>柑橘農業の生産向上を図るためのソフト・ハード支援事業<br>(国5/10、町1/10、本人4/10)4,214千円<br>(H15予算、国分+町分)          | 生産総合対策事業(改植、高接、園内道)<br>柑橘農業の生産向上を図るためのソフト・ハード支援事業<br>(国5/10、町1/10、本人4/10)13,767千円<br>(H15予算、国分+町分) | 町事業については、引き続き方向で調整していくものとする。                                    |
|              | 金融・流通対策   | 農業制度資金利子補給    | 内容       | 認定農業者を対象とした農業振興資金(県制度)を利用した場合、利子補給を行っている。  | なし                                   | 農業者が資本装備の高度化及び近代化を図るために融資機関から制度資金を借り受けた場合、利子の一部補給を行う。                  | 農業者が資本装備の高度化及び近代化を図るために融資機関から制度資金を借り受けた場合、利子補給の一部補給を行う。 | 農業者が資本装備の高度化及び近代化を図るために融資機関から制度資金を借り受けた場合、利子補給の一部補給を行う。<br>農業経営基盤強化資金利子補給<br>H15予算:430千円 | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|              |           | 野菜価格安定対策      | 内容(外郭団体) | 野菜の市場価格が著しく下落した場合、野菜生産農家に対して安値補償金を交付する。  | なし                                   | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)<br>野菜価格補償準備金負担金:1万円  | なし   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|              |           | 農業経営資金融資預託貸付  | 内容       | 呉市農業経営総合資金及び呉市農地等災害復旧資金<br>農畜水産業の振興に必要な資金を低利で融資するため、市独自の融資制度を設けている。<br>内容:農業経営の近代化に必要な農業機械購入資金、施設・資機材の購入資金、畜産施設改善・整備資金、家畜の導入資金、土地改良資金、災害復旧資金<br>限度額:400万円～800万円<br>貸付利率:0.54～1.08%<br>貸付期間:5年～8年 | なし                                   | なし   | なし  | なし   | なし   | なし   | 呉市の制度を適用する。   |

| 大項目                            |              |  | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町   | 蒲刈町   | 安浦町  | 豊浜町   | 豊町  | 調整方針案  |
|--------------------------------|--------------|--|---|--|---|---|--|---|---|--|
| 中項目                            |              |  |   |  |   |   |  |   |   |  |
| 小項目                            |              |  |   |  |   |   |  |   |   |  |
| 事務事業等                          |              |  |   |  |   |   |  |   |   |  |
| (ウ)個性ある農業の展開                   |              |  |   |  |   |   |  |   |   |  |
| 特産化事業                          | 推進事業         | 内容   | 地元で採れた農産物を創意と工夫により特産品として製品化し、市民に販売している生活改善グループに対して、グリーンヒル郷原内に販売場所を設けたり、各種イベントへの参加やPR等支援を行っている。<br>また、海駅「梶ヶ浜ふるさと産品加工センター」の運営により、地元の食材を利用したふるさと産品の生産・開発を行い、販売所で特産品の販売をすることによって農・漁家の所得の向上と地域の活性化を推進している。 | なし   | 特産みかんの品種登録を行い、その流通調査及び消費者動向調査、交流会、講演会の開催<br>「一産品一億円」の推進<br>農山漁村活性化総合支援事業の猪肉の食品処理場設置により、倉橋ブランドの料理づくり、「特産品」の開発により地域の活性化を推進する。 | 地元で採れた農産物、ハーブ、もち麦等を加工したパン、クッキー、もち等安心・安全な加工品を恵みの丘交流施設で販売イベント等の支援を行う  | 農産物の加工(商工会の中に特産品協会)を設けて各種イベントへの参加と共に特産品の開発   | 豊浜町水産加工工場(地元グループが特産品づくりや食品加工に利用)<br>補助名称:新農村地域定住促進対策事業補助金                                     | フードフェスタ等への持込、販売支援<br>豊町ふれあい農産加工センター(地元グループが特産品づくりや食品加工に利用)                                  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一するとともに、引き続き事業の推進に努める。                        |
|                                | 産地育成         | 内容   | 農業協同組合がかんきつ選果場を整備するに当たり、生産体制の整備、効率的な流通体制の確立等を図るため、協議会開催等ソフト事業を実施する。   | H15 選果場建設に対し、JAから補助を要請(呉市・音戸町・倉橋町・蒲刈町・(下蒲刈町))により検討中  | 品種登録「いしじ」みかんの生産規模拡大のためソフト・ハード両面からの支援<br>トマト生産者組合に土壤消毒機購入のための補助実施(H13)   | デコポンの1億円産地化推進   | なし   | なし  | (呉市に同じ)   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。  |
|                                | 育成事業         | 内容   | 生活改善グループを対象に、他グループとの交流会や特産品作りの研修会への参加を支援する。   | なし   | (呉市に同じ)   | 各生産組合に対し生産技術の研修支援をする<br>1団体10万円   | 単票事業により一億円産地育成事業の推進を図る。<br>法人経営の確立(コチョウラン栽培) | 特産品の研究・開発活動を行う加工グループへの補助  | 特産品の研究・開発活動を行う加工グループへの補助<br>「ふれあい市(青空市)」「毎週1回販売」に場所提供<br>テントの貸与                             | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。  |
| (エ)「農」のある住みよい環境づくりの推進          |              |  |   |  |   |   |  |   |   |  |
| 生活環境基盤の整備                      | 農業集落排水事業     | 内容   | 農業集落排水事業(下蒲刈町地域)  | なし   | 長期計画:3地区実施予定<br>年度未定  | 農業集落排水事業(向地区)H20年度より供用開始予定  | 農業集落排水事業(野路西地区 H14.2.1供用開始)                  | 農業集落排水施設を整備し、し尿及び生活雑排水の処理を行う。<br>処理対象:2処理区<br>大浜地区:400人(H13.7.1供用開始)<br>立花地区:130人(H9.1.1供用開始) | 農業集落排水事業施設の整備<br>実施対象:沖友地区360人<br>H16年度より久比地区実施予定   | 呉市の制度に統一し、現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。<br>(使用料及び分担金等については第5回定次協議会へ提案予定) |
| 農業振興機関等                        | 施設           | グリーンヒル郷原<br>農業に関する試験・研究や技術指導等を行う施設(ほ場(畑、果樹園)、ガラス温室、ビニールハウス等)<br>ふれあいの里下蒲刈<br>研修室、農業相談室<br>農村環境改善センター<br>研修室、多目的ホール、加工場   | なし  | 倉橋町農業振興センター<br>農業に関する試験・研究・指導等を行う施設<br>事務所棟、研究室、ほ場(ビニールハウス等)<br>農産物加工センター<br>猪肉処理施設を設置し、特産品化(H15年度)                      | 恵みの丘<br>都市・農業交流による新しい農業の実践として観光農業、自然農法、農業研修生(担い手育成)を行う施設<br>ふれあい農園、イチゴハウス、ハーブ園、農産物加工施設、堆肥場等                                 | なし  | なし   | 豊町農業団地センター(JA営農指導課が入居)<br>営農、経営指導   | 町の施設は呉市が引き継ぐ。ただし、管理運営方法等については、地域の実情に配慮した上で、調整していく。  |  |
| 住民の農業理解推進や健全な余暇活用への対応と農村地域の活性化 | 事業           | 農業公園グリーンヒル郷原<br>内容:宿泊研修施設「香りの館」、多目的広場、わんぱく広場(遊具等)、バーベキューハウス、レストラン、売店等<br>市民農園<br>施設数:1か所(100区画)<br>利用面積:1家庭1区画10㎡<br>入園料:年間1区画3,410円<br>イベント<br>内容:収穫祭、もちつき大会、自然観察等季節に応じ実施 | イベント<br>おんどフェスティバルにおいて花の苗を配布  | 品種登録「いしじ」みかんのメモリアルパーク設置(H15.3)<br>面積:1反<br>モニターによる栽培実演イベント<br>宝島くらはしフェスティバル<br>倉橋町農産物の展示販売<br>毎年2月第3日曜日開催<br>事業費:1,630千円 | 恵みの丘<br>総合交流ターミナル(レストラン、特産品販売交流棟)647㎡<br>月1回のミニイベント開催   | 安浦町ふれあい農園運営委員会の取組み<br>・市民農園:1か所(52区画)<br>利用区画:20㎡<br>入園料:2,500円/年<br>・呉商体験農園:1か所、707㎡<br>利用:呉商業高等学校<br>入園料:20,000円/年<br>イベント<br>町内にある朝市会を連合体として協議会を設ける中で、年に数回イズミ等において協同販売を行う。 | なし   | なし  | 蒲刈町恵みの丘の事業、安浦町レクリエーション農園、倉橋町メモリアルパークについては、呉市へ引き継ぐ。ただし、運営方法等については、地域の実情等に考慮した上で、引き続き、協議していく。 |  |
|                                | 補助等          | ルートフェスタの開催<br>都市と農村との交流やふるさと産品・地場野菜・花などの普及を目的とした祭典<br>フードフェスタ広島への参画<br>特産品等を通してまちとむらの交流を図る。<br>花とみどりの祭典への助成<br>花き園芸の振興を図るとともに、花とみどりのまちづくりに寄与する。                            | フードフェスタ広島への参画<br>特産品等を通してまちとむらの交流を図る。   | フードフェスタ広島への参画<br>特産品等を通してまちとむらの交流を図る。  | フードフェスタ広島に参加  | 産業祭<br>補助金:1,053千円(H15予算)<br>フードフェスタ広島に参加   | フードフェスタ広島に参加                                 | 農水産業と文化と住民との交流の祭典   | 呉市の制度に統一する。<br>ただし、安浦町、豊町のイベントについては、引き続き、町地域での実施できる方向で調整していく。                               |  |
|                                | その他(名称・内容など) | 小学生を対象とした田植えや稲刈り等の実習を行う。   | なし  | 品種登録「いしじ」みかんの街頭等でのPR活動   | 地球派塾<br>ミカン狩り、いもほり体験  | なし  | なし   | なし  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |  |

| 大項目              |                   | 呉市   | 音戸町   | 倉橋町   | 蒲刈町  | 安浦町  | 豊浜町  | 豊町   | 調整方針案  |
|------------------|-------------------|--|---|---|--|--|--|--|--|
| 中項目              |                   |  |   |   |  |  |  |  |  |
| 小項目              |                   |  |   |   |  |  |  |  |  |
| 事務事業等            |                   |  |   |   |  |  |  |  |  |
| オ 林業振興           |                   |  |   |   |  |  |  |  |  |
| (ア)経済的機能の高い森林の整備 |                   |  |   |   |  |  |  |  |  |
| 林道整備             | 内容                | 林業の振興,森林の多目的利用。また,広域交通網へのアクセスの確保を目的に県が施工している「ふるさと林道郷原野呂山線」について,呉市・安浦町・川尻町の1市2町で建設促進協議会を設立し,建設の促進を図っている。<br>なお,呉市は,用地測量や用地取得を行っている。<br>H15年度予算<br>2か所,1,400千円 | 林業経営を積極的に行っている地域及び今後推進される地域を対象に,林道の新設・改良を進めている。<br>また,林業用施設の災害復旧を行う。<br>H15年度予算<br>新設,改良各1ヶ所<br>29,000千円          | 集落間・県道間を連絡するアクセス道の確保及び防火帯林道として新設を進めている。   | 林道の維持管理及び補修<br>12路線,8,000千円  | 林業経営を積極的に行っている地域及び今後推進される地域を対象に,林道の新設・改良を進めている。また,林業用施設の災害復旧を行う。<br>H15年度予算:0円   | 保安林・景観の維持及び防災上の観点から林道開設・改良を進めている。<br>H12年度事業<br>開設:270m<br>舗装:2路線,2,600m<br>17・18年度で舗装完成予定       | 一峰寺公園への連絡道として維持管理をしている。<br>一峰寺林道<br>延長 2.92km  | 林道は呉市に引き継ぎ,維持管理・整備に努める。                                  |
| 小規模崩壊地復旧事業       | 内容                | 荒廃した林地の復旧及び今後荒廃の起こるおそれのある林地に対して防災工事を実施する。<br>H15年度予算<br>23か所,71,300千円  | (呉市に同じ)<br>H15年度予算<br>2か所,11,000千円  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)<br>H15年度予算<br>1地区,6,000千円  | (呉市に同じ)  | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                                    |
| 市・町有林の整備         | 内容                | 造林した市有林において,下刈,間伐,枝打ち等を実施<br>造林面積:86ha   | 面積:12ha   | なし  | なし   | 整備は特にしていない。<br>面積:385.7ha  | 下刈り<br>町有林面積:19.88ha   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                                    |
| (イ)森林環境の保全・活動    |                   |  |   |   |  |  |  |  |  |
| 森林の保全・保護         | 松くい虫対策            | 松くい虫に侵されている被害木を伐倒し,松食い虫防除のための空中散布や,薬剤処理を行う。<br>枯死した被害木や倒れそうな危険木を伐倒処理する。<br>松くい虫被害跡地植樹:<br>民有林内で松くい虫の被害を受け,伐倒処理後の跡地に広葉樹を植林し,荒廃しつつある森林の保全を図る。                  | なし  | 民有林を対象に薬剤の空中散布,被害木の伐倒駆除を行う。<br>生活環境保護林を対象に,被害の先端地域を伐倒油剤処理を行う。   | なし   | 松くい虫の被害木を調査し伐倒し,薬剤管理を行う。<br>H15年度予算<br>伐倒駆除100m3,1,638千円   | なし   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                                    |
|                  | 有害鳥獣駆除<br>(県定額補助) | イノシシ等防護対策<br>電気柵,トタン柵等の設置に対して,材料費の1/3以内の助成を行う。<br>イノシシ等捕獲対策<br>捕獲柵や箱わな,駆除班の銃器,くくりわなにより駆除する。<br>駆除数:475頭(H14年度)   | 防護対策<br>電気柵,トタン柵等の設置に対して,材料費の1/3以内の助成を行う。<br>駆除対策<br>狩猟免許取得者によるわな購入に要する費用の1/3補助<br>イノシシ:10,000円/頭<br>カラス:1,000円/羽 | 防護対策<br>被害届に基づき駆除班による駆除を行うとともに電気柵・捕獲柵・防護柵及び防除柵の設置に対して35,000円を限度に補助<br>捕獲奨励金:10,000円/頭<br>(H14年度:930頭) | イノシシ防護対策<br>防護柵等の設置に対し,1/3の補助を行う。<br>イノシシ駆除対策<br>くくりわなによる捕獲<br>狩猟免許取得者に委託<br>(毎日巡回)<br>3万円/頭<br>箱わなによる捕獲<br>設置した箱わなにイノシシがかかっていた場合,狩猟免許取得者により回収を依頼<br>1万円/頭<br>(H14年度:117頭)<br>わなは町で購入し設置 | イノシシ被害対策費及び鳥害対策費:5,072千円(H15予算)<br>電気柵,トタン柵の設置補助<br>30,000円/基<br>イノシシ捕獲報償費<br>15,000円/頭<br>捕獲出動費報償費<br>5,000円/回<br>有害鳥獣駆除出動報償費<br>7,000円/人 | 毎年,本町・豊町・広島ゆたか農協との共同で捕獲わな,捕獲カゴによる駆除の委託を実施<br>経費の1/3負担<br>イノシシ等捕獲対策として大崎下島猟友会に補助している。<br>補助額:20万円 | イノシシ等捕獲対策<br>捕獲柵や箱わな,駆除班の銃器,くくりわなにより駆除する。<br>町1/2,JA1/2補助<br>防除対策(柵,全網)<br>町1/4,JA1/4補助<br>捕獲報償金<br>イノシシ島内:20,000円<br>イノシシ島外:10,000円<br>タヌキ:3,500円<br>カラス:2,000円 | 呉市の制度に統一する。<br>ただし,各町地域の実情を考慮し,実施方法については,引き続き,協議するものとする。 |
|                  | 森林公園等             | レイクパーク本庄<br>敷地2.4ha,植栽約6,000本,散策路,展望台,東屋,駐車場等<br>灰ヶ峰ふれあいの森<br>面積46ha,植栽約10万本,散策路,展望台等<br>二河峡ふれあいの森<br>面積15ha,植栽約8,000本<br>観音平遊歩道,天神鼻遊歩道を生活環境保全林として地域整備       | 恵下山公園<br>生活環境保全林  | 桂浜万葉の松原整備<br>森林の保全,記念植樹祭,後継樹植栽200本<br>H12,13:各50,000千円  | なし   | 稚児公園<br>敷地 14.5ha<br>三本松公園<br>敷地 21.8ha<br><br>2ヶ所とも生活環境保全林事業で整備   | 空海展望台公園<br>面積:16.8ha(公園面積12.4ha)<br>下刈り(生活環境保全林整備事業)<br>十文字展望台公園<br>敷地:1,728㎡                    | 一峰寺山公園<br>多目的保安林設備事業を利用した一峰寺山山頂の設備<br>86,800㎡  |  |
|                  | 森林公園等々の整備         | ハイキングコース   | なし  | 火山周辺4コース(10km)の維持管理を行う。   | ふるさと自然の道<br>3コース,10km  | 中国自然歩道の維持管理<br>345千円(H15予算)  | 展望台への2コース  | なし   | 町の公園等は呉市が引継ぎ,維持管理に努める。                                   |
|                  |                   | その他(名称・内容など)   | なし  | 火山周辺生活環境保全林として整備,平成13年度完了<br>トイレ等施設の維持管理を行う。  | ・蒲刈ふるさと自然の道(遊歩道)は,嘱託職員1名を置き維持管理を行っている<br>・ウォーキングセンター   | 水源の森基金事業負担金<br>156千円(H15予算)  | なし   | なし   |  |

| 大項目                          |    | 呉市  | 音戸町   | 倉橋町  | 蒲刈町  | 安浦町                                  | 豊浜町   | 豊町   | 調整方針案                 |                                 |
|------------------------------|----|---|---|--|--|--------------------------------------|---|--|-----------------------|---------------------------------|
| 中項目                          |    |   |   |  |  |                                      |   |  |                       |                                 |
| 小項目                          |    |   |   |  |  |                                      |   |  |                       |                                 |
| 事務事業等                        |    |   |   |  |  |                                      |   |  |                       |                                 |
| (ウ)市民参加の森林づくり                |    |   |   |  |  |                                      |   |  |                       |                                 |
| ボランティアの育成等                   | 内容 | 森林サポーターの育成<br>市民参加の森づくりで指導的な役割を果たすことができる指導者や組織の育成を図る。<br>森林ボランティアの育成<br>自然環境の仕組みを認識し、森づくりを体験することにより、森林保全に対する意識の高揚とボランティア活動として緑化推進への参画を推進するため開講する「どんぐり塾」を支援する。 | なし  | なし   | なし   | なし                                   | なし  | なし   | 呉市の制度を適用する。           |                                 |
| その他(名称・内容など)                 |    | 植林事業<br>市民に苗木を配り、育ててもらい、その後市有地に植林する。  | なし  | なし   | なし   | なし                                   | なし  | 林道脇の除草<br>公園の下刈り等  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |                                 |
| カ 水産業振興                      |    |   |   |  |  |                                      |   |  |                       |                                 |
| (ア)栽培漁業の推進                   |    |   |   |  |  |                                      |   |  |                       |                                 |
| 築いそ補助率<br>国 1/2<br>県 1/4     | 内容 | 浅海域において人工的に磯を造成し、稚魚の育成場やタコ、ナマコ等水産動物の生息場等生産基盤を整備する。  | 人工的に磯を造成し、魚介類の生産基盤を強化する。  | 浅海域において人工的に磯を造成し、ナマコ等の水産動物の生産基盤を強化する。                | 地域漁場に自然石を投入し、漁場改良をし、定着性生産物、藻類資源の維持増大と生産力増強を図る。 | なし                                   | 浅海域において人工的に磯を造成することにより、新漁場の造成・天然磯の拡充を図り、タコ等定着性水産物の増産・幼稚魚の保護等生産基盤を強化する。<br>H15年度予算(築いそ)<br>1650㎡・7,800千円 | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |                                 |
| 魚介類放流                        | 内容 | 漁協が実施するヒラメ、クルマエビ、クロダイ、アサリ、ギザミ等の稚魚放流事業に対して事業費(種苗費・運搬費・漁船借上料・作業員費等)の1/2以内の助成を行う。  | 漁協が実施するヒラメ、クルマエビ、クロダイ、ナマコ、アワビ、ギザミ等の稚魚放流事業に対して事業費(購入費及び運搬費)の1/2以内の助成を行う。 | 漁協が実施するヒラメ、メバル、カニ、クルマエビ等高級漁の放流事業に対して1/2助成を行う。        | 地域漁場に、クロダイ・ヒラメ・ギザミ・メバルの稚魚の放流<br>補助率 5/6        | ヒラメ、クロダイ、メバル等の放流事業に対して事業費の1/2の助成を行う。 | なし  | クルマエビ、ヒラメの稚魚の放流<br>事業費全額負担<br>ヒラメ:12,500匹、1,050千円<br>クルマエビ:<br>22,000匹、1,050千円   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |                                 |
| 水産教室                         | 内容 | 小学生を対象とし、マダイの飼付け事業を通して栽培漁業についての講義や実際に給餌を体験することにより、水産資源の大切さを啓発する。  | なし  | なし   | なし   | なし                                   | なし  | ヒラメの放流体験<br>車えび(小型底びき)体験   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |                                 |
| 並型魚礁設置<br>事業<br>補助率<br>国 2/3 | 内容 | 魚類を対象とする魚礁漁場を人工的に造成し、水産資源の増大を図る。  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)<br>H15年度実施予定:なし<br>H17年度実施予定:<br>事業費30,000千円 | 3年に1回実施している。                                   | なし                                   | (呉市に同じ)   | 魚類を対象とする魚礁漁場を人工的に造成し、水産資源の増大を図る。<br>H16年度<br>採択中止<br>H17年度<br>1,491空m3 3,000万円   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |                                 |
| マダイ飼付け<br>事業                 | 内容 | 歩留まりと定着率を向上させ、放流効果を高めるため、中間育成したマダイの稚魚を港内に放流し、約50日間給餌する飼付け事業を行っている。<br>(財)広島県漁業振興基金に対して1/2以内の助成を行う。  | なし  | なし   | なし   | なし                                   | (呉市に同じ)   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 |                                 |
| (社)広島県栽培漁業協会負担金              | 内容 | つくり育てる漁業を推進するため、稚魚の生産を行う当該協会への負担金   | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)                              | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)  |                       |                                 |
| その他(名称・内容など)                 |    | なし  | なし  | なし   | なし   | なし                                   | なし  | マダイ資源の維持増大を図るため、マダイの中間育成放流する。<br>海洋牧場施設管理委託事業<br>放流マダイの効率のかつ計画的回収を図るため、漁港内に設置した海洋牧場施設を円滑に運営するため保守点検を行う。(海域高度利用システム導入事業 主体:広島県)<br>事業費(H15年度予算)<br>歳入:水産業費委託金(沖合音響ブイ点検補修委託)<br>750,000円<br>歳出:音響給餌ロボット保守点検委託料<br>250,000円<br>船舶借上料・飼料費他<br>500,000円 | なし                    | 豊浜町の事業については、引き継ぐ方向で調整していくものとする。 |

| 大項目                             |            | 呉市   | 音戸町  | 倉橋町   | 蒲刈町   | 安浦町                                   | 豊浜町  | 豊町                                | 調整方針案   |
|---------------------------------|------------|--|--|---|---|---------------------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 中項目                             |            |  |  |   |   |                                       |  |                                   |   |
| 小項目                             |            |  |  |   |   |                                       |  |                                   |   |
| 事務事業等                           |            |  |  |   |   |                                       |  |                                   |   |
| <b>(イ) 漁場環境の保全</b>              |            |  |  |   |   |                                       |  |                                   |   |
| 海底清掃事業<br>補助率<br>国 1/2<br>県 1/5 | 内容(県)      | 沿岸漁場にたい積している廃棄物を除去することにより、漁場機能を回復し、沿岸漁業の生産の増大と漁業経営の安定を図る。  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)   | なし  | (呉市に同じ)                               | なし   | (呉市に同じ)<br>13年度実施                 | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                               |
| 海浜清掃事業                          | 内容         | 海浜にたい積・漂着しているゴミを除去し、漁業活動の円滑化と市民の憩いの場の保全や海浜景観の向上を図る。  | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)                                       | (呉市に同じ)                               | なし   | (呉市に同じ)<br>H13年度:6,7月の2回実施        | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                               |
|                                 | 委託<br>実施主体 | ゴミ処理等の運搬費用を負担<br>漁業協同組合  | なし<br>(呉市に同じ)  | なし<br>漁業協同組合及び各種団体  | なし<br>(呉市に同じ)                                 | なし<br>(呉市に同じ)                         |  | 処理は町の施設で実施<br>ゆたか漁業振興育成協会         |   |
| 漁協への助成                          |            | 漁協相互の連絡調整や健全なる漁協育成を図るため市内の漁協で組織している「呉漁業協同組合連絡協議会」へ助成を行う。   | 町内3漁協への助成  | 町内2漁協への助成   | 2漁協に振興資金として助成                                 | 町内1漁協への助成                             | 県外出漁対策等のため町内2漁協と組織している「豊浜町水産振興協議会」へ助成を行う。              | 豊町の漁業者で組織している「ゆたか漁業振興育成協会」へ助成を行う。 | 合併時までに調整を図っていくものとする。                                |
| 漁業経営資金<br>融資預託貸付                | 預託機関       | 広島県信用漁業協同組合連合会   | (呉市に同じ)  |   |   |                                       |  |                                   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                               |
|                                 | 融資対象者      | 漁業協同組合員  |  |   |   |                                       |  |                                   |   |
|                                 | 融資対象資金     | 呉市漁業経営総合資金<br>水産業の振興に必要な資金を低利で融資するために市独自で融資制度を設けている。<br>漁船の建造、改造及び漁業施設の改良、造成並びに各種漁具、資材等の購入資金<br>漁家経営の転換や合理化等による現状経営の再建整備資金 | 漁業経営のための原材料購入資金<br>漁船の建造、改良又は取得に要する資金<br>魚類増養殖施設の建造、改良又は取得に要する資金<br>水産加工処理施設の建造、改良又は取得に要する資金<br>漁具、漁網の購入に要する資金<br>漁家経営に必要な資金 | なし  | なし  | なし                                    | なし   | なし                                |   |
|                                 | 融資限度額      | 2,000万円  |  |   |   |                                       |  |                                   |   |
|                                 | 融資期間<br>利率 | 1年以内<br>年2.1575%(H15)  | 融資機関の定めによる。  |   |   |                                       |  |                                   |   |
| 漁船保険                            | 事業内容       | 漁船保険に加入する漁業者に対して保険料の一部を助成する。   | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)                                       | (呉市に同じ)                               | (呉市に同じ)  | (呉市に同じ)                           | 呉市の制度に統一する。   |
|                                 | 対象者        | 漁船保険に加入している漁船の所有者又は使用者   | (呉市に同じ)  | 全般加入区の区域内に住所を有し、保険価格の5割以上の保険金額で保険に加入している漁船所有者                         | 全般加入区の区域内に住所を有し、保険価格の5割以上の保険金額で保険に加入している漁船所有者 | 安浦漁業協同組合委員に対して使用している漁船所有者             | 町内2漁協正組合員(持ち船1隻)                                       | 2漁協組合員(持船2隻まで)                    |   |
|                                 | 補助率        | 保険料から国庫補助金を除いた納入保険料の1/2  | 保険料から国庫補助金を除いた納入保険料の補助<br>普通保険:25%<br>基本保険:25%<br>満期保険:11%   | 漁船保険:保険価格の6.5割の保険金額を補助対象の限度額とし、その保険料の3割以内<br>漁船船主責任保険:保険料額×3割 - 国庫補助金 | 50%以内   | 8割普通保険:50%<br>10割普通保険:60%<br>P1保険:50% | 漁船保険:普通保険の保険価格の5割(基本損害10トン未満2,000万・10トン以上3,000万の保険料全額) | 保険価格の6割を町が負担                      |   |
| 漁業共済補助                          | 事業内容       | カキ及びのり養殖共済に加入する漁業者に対して共済掛金の一部を助成する。  | 養殖事業に加入する漁業者の掛金の一部助成   | なし  | なし  | カキ共済事業の掛金の一部助成                        | なし   | なし                                | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                               |
|                                 | 補助対象       | 養殖共済に加入したカキ又はのり養殖業を営む市内の漁業協同組合の組合員   | 養殖共済に加入した漁業協同組合の組合員  |   |   | カキ養殖業を営む漁業協同組合の組合員に対し共済契約に加入した場合      |  |                                   |   |
|                                 | 補助額        | 共済掛金額から国庫補助金を除いた納入掛金額の1/2  | 契約者負担額の20%以内(カキ及びひタイの生物のみ)   |   |   | (呉市に同じ)                               |  |                                   |   |
| 漁業近代化施設の整備                      |            | 経営の合理化や近代化を図るために市独自で棧橋等近代化施設を整備<br>また、漁業協同組合が整備した漁船修理施設、漁業用棧橋、共同作業所等の近代化施設に対して、国庫補助金、県補助金を除いた事業費の1/2以内を助成する。               | なし   | 経営の合理化や近代化を図るため国庫・県費補助外について援助<br>H15年度、漁船巻揚施設整備中(倉橋島漁協)               | 水産物荷さばき施設:273㎡                                | なし                                    | 経営の合理化や近代化を図るため、町独自で施設を整備。<br>近年、漁協が整備した事例はない。         | 漁船修理用浮ドックの設置と年間の維持管理費を町が負担        | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。<br>漁業施設等は呉市に引き継ぎ、維持管理・整備に努める。 |
| <b>(ウ) 親水レクリエーションの推進等</b>       |            |  |  |   |   |                                       |  |                                   |   |
| 水産まつり<br>事業補助                   | 内容         | 呉市のカキのPRと消費拡大を目的に開催される「呉かきまつり」を支援する。   | 町内3漁協が開催する「かき祭」を支援する。  | イベント 宝島くらはしフェスティバル<br>倉橋町農水産物の展示・販売<br>毎年2月第3日曜日に開催                   | なし  | なし                                    | なし   | なし                                | 町地域のイベントについては、引き続き、実施できるよう支援していく。                   |
|                                 | 実施主体       | 呉オイスタークラブ  | 町内3漁協  |   |   |                                       |  |                                   |   |

| 大項目          |      | 呉市   | 音戸町   | 倉橋町  | 蒲刈町                  | 安浦町               | 豊浜町   | 豊町   | 調整方針案  |
|--------------|------|--|---|--|----------------------|-------------------|---|--|--|
| 中項目          |      |  |   |  |                      |                   |   |  |  |
| 小項目          |      |  |   |  |                      |                   |   |  |  |
| 事務事業等        |      |  |   |  |                      |                   |   |  |  |
| (工)施設        |      |  |   |  |                      |                   |   |  |  |
| 水産振興         | 名称   | 漁船巻揚施設   | 漁船巻揚施設等   | 漁船巻揚施設   | 漁船巻揚施設:3ヶ所<br>浮桟橋:2基 | 漁船巻揚施設:1ヶ所        | 漁船保全修理施設<br>浮き桟橋(町管理)   | 漁業用浮桟橋 9基(町管理)<br>農業用浮桟橋12基(町管理)<br>浮きドック1 | 町の施設は呉市が引継ぎ、維持管理に努める。<br>ただし、管理方法については、引き続き、協議していくものとする。       |
|              | 施設内容 | 桟橋,共同作業所,漁船巻揚施設  | 漁船巻揚施設(音戸・田原・早瀬)<br>桟橋電燈(音戸・田原・早瀬)<br>漁具倉庫(音戸・田原)<br>力干筏製作所(田原) | 漁船巻揚施設(須川,オノ木)<br>桟橋電燈(町補助あり)<br>漁具倉庫(オノ木,尾曾郷,袋の内)<br>浮桟橋(須川,オノ木)<br>力干筏製作所(袋の内) | 漁船巻揚施設,松島浮桟橋         | 漁船巻揚施設            | 漁船巻揚施設(ドック)<br>漁船維持安定のための保全修理<br>作業員1名(個人委託)<br>15基   |  |  |
|              | 事業場所 | 仁方港,大地蔵漁港,三之瀬港   | 音戸漁港,田原漁港,<br>釣土田港(早瀬)  | 倉橋漁港<br>室尾にも整備中  | 大浦港,宮盛港,向港           | 三津口港              | 豊島漁港  |  |  |
| 生活環境基盤の整備    | 内容   | 住民の健康増進,交流の場の提供及び防災機能,漁村景観の向上をはかるため,大地蔵地区に緑地広場を設置する。<br>漁業集落排水事業 | なし  | 漁業集落排水事業   | なし                   | なし                | なし  | なし   | 呉市の制度に統一し,現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。<br>(使用料及び分担金等については第5回法定協議会へ提案予定) |
| その他(名称・内容など) |      | なし   | なし  | なし   | なし                   | 維持補修費用及び水道,電気費用補助 | 漁船漁具保全施設<br>数種類の漁具の格納,運搬を容易にし作業の効率化と住環境の改善を図る。用地は県から貸与。<br>敷地面積:519.46㎡<br>借地料:198千円(H15年度予算) | なし   | 町の施設は呉市が引継ぎ、維持管理に努める。<br>ただし、管理方法については、引き続き、協議していくものとする。       |

| 大項目            |               | 呉市  | 音戸町   | 倉橋町   | 蒲刈町                         | 安浦町   | 豊浜町  | 豊町   | 調整方針案                                     |
|----------------|---------------|---|---|---|-----------------------------|---|--|--|---|
| 中項目            |               |   |   |   |                             |   |  |  |   |
| 小項目            |               |   |   |   |                             |   |  |  |   |
| 事務事業等          |               |   |   |   |                             |   |  |  |   |
| (6)都市計画・まちづくり等 |               |   |   |   |                             |   |  |  |   |
| ア 駐車場・駐輪場対策    |               |   |   |   |                             |   |  |  |   |
| 公営駐車場          | 設置箇所数及び駐車収容台数 | 路外駐車場:5か所,1,204台  | 駐車場:1か所,55台   |   |                             | 駐車場:1か所(内海),50台   |  |  | 各町の施設は現行のとおり呉市に引き継ぎ、運営方法等については合併までに調整する。  |
|                | 駐車料金          | 路外駐車場:<br>最初の1時間まで160円・200円<br>以後30分までごとに80円・100円<br>1泊800円・1,000円  | 音戸大橋下駐車場<br>1時間120円<br>30分ごとに60円追加<br>上限が700円<br>商工会に管理委託 | なし<br>(夏場の海水浴客対応のため、桂浜ふれあいセンター等、施設の駐車場について、600円/日を徴収) | なし                          | 乗用車<br>3,150円/月<br>100円/時<br>軽自動車<br>2,625円/月<br>100円/時<br>その後、30分毎に50円増し   | なし   | なし   |   |
| 公営駐輪場          | 設置箇所数及び駐輪収容台数 | 有料駐輪場:2か所,2,800台<br>呉駅西:1,400台<br>広駅前:1,400台<br>無料駐輪場:9か所,1,800台  | 無料駐輪場:1か所,44㎡<br>音戸大橋下:55台+                               | なし  | 無料駐輪場:1ヶ所(向駐輪場),76台         | 有料駐輪場:1か所,480台<br>安登駅自転車等駐輪場<br>(原付・自転車:登録制有料)<br>登録利用<br>原付:2,000円/月<br>自転車:1,000円/月<br>一時利用<br>原付:200円/回<br>自転車:100円/回<br>無料駐輪場:1か所<br>(安浦駅前) | なし   | なし   | 各町の施設は現行のとおり呉市に引き継ぎ、運営方法等については合併までに調整する。  |
|                | 駐輪放置規制<br>区域  | 規制区域<br>2地区(呉駅周辺・広駅周辺)  | 1.44ha  | なし  | なし                          | 2地区<br>(安浦駅周辺・安登駅周辺)<br>区域の指定のみ   | なし   | なし   |   |
| 官公庁駐車場の休日開放    | 開放場所          | 呉市役所内(本庁)   |   | 葬儀等で申請があれば対応  | 役場                          |   | 盆・正月の中学校開放   |  | 現行のとおりとする。                                |
|                | 開放日及び開放時間     | 土・日曜日・祝日、振替休日、年末年始(1月1日は除く。)  | なし  | 業務に支障がない範囲  | 全日                          | なし  | 日曜日・祝日、振替休日、年末年始の終日  | なし   |   |
| 駐車場案内システム設置    | 導入対象地区        | 中央地区を中心に130haの地区  |   |   |                             |   |  |  | -   |
|                | 導入内容          | 駐車場周辺での待機車両及び違法駐車を解消し、駐車場探しを容易にするため   | なし  | なし  | なし                          | なし  | なし   | なし   |   |
| イ 防犯灯設置等補助     |               |   |   |   |                             |   |  |  |   |
| 自治会・町内会補助      | 屋外掲示板設置補助     | 内容<br>自治会コミュニケーションの推進及び市政の広報を進めるため設置する場合  | 自治会が地域の人に広報等をするために設置するもの                                  | 町で設置  | 補助制度なし<br>向・田戸地区で区が設置、維持・管理 | 全額町費で設置   | なし   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                     |
|                | 防犯灯設置維持補修補助   | 補助限度額<br>25,000円(1/2補助)   | 一律5,000円  | 補助制度なし<br>各区において設置・維持管理                               | 補助制度なし<br>各区において設置、維持・管理    | 防犯灯設置費補助金<br>自治会が管理運営する防犯灯の設置費用に対し補助を行う<br>設置費の全額を町が補助<br>維持管理費・電気代は各自治会が負担   | 豊浜町防犯灯補助金<br>町が設置し、区が管理運営する防犯灯の電気料金に対し補助を行っている。<br>(呉市に同じ) | 防犯街灯取替事業<br>街灯について維持管理している各町内会<br>設置費の1/2<br>維持管理費の1/2<br>電気代は町が負担 |   |
| ウ 市街地の再開発等     |               |   |   |   |                             |   |  |  |   |
| 土地区画整理事業       | 実施状況          | 6か所,476.3ha<br>整備済:4か所,318.3ha<br>(呉復興、豊栄新開、広第一、呉駅南拠点整備)<br>整備中:1か所,31.0ha<br>(広古新開)<br>整備未定:1か所,127.0ha<br>(広駅前) | なし  | なし  | なし                          | 1か所,17.1ha整備中<br>安浦駅北土地区画整理事業   | なし   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。(安浦町の事業は引継ぎ、実施に努める。) |
| 市街地再開発事業       | 実施状況          | 1か所<br>1.3ha(整備済:呉駅前西)  | なし  | なし  | なし                          | なし  | なし   | なし   | 呉市の制度を適用する。                               |
| 地区計画           | 対象            | 6か所<br>99.1ha   | なし  | なし  | なし                          | なし  | なし   | なし   | 呉市の制度を適用する。                               |
| 道路・橋りょう・農林道等   |               | 各台帳の整備  | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)   | (呉市に同じ)                     | (呉市に同じ)   | なし   | なし   | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。                     |

| 大項目             |            | 呉市  | 音戸町   | 倉橋町   | 蒲刈町   | 安浦町   | 豊浜町   | 豊町   | 調整方針案   |
|-----------------|------------|---|---|---|---|---|---|--|---|
| 中項目             |            |   |   |   |   |   |   |  |   |
| 小項目             |            |   |   |   |   |   |   |  |   |
| 事務事業等           |            |   |   |   |   |   |   |  |   |
| まちづくり推進方策       |            |   |   |   |   |   |   |  |   |
| まちづくり活動の推進      | 内容<br>補助額  | 呉市まちづくり活動企画コンペ事業<br>市民の創造を生かした個性あふれるまちづくり活動計画を募集し助成金交付<br>20～30万円   | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし   | 呉市の制度を適用する。                                       |
| 都市景観の保全         | 内容         | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | なし  | 「豊町重要伝統的建造物群保存地区保存条例」<br>対象：豊町御手洗伝統的建造物群保存地区内で以下の行為についてはあらかじめ教育委員会の許可を得なければならない<br>1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除去<br>2) 建築物等の修繕、模様替又は、色彩等の変更で外観を変更することとなるもの<br>3) 宅地の造成、その他の土地の形質の変更<br>4) 木竹の伐採<br>5) 土石類の採取<br>6) 水面の埋立又は干拓 | 現行のとおり、条例を引き継ぐ。(市において条例を制定する。)                    |
| 建築物の駐車施設の附置義務   | 内容         | 「呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」<br>建築物の新築及び増築並びに事務所用建築物の場合の駐車施設の附置<br>適用範囲：駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域及び周辺地区<br>駐車施設の規模(1台につき)<br>2.3m×5.0m<br>3.5m×6.0m(車いす利用者用)、特定用途に供する部分を有する建築物の場合の最低1台の規模<br><br>建築物の新築及び増築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置<br>駐車施設の規模：3.0m×7.7m<br>はり下の高さ：3.0m | なし  | なし  | なし  | 建築基準法に準拠  | なし  | なし   | 呉市の制度を適用する。                                       |
| オ 地籍調査・住居表示整備状況 |            |   |   |   |   |   |   |  |   |
| 地籍調査事業          |            | H11年度より休止中<br>旧下蒲刈町の事業を引き継ぎ実施   | 昭和48～55年で全ての地域において調査完了(調査実施後に表示された土地を除く)                              | 実施中   | 宅地、農地は終了<br>山林部は未実施                                       | 昭和43年より実施中<br>(耕地部は全域完了)  | 未実施   | 未実施  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。(継続中の事業については内容を精査し、実施していく。)  |
| 住居表示事業          | 市街地区面積(A)  | 45.38km <sup>2</sup><br>上記数字は計画区域(住居表示実施、議決済区域)   | 7.21km <sup>2</sup>   | 未実施   | なし  | 5.82km <sup>2</sup><br>上記数字は計画区域(議会の議決を終了区域)                                | 未実施   | 未実施  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。(安浦町については合併時に実施できるよう調整に努める。) |
|                 | 実施済面積(B)   | 45.10km <sup>2</sup>  | 7.21km <sup>2</sup>   |   |   |   |   |  |   |
|                 | 実施率(B)/(A) | 99.38%  | 100%  |   |   |   |   |  |   |
| カ 入札制度          |            |   |   |   |   |   |   |  |   |
| 土木・建築の入札契約状況    |            | ランク付けあり<br>低入札価格調査制度<br>予定価格の事前公表<br>(全ての建設工事)<br>受注希望型指名競争入札の導入(500万円以上の建設工事)  | ランク付けあり<br>(町内業者のみ)<br>低入札価格調査制度なし<br>予定価格の事前公表なし<br>受注希望型指名競争入札の導入なし | ランク付けあり<br>低入札価格調査制度なし<br>予定価格の事前公表なし<br>受注希望型指名競争入札の導入なし | ランク付けあり<br>低入札価格調査制度あり<br>予定価格の事前公表なし<br>受注希望型指名競争入札の導入なし | 指名業者選定委員会で業者選定<br>ランク付けなし<br>低入札価格調査制度なし<br>予定価格の事前公表なし<br>受注希望型指名競争入札の導入なし | 指名競争入札業者選定規定あり<br>ランク付けあり<br>低入札価格調査制度なし<br>予定価格の事前公表なし<br>受注希望型指名競争入札の導入なし | 指名競争入札業者選定委員会制度<br>ランク付けなし<br>低入札価格調査制度なし<br>予定価格の事前公表なし<br>受注希望型指名競争入札の導入なし   | 呉市の制度に統一する。                                       |



| 大項目   |               | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町  | 蒲刈町  | 安浦町  | 豊浜町  | 豊町                                  | 調整方針案   |
|-------|---------------|---|--|--|--|--|--|-------------------------------------|---|
| 中項目   |               |   |  |  |  |  |  |                                     |   |
| 小項目   |               |   |  |  |  |  |  |                                     |   |
| 事務事業等 |               |   |  |  |  |  |  |                                     |   |
| キ     | 急傾斜地復旧整備      |   |  |  |  |  |  |                                     |   |
|       | 復旧整備融資事業(無利子) | 50万円～500万円の融資に対し、市が全額利子補給   | なし   | なし   | なし   | なし   | なし   | (呉市に同じ)                             | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|       | 急傾斜地崩壊防止事業    | H13年度<br>公共25か所 1,087,308千円<br>県費18か所 267,391千円<br>H14年度(見込)<br>公共25か所 1,074,190千円<br>県費23か所 566,652千円<br>H15年度(計画)<br>公共22か所 1,348,563千円<br>県費25か所 556,700千円   | H13年度<br>県費2か所 47,517千円<br>H14年度(見込)<br>県費2か所 55,760千円<br>H15年度(計画)<br>県費1か所 30,000千円                | H15年度(計画)<br>公共1か所 40,000千円  | 県費<br>H13年1か所 16,000千円<br>H14年1か所 12,000千円 | H13年度<br>県費1件 41,100千円<br>H14年度(見込)<br>県費1件 9,965千円<br>H15年度(計画)<br>県費1件 14,672千円  | H14年度(見込)<br>県費2か所 16,000千円<br>H15年度(計画)<br>県費1か所 10,000千円 | H16 大浦地区(予定)                        | 呉市の制度に統一する。   |
| ク     | 港湾の管理等        |   |  |  |  |  |  |                                     |   |
|       | 港湾・港湾施設の管理    | 重要港湾の指定<br>市が港湾管理者で呉市条例・規則により管理(呉港区、広港区、仁方港区)<br>使用許可及び使用料の徴収を行う。<br>公有水面の埋立て・占用・工事等は市が免許・許可を行う。<br>県が港湾管理者である地方港湾蒲刈港の呉市域を県から管理受託   | 地方港湾の指定<br>町が港湾管理者(波多見港、奥内港)<br>使用の許可<br>公有水面の埋立て・占用・工事等は町が免許・許可を行う。                                 | 港湾管理責任者<br>袋の内港、大迫港<br>公有水面の埋立て・占用・工事等は町が免許・許可を行う。                             | 地方港湾蒲刈港(大浦、宮盛、田戸、向地区)を県より管理受託              | なし   | なし   | 広島県と豊町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約により管理 | 町管理の地方港湾については、呉市が引き継ぎ、県から管理を受託している港については、引き続き呉市が県からの管理委託を継続する。                |
|       | 漁港の管理・運営      | 呉市漁港管理条例により管理(大屋漁港、情島漁港、大地蔵漁港)  | 田原漁港管理条例により管理(田原漁港)  | 倉橋町漁港管理条例により管理(長谷漁港)   | 原漁港管理条例により管理                               | 県漁港管理条例による管理(安浦漁港)   | 県漁港管理条例による管理(豊島漁港)   | 広島県と豊町との間における漁港管理事務委託に関する規約による管理    | 呉市の制度に統一する。<br>(町管理の漁港については呉市が引き継ぎ、県から管理を受託している漁港については、引き続き呉市が県からの管理委託を継続する。) |
|       | 海運組合への補助      | なし  | 早瀬船主組合を窓口として海運組合大音倉支部へ補助金(機船振興費補助金)を支出<br>H15年度予算:120千円<br>また、早瀬船主組合に対し、棧橋電燈補助金として支出<br>H15年度予算:10千円 | 広島県内航海運組合倉橋支部へ補助金を支出<br>H15年度予算:56千円<br>同組合が行う船舶職員養成事業に補助金を支出<br>H15年度予算:160千円 | あり<br>蒲刈海運組合補助:100千円                       | なし   | なし   | なし                                  | 3年の経過措置の後、廃止する。   |
| ケ     | 宅地開発・建築物の指導   |   |  |  |  |  |  |                                     |   |
|       | 宅地開発指導        | 「呉市宅地開発指導要綱」<br>呉市区域内における無秩序な市街化防止と自然と調和のとれた良好な住環境の実現により、豊かな住みよい都市づくりを図るため、道路・公園等の整備基準を定め、指導を行っている。<br>一区画基準面積設定<br>市街化調整区域、第一種低層住居専用地域等:165㎡   | 「音戸町開発事業における公共施設等に関する指導要綱」<br>一区画最低面積:165㎡以上   | なし   | なし   | 「安浦町宅地開発事業指導要綱」<br>無秩序な市街化が行われることを規制し、住みよい街づくりのため宅地開発面積が500㎡以上3,000㎡未満の宅地開発に適用する<br>一宅地を165㎡以上に制限する。<br>ただし、やむを得ない場合は130㎡以上でもよとする。 | なし   | なし                                  | 呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。   |
|       | 中高層建築物に関する指導  | 「呉市中高層建築物等の建築に関する取扱いについて(お願い)」<br>目的:中高層建築物の建築に起因する相隣問題等から地域住民の良好な居住環境等を保全するため、建築主と近隣住民は相互に協力しあい、紛争の未然防止及び解決を図る。<br>中高層建物(5階建て以上)の建築主は確認申請の概ね30日前にその建築計画を示す標識を建築予定地の見やすい場所に設置する。<br>また、中高層建物(3階建て以上)の建築主は紛争が生じたとき誠意を持ってその解決に当たる旨の誓約書を確認申請書に添付し、日照、電波障害、工事に伴う騒音、振動等近隣住民の生活環境の障害とならないように努め、事前に近隣住民に対して計画概要の説明を行う。 | なし   | なし   | なし   | 建築基準法に準拠   | なし   | なし                                  | 呉市の制度を適用する。   |

| 大項目      |            | 呉市   | 音戸町   | 倉橋町           | 蒲刈町  | 安浦町   | 豊浜町  | 豊町  | 調整方針案                      |
|----------|------------|--|---|---------------|--|---|--|---|----------------------------|
| 中項目      |            |  |   |               |  |   |  |   |                            |
| 小項目      |            |  |   |               |  |   |  |   |                            |
| 事務事業等    |            |  |   |               |  |   |  |   |                            |
| 公園・緑化等整備 |            |  |   |               |  |   |  |   |                            |
| 公園緑地等    | 緑化の推進・設置状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画策定</li> <li>・公園台帳整備</li> <li>・条例により占用許可・使用料徴収</li> <li>・維持管理等(地元管理人及び年間管理委託による。)</li> <li>住区基幹公園               <ul style="list-style-type: none"> <li>街区公園:244か所, 27.88ha</li> <li>近隣公園:9か所, 11.30ha</li> <li>地区公園:4か所, 22.60ha</li> <li>計:257か所, 61.78ha</li> </ul> </li> <li>都市基幹公園               <ul style="list-style-type: none"> <li>総合公園:2か所, 25.70ha</li> <li>運動公園:2か所, 14.80ha</li> <li>計:4か所, 40.50ha</li> </ul> </li> <li>特殊公園               <ul style="list-style-type: none"> <li>風致公園:3か所, 42.10ha</li> <li>歴史公園:1か所, 32.90ha</li> <li>特殊公園:1か所, 0.80ha</li> <li>墓園:1か所, 2.70ha</li> <li>計:6か所, 78.50ha</li> </ul> </li> <li>広域公園:0か所, 0.0ha</li> <li>都市緑地:1か所, 0.10ha</li> <li>緑道:0か所, 0.0ha</li> <li>合計:268か所, 180.88ha</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画(H14～H15で策定予定)</li> <li>・公園台帳の整備</li> <li>・条例により占用許可・使用料徴収(大浦崎公園)</li> <li>・維持管理等</li> <li>・特定地区公園事業(旧建設省補助事業)               <ul style="list-style-type: none"> <li>大浦崎公園(波多見6丁目) 5.34ha</li> </ul> </li> <li>・生活環境保全林整備事業(県営事業)               <ul style="list-style-type: none"> <li>恵下山公園(髙須3丁目) 2.47ha</li> </ul> </li> <li>・その他公園・緑地(単町事業)               <ol style="list-style-type: none"> <li>南隠渡公園(南隠渡1丁目) 0.07ha</li> <li>蛭子公園(有清1丁目) 0.02ha</li> <li>隠渡バイパス背後地広場(高須2丁目) 0.08ha</li> <li>坪井団地内広場(坪井3丁目) 0.12ha</li> <li>高須農協横緑地(高須2丁目) 0.02ha</li> <li>音戸保育所裏緑地(高須2丁目) 0.03ha</li> <li>竹田新開緑地(波多見2丁目) 0.29ha</li> </ol> </li> </ul> | 万葉植物公園 0.22ha | <ul style="list-style-type: none"> <li>であいの岬:24,988㎡</li> <li>物見岩公園:1,395㎡</li> <li>県民の浜</li> <li>恋ヶ浜</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園台帳整備</li> <li>・緑の基本計画策定</li> <li>・条例による占用許可,使用料徴収</li> <li>・維持管理等(基本的に地元管理,年間管理委託料を4か所)</li> <li>・安登中央ハイツ緑化協定</li> <li>住区基幹公園               <ul style="list-style-type: none"> <li>街区公園:19か所, 1.45ha</li> </ul> </li> <li>野呂川ダム公園(県施設)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>親水公園:1か所, 4,800㎡</li> <li>架橋記念公園:15,000㎡</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史の見える丘公園:5,182㎡</li> <li>豊町架橋記念公園(建設中)</li> </ul> | 公園施設等は呉市に引き継ぎ、維持管理・整備に努める。 |

| 大項目             |   | 呉市  | 音戸町  | 倉橋町   | 蒲刈町  | 安浦町   | 豊浜町   | 豊町   | 調整方針案   |
|-----------------|---|---|--|---|--|---|---|--|---|
| 中項目             |   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| 小項目             |   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| 事務事業等           |   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| (7)住宅対策         |   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| ア 町・市営住宅        |   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| 管理戸数等           | 内容  | 総数:2,771戸<br>木造:103戸, 非木造:2,668戸<br>公営:2,178戸<br>木造:77戸,非木造:2,101戸<br>改良:567戸<br>木造:0戸,非木造:567戸<br>その他:26戸<br>木造:26戸,非木造:0戸 | 総数:259戸<br>木造:57戸,非木造:202戸<br>公営:239戸<br>木造:57戸,非木造:182戸<br>改良12戸(非木造)<br>単独8戸(非木造)<br>入居資格:<br>半島振興法第2条第11項の規定により指定された地域のた<br>め,50歳未満の単身者も入居<br>資格を具備する。(H14.4.1から<br>適用) | 公営:24戸  | 総数:50戸<br>公営:21戸(非木造)<br>改良:29戸(非木造)   | 総数:310戸<br>公営:260戸<br>木造:2戸,非木造:258戸<br>改良50戸(非木造)                            | 総数:5戸<br>単独:5戸(木造)  | 総数:24戸<br>単独:6戸(木造)<br>公営:18戸(非木造)   | 住宅施設等は呉市に引き継<br>ぎ,維持管理・整備に努め<br>る。<br>なお,公営住宅家賃の算定<br>基準は,3年間現行のとおり<br>とした後,呉市の制度に統一<br>する。 |
| 家賃              | 内容  | 最低額:7,600円<br>(減免対象者及び募集停止住<br>宅を除く。)<br>最高額:100,200円<br>(未申告者に対する近傍同種<br>家賃を除く。)   | 最低額:1,800円<br>(減免対象者及び募集停止住<br>宅を除く。)<br>最高額:80,100円<br>(未申告者に対する近傍同種<br>家賃を除く。)   | 最低額:1,400円<br>(減免対象者及び募集停止住<br>宅を除く。)<br>最高額:46,200円<br>(未申告者に対する近傍同種<br>家賃を除く。)                              | 最低額:5,500円<br>(減免対象者及び募集停止住<br>宅を除く。)<br>最高額:58,600円<br>(未申告者に対する近傍同種<br>家賃を除く。) | 最低額:3,100円<br>(減免対象者を除く。)<br>最高額:80,000円<br>(未申告者に対する近傍同種<br>家賃を除く。)          | 最低額:7,000円(単独住宅)<br>最高額:9,900円(単独住宅)  | 最低額:2,500円(単独住宅)<br>最高額:42,700円<br>(未申告者に対する近傍同種<br>家賃を除く。)  |   |
| イ 優良賃貸住宅の供給     |   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| 特定優良賃貸住宅        | 制度名   | なし  | なし   | 特定優良賃貸住宅供給促進事<br>業(特定公共賃貸住宅)  | 特定優良賃貸住宅供給促進事<br>業(特定公共賃貸住宅)   | 特定優良賃貸住宅供給促進事<br>業(特定公共賃貸住宅)  | 特定優良賃貸住宅供給促進事<br>業(特定公共賃貸住宅)  | 豊町営特定公共賃貸住宅貸付<br>事業(特定公共賃貸住宅)  | 住宅施設等は呉市に引き継<br>ぎ,維持管理・整備に努め<br>る。  |
|                 | 内容  |   |  | 管理戸数:12戸<br>非木造(単身:3戸,世帯:9戸)  | 一定の条件を満たした中堅所<br>得者世帯に優良な住宅を供給<br>する。  | 一定の条件を満たした中堅所<br>得者世帯に優良な住宅を供給<br>する。   | 一定の条件を満たした中堅所<br>得者世帯に優良な住宅を供給<br>する。   | 特定優良住宅の供給促進に関<br>する法律(平成5年法律第52号<br>以下法)に基づく特定公共賃<br>貸住宅及び共同施設の設置及<br>び管理について,法及び地方<br>自治法(昭和22年法律第67号)<br>並びにこれらに基づく命令の<br>定めるところに准ずるほか,<br>必要な事項に定めるものによ<br>る。 |   |
|                 | 申込資格  |   |  | 自ら居住する為に住宅が必要<br>な者<br>家族全員の前年の月額所得<br>が200,000～601,000円の範囲<br>の者<br>月額所得が200,000未満で<br>若年層など所得の上昇が見込<br>まれる者 | 自ら居住する為に住宅が必要<br>な者<br>同居親族がある者<br>家族全員の前年の月額所得<br>が200,000～601,000円の範囲<br>の者    | 自ら居住する為に住宅が必要<br>な者<br>同居親族がある者<br>家族全員の前年の月額所得<br>が200,000～601,000円の範囲<br>の者 | 自ら居住する為に住宅が必要<br>な者<br>同居親族がある者<br>家族全員の前年の月額所得<br>が200,000～601,000円の範囲<br>の者 | 自ら居住する為に住宅が必要<br>な者のうち,同居親族がある<br>もの<br>家族全員の前年の月額所得<br>が200,000円以上の者<br>町長が適当と認める者  |   |
|                 | 管理主体  |   |  | 倉橋町   | 蒲刈町  | 安浦町   | 豊浜町   | 豊町   |   |
|                 | 管理戸数  |   |  | 12戸   | 12戸  | 24戸   | 4戸  | 13戸  |   |
| ウ 住宅建設資金等貸付制度   |   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| 対象者             | 住宅金融公庫の融資を受け<br>て,自ら居住するための住宅<br>(175㎡以下)を建設し,若しく<br>は購入し,又は増改築する個人<br>給与所得者:<br>年収14,421,053円以下<br>その他の者:<br>年間所得12,000,000円以下                               | なし  | なし   | なし  | なし   | なし  | なし  | なし   | 呉市の制度を適用する。   |
| 種別貸付(限度制度・償還期間) | 建設・購入<br>貸付限度額:1,000万円<br>償還期間:25年以内<br>中古住宅購入<br>貸付限度額:600万円<br>償還期間:20年以内<br>土地融資加算<br>貸付限度額400万円<br>償還期間は各貸付けと同じ<br>償還期間<br>増改築<br>貸付限度額200万円<br>償還期間10年以内 | なし  | なし   | なし  | なし   | なし  | なし  | なし   |   |
| 貸付利率            | 年2.8%(固定金利)   |   |  |   |  |   |   |  |   |
| 償還方法            | 元利均等月賦償還  |   |  |   |  |   |   |  |   |